

第9回死刑廃止世界会議報告書 別冊

発言録(録音反訳)

ECPM 世界死刑廃止会議参加弁護団



発言録(録音反訳)電子版はこちらからご覧いただけます。電子版はフルカラーで作成されていますので、図表や写真がカラーでご覧いただけます。

本発言録は、会場での録音を基にして、AIによる反訳及び翻訳をしたうえで、参加者による加筆修正をして作成しています。また、都合により、イベントの一部しか参加できていないレポート、録音ができている部分があります。

Table des matières

(DAY1 6/30)	2
1 開会式～OFFICIAL OPENING CEREMONY	2
(1) オープニング	2
(2) ジャン＝ノエル・パロ氏(フランス欧州・外務大臣)のスピーチ	3
(3) ラファエル・チェノー＝アザン氏(ECPM 事務局長)のスピーチ	5
(4) アミナタ・ニカテ氏(ECPM 会長)のスピーチ	7
(5) レバノンの大臣のスピーチ	9
(6) レバノン活動家の表彰	11
(7) アブデラティフ・ワフビ (Abdellatif Ouahbi) 氏(モロッコ王国法務大臣)のスピーチ	12
(8) アントニオ・グテーレス氏(国連事務総長)ビデオメッセージ	14
(9) 開会式 パネルディスカッション I	15
(10) 袴田ひで子さんスピーチ	19
(11) パネルディスカッション II ～死刑廃止に向けた国際的潮流と自由権規約第二選択議定書の批准状況～	20
(12) パネルディスカッション III ～死刑廃止に向けた国際社会の団結と欧州連合・各国による戦略的取り組み～	24
(13) 死刑廃止に向けた国際社会の連携とスイスおよび各国の取り組み	28
(14) フィリップ・モーリス氏のスピーチ	30
2 死刑廃止の主体としての司法～THE JUDICIARY AS AN ACTOR OF ABOLITION	32
3 マクロン大統領スピーチ	36
4 透明性の課題に直面する東アジア～EAST ASIA FACING THE CHALLENGE OF TRANSPARENCY : LESSONS FOR UNIVERSAL ABOLITION	40
(DAY2 7/1)	53
5 最高裁判所における死刑の違憲性への挑戦～CHALLENGING THE CONSTITUTIONALITY OF THE DEATH PENALTY BEFORE APEX COURTS	53
(DAY37/2)	66
8 犯罪化に直面するLGBTQI+～ALLIANCES IN ACTION : LGBTQI + MOVEMENTS AND ABOLITIONISTS IN THE FACE OF CRIMINALISATION	66
9 ベラルーシにおける死刑の状況～THE SITUATION OF THE DEATH PENALTY IN BELARUS : ABOLITIONIST ADVOCACY FROM BELARUSAN CIVIL SOCIETY AND YOUTH, AT THE NATIONAL AND INTERNATIONAL LEVELS	69
10 アジア太平洋地域の転換点～A TURNING POINT FOR THE ASIA PACIFIC : INDONESIA'S DEFACTO ABOLITION AND REGIONAL TRENDS	83
11 閉会式 ～CLOSING CEREMONY	93
(1) イントロダクション(司会進行)	93
(2) 開会挨拶 ヤエル・ブロン＝ピヴェ フランス国民議会議長	93
(3) 来賓祝辞 エレオノール・カロワ フランス欧州・外務副大臣	96
(4) 主催者謝辞 マルティン・バビンジュナ	98
(5) 死刑生還者の証言 アハメッド・ハオウ モロッコの元死刑囚	98
12 表彰式 ～AWARDS CEREMONY	100
(1) ユース・イニシアチブ賞(Youth Initiative Prize)の授与	100
(2) アドボカシー賞(Advocacy Award)の授与	101
(3) ディフェンス賞の授与	103
(4) ドキュメンテーション賞(Documentation Award)の授与	105
(5) ロベール・バダンテール・グランプリ(Grand Prix Robert Badinter)の発表と授与	107
13 第9回死刑廃止世界会議・閉会スピーチ	108

(DAY1 6/30)

1 開会式~OFFICIAL OPENING CEREMONY

(1) オープニング

(司会者1:ローラン)

皆様、ご臨席の皆様。ラジオ・フランスへ、ようこそおいでくださいました。皆様を心より歓迎いたします。そしてご列席の各国代表の皆様、ここパリで開催される「第9回世界死刑廃止会議」の開会にあたり、皆様をお迎えできたことを光栄に思います。この場所には、国際的な連帯の精神が満ちあふれています。

世界中から集まった先駆者たち、外交官の皆様、司法関係者の皆様、そしてパネリストの皆様、ようこそ。死刑廃止に向けたこの世界的な闘いに、共に変革をもたらそうと集まってくださった、ご家族の皆様、そしてすべての市民の皆様。どうか、私と共に壇上へお進みください。今回の世界会議は、主催である死刑廃止に向けて共に(ECPM)と、皆様の緊密な連携と、外部のさまざまなパートナー団体との協力によって実現いたしました。心より感謝申し上げます。

(司会者2:ピート・オウコ、ケニアの元死刑囚)

(共同司会者である)フランス24(France24)のジャーナリスト、ローランとともに、この開会式の司会を務めるピート・オウコです。

今日、私たちがここに集うにあたって認識しなければならないこと、それは「私たちの多様性こそが最大の強みである」ということです。歴史が証明しているように、ただ一人の人間、ただ一つの国家、ただ一つの組織だけで、この闘いを成し遂げることはできません。公的機関、政府、市民社会、そして若者も年長者も一丸となり、足並みを揃えて共に前進することによって初めて、私たちは暗闇を押し返すことができるのです。私たちは皆、この素晴らしい集いを称えています。

今日、私たちがこの素晴らしい集いを開催できているのは、ECPMの尽力によるものです。また、この会議は、初日からホスト国であるフランスをはじめ、今回のスポンサーであるスイスや欧州連合(EU)からの強力な支援を受けています。

そして、ここ「ラジオ・フランス(Maison de la Radio)」に集まれることは、なんと素晴らしい特権(名誉)でしょうか。ここは文化の場であり、議論の場です。これこそが表現の自由です。本日、私たちに門戸を開いてくださったラジオ・フランスに感謝いたします。

2001年の創設以来、この世界会議は単なる「会議」以上のものとなってきました。3年ごとに開催されるこの会議は、私たちの運動の「鼓動する心臓(中心地)」なのです。ここで私たちは勝利の喜びを分かち合います。

ここで私たちはこれまでの取り組みから学び、そして何よりも、歴史の流れを変えるような友情を築く場所がここなのです。

実際、この対話をできる限り豊かなものにするため、本日はいつもとは異なる形式(セットアップ)を採用しています。本日ご登壇いただくすべてのスピーカーの皆様へ、ちょっとした「挑戦(無理なお願い)」をさせていただきます。皆様には、一時的に公式なプロトコル(儀礼的な手順)を忘れていただくようお願いいたします。

長々とした形式的な前置きは省いていただくようお願いしました。そして、提案の核心へと直接入っていただきます。

本日は、形式を減らし、より多くの行動を起こすための日です。それこそが、今この瞬間に求められていることなのです。

(司会者2:ピート・オウコ)

フランスの歴史において、国際舞台でこの松明を掲げ続けることを止めたことは一度もありません。これはエマニュエル・マクロン大統領の深く根ざした強い確信でもあり、新たな世界的な動員を呼びかけています。

世界中が世界人権宣言の採択 75 周年を祝った 2023 年 12 月 10 日、大統領はこの会議をフランスで開催することを発表しました。それは世界への約束であり、死刑から完全に解放された未来に向けた、私たちの共通のコミットメントの更新でもあります。

(2) ジャン＝ノエル・バロ氏(フランス欧州・外務大臣)のスピーチ

(司会者1:ローラン)

まさにその通りです。責任、私たちの価値観への忠実さ、そして共有された闘いという精神に基づき、次の登壇者をお迎えできることを光栄に思います。壇上にお招きいたしましょう。欧州・外務大臣のジャン＝ノエル・バロ氏です。ようこそおいでくださいました。

(ジャン＝ノエル・バロ欧州・外務大臣)

国際機関および非政府組織(NGO)の代表の皆様、大臣の皆様、国会議員の皆様、大使の皆様、死刑廃止運動家の皆様、そしてご列席の皆様。

45 年前、フランスはその歴史の新たなページをめくりました。1981 年 10 月 9 日、ロベール・バダンテール司法大臣の主導のもと、死刑を廃止する法律が公布されたのです。

あの日、ロベール・バダンテールが国民議会で述べたように、フランスの司法は「殺す司法、苦悩の司法、死の司法」であることをやめました。人間の尊厳の名において、フランスは、道徳的にも法的にもいかなる正当化もできないこの非人道的な刑罰を、自国の領土内で適用することをやめたのです。

しかし、この闘いはまだ終わっていません。これは普遍的な闘いです。

フランスが廃止し、欧州が廃止した一方で、世界ではあまりにも多くの国が依然として死刑を執行しています。

イランでは、2022 年以降、死刑判決と執行が急増しています。私たちのイランの兄弟姉妹のことを忘れてはなりません。中国、サウジアラビア、米国でも、死刑はいまだ広く適用されています。

2025 年、アムネスティ・インターナショナルは 17 カ国で 2,700 件以上の執行を記録しました。この現実、私たちは警鐘を鳴らさなければなりません。1981 年以来、これほど多くの執行が行われたことはありません。これらは、標的を誤った司法の名のもとに奪われた、何千もの命なのです。

国連や市民社会からのすべての報告が示しているように、死刑にはいかなる抑止効果もありません。その適用は、政治的反対派、最も脆弱なグループ、そして少数派(マイノリティ)に対して差別的に行われることがほとんどです。その手続きは法外なものではありませんか。死刑は何も修復しません。それはただ破壊するだけです。

今日、廃止に向けた世界的な運動が沸き起こっています。私はここに敬意を表したいと思います。この運動は、欧州や国連の多数の加盟国によって推進されています。それだけでなく、弁護士や裁判官、検察官といった世界中の司法制度に関わる人々、そして何よりも市民社会や、国家が命を奪う権利を持つ世界という遺産を拒絶する若者たちによって支えられているのです。

25 年間にわたり、地域会議や世界会議を組織し、アドボカシー活動を展開し、裁判官や弁護士を育成することでこの闘いを推進させてきた ECPM に対し、心から感謝申し上げます。

2023 年 12 月、共和国大統領はこの会議の開催を呼びかけました。そして今日、私たちはここにいます。ECPM の行動と動員が、この約束を現実に変えたのです。

毎年情報を発信し、擁護し、国際的な市民社会を動員して変化の原動力となっているアムネスティ・インターナショナルをはじめ、世界死刑廃止連盟(WCADP)およびすべての市民社会組織に対し、心から感謝を申し上げます。

本日ここパリに集まり、自国において、時には大きなリスクを冒しながら日々この闘いを担っているすべての弁護士、裁判官、国会議員の皆様にご挨拶申し上げます。皆様のコミットメントは不可欠です。

この会議がここパリで開催されることには、特別な象徴性があります。私たちはここから目と鼻の先にあるシャイヨー宮の近くにいます。そこは 1948 年、人間の尊厳のための揺るぎない闘いによってノーベル平和賞

を受賞したルネ・カサンが参加し、世界人権宣言が採択された場所です。彼は 50 年前に世を去りましたが、今なお私たちにとって灯台であり、インスピレーションの源であり続けています。

親愛なる友人の皆様、私たちは普遍的な死刑廃止を達成するために、多国間レベルで取り組んでいます。2007 年、フランスは憲法に死刑の禁止を明記しました。この憲法改正により、私たちは死刑廃止を目的とする「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)の第 2 選択議定書」を批准することができました。この規約やその他のテキストを通じて、国連加盟国は死刑廃止を最優先事項としてきました。国際舞台において重要な決議が採択されてきたのです。2007 年、執行の世界的なモラトリアム(停止)を求める最初の決議が圧倒的多数で採択されました。

これらの決議は、不可逆的な傾向を示しています。世界は死刑に背を向けているのです。私たちの闘いは実を結んでいます。2024 年には、国連総会で 130 力国がこの決議に賛成票を投じました。

国連人権高等弁務官事務所は、国際舞台でこの闘いを導く上で重要な役割を果たしています。この点において、フォルカー・テュルク高等弁務官に敬意を表し、私たちと共にあることに感謝いたします。数日前にジュネーブで立ち上げられた「人権のための世界アライアンス」は、世論の動員に貢献するでしょう。市民社会だけでなく、民間セクターのアクターも同様です。弁護士の皆様、世界中で人権への攻撃が激化する中、このイニシアチブは極めて重要です。皆様は私たちの全面的な支持を得ています。

多くの国が、世界的な死刑廃止に向けてフランスの側に立っています。したがって、国際死刑廃止委員会の 24 の加盟国の行動に温かい感謝を捧げるとともに、この会議の準備に向けて動員してくださった世界会議の友人のコアグループ(Core Group)の加盟国にも感謝いたします。

司法権もまた、普遍的な廃止に向けた不可欠な同盟者です。欧州人権裁判所はこの意味において、かつてないほど根本的な役割を果たしてきました。そして、欧州評議会の事務総長であるアラン・ベルセ氏のご臨席を歓迎いたします。同裁判所は、欧州人権条約第 2 条の解釈を通じて、廃止を不可侵の原則へと段階的に高めてきました。これは欧州の人々にとっての誇りです。なぜなら、裁判官が死刑への訴えを拒否するたびに、廃止という建造物にその礎石を据えることになるからです。

弁護士の皆様についてはどうでしょうか。皆様は、被告人と執行室との間の「最後の防衛線」です。2024 年 10 月 9 日、フランス国民が啓蒙思想と 1789 年の精神とともにパンテオン(偉人世紀の殿堂)へと迎えた、ロベール・パダンテールの模範を思い出しましょう。彼にとって、死刑とは司法の敗北を意味していました。なぜなら、いかなる(執行という)失敗も、取り返しのつかないものだからです。

皆様、若者こそが普遍的な死刑廃止の希望です。学生、活動家、インフルエンサー、ここに私たちと共に集い、新たなエネルギーを持って廃止の闘いを担っているすべての人々。だからこそ、この世界会議は若者のコミットメントにスポットライトを当てることを決定したのです。私たちにとって重要なのは、人権教育を強化し、未来の法律家が廃止を擁護できるように訓練し、世界中の若い活動家のネットワークが主導するイニシアチブを推進することです。

死刑との闘いは、政治的な闘いだけではありません。それはシンプルな原則の表明です。「人間の尊厳には例外も階層も存在し得ない」という原則です。それは私たちの民主主義の生きた基盤であり、いかなる権力形態に対しても人間の優位性を基礎づける基本的原則なのです。

この要請から、フランスが終始一貫して結びついている一連の基本的自由、すなわち表現の自由、教育への権利、自由な選挙の枠組みにおける公的生活への参加の権利が導き出されます。フランスは、これらの権利が保護されるために決意を持って闘うすべての人々を支援します。

民主主義が試練に立たされている今、私たちは、私たちを結束させているもの、すなわち権利の普遍性と、私たちの社会をつなぐ原則への愛着を、明確に再確認しなければなりません。

「死刑は野蛮さの特別かつ永遠の象徴である。どこであれ、死刑が行われている場所では野蛮が支配している。死刑が稀な場所では、文明が君臨している。」——1848 年にヴィクトル・ユーゴーはこのように語りました。私たちは今日、この言葉とその闘いを引き継ぎ、この文明プロジェクトを現実のものとしします。

多くの皆様にご参集くださったこと、そして皆様のコミットメントと証言によって、皆様はこれらの価値に肉体を与え、私たちが死刑の普遍的廃止を達成するために切実に必要としているダイナミズムを生み出しています。

本日ご列席の皆様全員の共同の動員により、死刑のない世界という約束は、手の届くところにあります。ですから、うつむかないでください。諦めることなく、普遍的な廃止を達成するために絶え間なく働き続けましょう。ありがとうございました。

(司会者 2:ピート・オウコ)

非常に温かいお言葉と、包括的な展望をありがとうございました。

振り返ってみると、25 年前、この大規模な世界的集会在一つの共通の原動力によって突き動かされてきたと考えるのは、信じられないほど素晴らしいことです。まさにその通りです。25 年間にわたり、これは単なる一組織(ECPM)だけの活動ではありませんでした。変化をもたらすための手段だったのです。そしてそれらは、非常にシンプルでありながら、強力な真実から始まっています。本当の、持続可能な進歩は、孤立した状態では起こらないということです。それは、政府、国際機関、弁護士、活動家、若者、そして一般の市民の共同努力によってもたらされるのです。

(3) ラファエル・チェノー＝アザン氏(ECPM 事務局長)のスピーチ

(司会者 1:ローラン)

だからこそ、この世界会議はカレンダーの単なる一つの日程以上のものになったのです。ここは「インキュベーター(孵化器・新たなものを生み出す場)」です。何が成功し、何が失敗したかを学び、共有し、そして明日、人々の命を救うための戦略を構築する場所なのです。

(司会者 2:ピート・オウコ)

「#abolitionnow(今すぐ廃止を)」というハッシュタグを、会場の皆さんも全員、ぜひご自身の SNS アカウントで発信してください。これが、これから 3 日間にわたって皆さんが議論するテーマです。

それでは、この第 9 回世界会議を公式に開幕するにあたり、日々このミッションを生き、息吹を吹き込んでいの方々をお迎えするのが最もふさわしいでしょう。

ECPM の事務局長であるラファエル・チェノー＝アザン氏(Mr. Raphaël Chenuil – Hazan)、そして ECPM の会長であるアミナタ・ニカテ氏(Madam Aminata Niakaté)を壇上にお迎えできることを、無上の光栄に思います。ありがとうございます。

(ラファエル・チェノー＝アザン ECPM 事務局長)

(ラジオ・フランスの) Sylvie Vaillant(シルヴィ・ヴァイヤン)社長、文化と表現の自由の象徴であるこの素晴らしい場所に私たちを迎えていただき、感謝いたします。ジャン＝ノエル・パロ大臣、フランスは当初から私たちの最も身近なパートナーであり、世界的な死刑廃止の闘いにおける大黒柱(ピラー)です。

各国政府の代表の皆様、国際機関、公的機関、市民社会の皆様、親愛なる友人の皆様、そして廃止運動家の皆様。

ECPM が主催する「第 9 回世界死刑廃止会議」へ、皆様を心より歓迎いたします。

また、私たちのスポンサーである欧州委員会(欧州連合)およびスイス連邦、ならびに公的機関、協会、金融関連のすべてのパートナーの皆様にも感謝申し上げます。皆様の忠実なコミットメントがなければ、この世界会議は存在し得ませんでした。

今日、私は特別な感情を抱いています。なぜなら、私たちがロベール・バダンテール氏の眼差し(姿)のない世界会議を開幕するのは、今回が初めてだからです。

私は皆さんに、司法大臣としてのロベール・バダンテールについてお話するつもりはありません。一人の「活動家(運動家)」としてのロベール・バダンテールについてお話ししたいと思います。

彼は ECPM の名誉会長でした。彼は私たちの道徳的良心であり、ガイドであり、精神的父親であり、そして私たちの多くにとっての友人でした。ある意味で、私たちは皆「ロベールの子供たち」なのです。

彼自身がアルベール・カミュやヴィクトル・ユーゴーの精神的後継者であったように。この3つの偉大な声は、社会というものはその刑罰の厳しさによって裁かれるのではなく、その人道性の強さによって裁かれるのだということを、私たちに思い出させてくれます。

ロベール・バダンテールにとって、この世界会議は自分の家のようなものでした。彼は他のどんな廃止運動の活動家とも同じように、廊下を歩き回っていました。会議室に入っては議論に耳を傾け、世界中から集まった意見の交換を一つも見逃さないよう、イヤホンを耳にぴったりと当てて同時通訳を追っていました。彼はただ演説をするためだけにここに来ていたのではありません。耳を傾け、学び、励まし、そして次の世代へと伝えるために来ていたのです。今日、彼はもう肉体的には私たちの間にいません。しかし、彼の厳格さ、その勇氣、そしてその声は、私たちのすべての闘いの中に生き続けています。

私たちは、国際情勢が特に懸念される文脈の中で、この第9回会議を開幕します。いたるところで、複雑な問題に対して単純化された(安易な)解決策が勝っているように見えます。一部の国では、死刑が政治的な議論の道具になっています。抑圧のための道具、危機や国際的な緊張の高まりによって生じる恐怖に 대응するために、一部の指導者が誇示する「権力の象徴」になってしまっているのです。

私たちは強い口調で言わなければなりません。このような(死刑の)道具化は断じて容認できません。今や、ある一つの考えが世界中で受け入れられつつあります。それは、死刑を執行することは人権に対する重大な侵害である、ということです。

「人を殺すことは悪である」と証明するために(国家が)人を殺すことは、矛盾したままであります。そしてつまるところ、司法の名のもとに命を奪うこともまた、犯罪であることに変わりはありません。私たちは残念ながら、今日、世界人口の約75%が依然として死刑を存置している国家で暮らしているという現実を直視しなければなりません。私たちの闘いは、かつてないほど今まさに極めて重要な局面を迎えているのです。

しかし、見方を変えれば、国連に加盟している国の「4分の3」は、法律上または事実上(プラクティス)死刑を廃止しています。これはつまり、もう一度言いますが、世界の国々の75%は、もはや死刑を執行していないということを意味します。死刑廃止は、国から国へと、確実に、容赦なく前進しています。それが前進しているのは、「人間の尊厳への敬意は、恐怖よりも強い」というシンプルな思想に基づいているからです。そして何よりも、私たちの新たな歩みを要約する一つの言葉によって、それは前進しています。それは「連帯(ソリダリティ)」です。

今日、私たちの呼びかけに応えて、あらゆる大陸から何百人、何千人もの皆様が集まってくださいました。この事実が証明しているのは、死刑廃止運動がかつてないほど活気に満ちあふれているということです。ここで、この3日間の素晴らしい学術プログラム(アカデミック・プログラム)を構築する上でのパートナーである「世界死刑廃止連盟(WCADP)」に対し、温かい感謝を捧げたいと思います。皆様、ぜひ彼らに(大きな拍手を)送ろうではありませんか。

そしてもちろん、各国政府の皆様のコミットメントも不可欠です。ここにいらっしゃる大臣の皆様、政府代表の皆様、今朝のこのコミットメント(決意表明)のセッションにおいて、多くの皆様から発言をいただけることを期待しております。なぜなら、これは(死刑廃止に向けた)新たな誓いの場であるからです。各国政府とパートナーシップを構築し、死刑の使用を停止させ、廃止へと向かわせること、それが私たちECPMのコミットメント(不変の誓い)です。

しかし同時に、すべての力を結集しなければなりません。この運動を支えるすべての力、すなわち弁護士、法律家、外交官、国会議員、NGO、学者、メディア、そして市民一人ひとりの参加が必要です。なぜなら、死刑廃止というものは誰か特定の人に帰属するものではないからです。

それは私たちのものであり、私たち全員のものであるのです。

最後に、私は世界中のあらゆる場所に向けて、一つの訴えを投げかけたいと思います。世界中のどこであれ、皆様の地域の市民社会を支援してください。なぜなら、市民社会こそが私たちの民主主義の「肺(生命線)」だからです。彼らは人権侵害を記録し、犠牲者に寄り添い、死刑囚を弁護し、世論を啓発

し、不義が沈黙によって覆い隠されることを拒絶しています。市民社会の存在なくして、いかなる大きな進歩も不可能だったでしょう。

したがって、私は最後に、長年にわたり、多くの場合において日陰で、時には自らの自由を犠牲にしながらこの闘いを担ってきた方々に敬意を表して締めくくりたいと思います。廃止運動の活動家の皆様に。皆様こそが、この大いなる大義の「主軸(推進役)」です。皆様こそが、私たちの命の象徴である肺の「鼓動する心臓」なのです。皆様、どうか彼らに温かい拍手を(送ってください)。彼らの存在があるからこそ……この唯一無二の家族の一員であることを(誇りに思います)。
この短い言葉で、私のスピーチを終わりにいたします。
生命万歳、死刑廃止万歳。ありがとうございました。

(4) アミナタ・ニカテ氏(ECPM 会長)のスピーチ

(アミナタ・ニカテ ECPM 会長)

欧州・外務大臣、各国の閣僚の皆様、大使(エクセレンス)の皆様、ラジオ・フランス社長。

そして、ご列席の親愛なる死刑廃止運動家の友人の皆様、ECPM が主催する、この「第 9 回世界死刑廃止会議」へ、ようこそおいでくださいました。今日、私たちがここにこうして再び集まったことに、格別な感慨を抱いています。なぜなら、私たちは 25 年間にわたり、共に世界会議の歴史を築いてきたからです。一步一步、前進に前進を重ね、世界的な死刑廃止を構築してきた 25 年間です。

25 年間にわたる出会い、議論、アドボカシー、そして連帯の歴史、しかし何よりも、「私たちの名のもとに命を奪うことによって司法が機能し得る」という思想そのものと戦い続けてきた 25 年間でした。

この会議はまた、極めて重要な意味を持っています。なぜなら、私たちの精神的支柱であったロベール・バダンテール氏が世を去ってから、非常に長い時間が経って初めて開催される世界会議だからです。

ECPM の仲間として、私たちは今夜、彼に対して心からの敬意を表することになります。私たちは、バダンテール氏の精神を思い起こすことになるでしょう。私たちは皆様とともにそれを実践しており、このプロジェクトは彼に敬意を捧げる(私たちの歩みを示す)素晴らしい機会となるはずです。

そして、彼が私たちに遺産として遺してくれた死刑廃止の闘いを、さらに洗練されたものにしていきます。この遺産は私たちにとって不可欠なものです。なぜなら、現在の国際情勢は、「いかなる権利や成果も、決して永遠に保障されているわけではない」ということを、私たちに痛烈に思い出させているからです。死刑廃止をめぐる情勢は、残念ながら今なお攻撃に晒されています。

イランでは、「女性、生命、自由」の運動以降、死刑の執行数が、目眩がするほどの(驚くべき)水準に達しています。人口比で見ると、イランは世界で最も死刑を執行している国です。そこでは死刑が、国民全体、そして自由を渴望して屈しない若者たちを恐怖に陥れ、支配するための政治的道具(武器)として利用されています。

一方、中国は、世界で最も多くの人間を処刑している国であり続けています。中国において死刑を取り囲む「国家機密(秘密主義)」は、この慣行の実際の規模を隠蔽し続けています。国際社会がまず第一に要求すべきなのは、透明性の確保です。私たちは今日、不当な手続きによって死刑判決を受け、昨年(2025 年)4 月に中国で執行されたフランスの同胞、シャルル・ラウディ氏に思いを馳せています。現在も世界中でフランス国民が死刑判決を受けているという事実を忘れてはなりません。この場をお借りして、死刑を免れて釈放された(※あるいは減刑された)セルジュ・アトラウイ氏(Serge Atlaoui)が皆様のなかにご臨席されていることに敬意を表します。

ヨルダンでは、わずか 10 日ほど前に 6 人の男性が処刑され、事実上のモラトリアム(執行停止)に終止符が打たれました。

そして、あまり疑われていないことかもしれませんが、中国、イラン、サウジアラビア、イエメンに続き、アメリカ合衆国は世界で 5 番目に死刑を多く執行している国に位置しています。2025 年には 45 件の執行が行われました。

そして最後に、2026年3月30日、イスラエル国会(クネセト)は、パレスチナ人のみを標的として、テロ行為の加害者に対して死刑を導入する法律を採択しました。私たちは、同国の最高裁判所がこの差別的な(人権の)後退を阻止してくれることを今なお期待しています。

このような厳しい国際情勢の中にあっても、依然として希望を抱くべき理由(要素)は残されています。ほぼ毎年、どこかの国家が死刑を廃止するか、あるいはその適用範囲を縮小しています。

昨年(2025年)11月に東京で開催された我々の地域会議(アジア会議)は、国際的な関心からあまりにも見過ごされがちな地域である「東アジア(アジア地域)」の状況に、再び光を当てるものとなりました。私たちはそこで(死刑廃止の動向を)注視してきました。

韓国における近いうちの死刑廃止は、果たして実現可能な展望でしょうか。もし実現すれば、この歴史的な瞬間に大きな弾みをつけることになり、例えばアジア全体の道標となる可能性を秘めています。

この世界会議は、希望の表明の場であり、重大な成果が発表される場所でもあります。皆様も近いうちにそれを耳にすることになると確信しています。

今回の世界会議では、これまでにない革新的な試みとして、死刑廃止戦略において「裁判官・司法官(マニストラ)」に非常に重要な役割(プラットフォーム)を与えることを目指しました。

また、本会議は「若者(ユース)」の存在感も大きく高めています。私たちが今日、彼らにその役割を委ね、彼らの活動を後押ししていくことによってのみ、彼らはこの先何十年にもわたってこの闘いを担い続けてくれるのです。

そして最後に、本会議は極めて重要な確信を表明します。それは、「死刑廃止のための闘いは、あらゆる差別(人種、民族、ジェンダー、社会的格差)との闘いと切り離すことができない」ということです。

死刑が真っ先に直撃するのは、最も脆弱な人々、最も貧しい人々、そして外国人です。さらにその影響は、社会的な拒絶、貧困、子どもたちの不登校といった形で、死刑囚の周囲の家族(生活環境)にも重くのしかかります。

皆様もご存知の通り、死刑とは「待ち続けること」そのものでもあります。

それは毎朝のように押し寄せる冷酷な不安であり、いつか自分が死ぬという絶対的な確実性です。そして時には、その日、その時間、その正確な期限(瞬間)を突きつけられながら待つこともあるのです。

この「待ちの時間」は、人間の精神をじわじわと(内側から)破壊していきます。それはまさに、死刑囚監房(death row)で46年以上の歳月を過ごした袴田巖(Iwao Hakamata)氏の精神的健康を破壊したのと同じように、人間を蝕んでいくのです。そして私たちは、彼の姉(袴田ひで子氏)による、この執念深い(あきらめない)闘いによって、最終的に(無罪を)勝ち取ったことに対して深く敬意を表します。

このような(長期にわたる)拘禁状態は、絶対的な拷問の一種であり、疑いなく「人道に対する罪(crime against humanity)」にさき該当するものです。私たちは、この3日間の会議を通じて、この問題に深く向き合う機会を持つことになるでしょう。また、時にはすべての希望を失いかけている人々にとって、この運動が一種の救いや、生き延びるための手段となっている現実も目にするようになります。そして、数十年の歳月を経て、奇跡的に自由を取り戻した人々の姿にも出会うはずです。

スピーチを締めくくるにあたり、事務局長(ラファエル氏)が述べた感謝の言葉に私も加わりたいと思います。この極めて重要なイベントを形にするために、力を貸してくださった私たちのすべての価値あるパートナーに感謝いたします。

同様に、現在、莫大な財政的困難や深刻な資金不足に直面しながらも、あらゆる手段(知恵)を尽くして、他者を救い、助けるための活動を粘り強く続けている、人権擁護および開発分野のパートナー組織の皆様にも、感謝と連帯の意を表します。

最後に、ECPMのすべてのチーム、理事(管理者)の皆様、ボランティアの皆様、そしてもちろん私たちの実務スタッフに対しても、心から温かい感謝を申し上げます。皆様は、この世界会議を成功させるために、あらゆる努力を重ねて(全力を尽くして)くださいました。

皆様、本当にありがとうございました。

ここに、「第9回世界死刑廃止会議」の開会を宣言いたします。皆様のこれからの議論(ワーク)が、素晴らしい成果をもたらすことを心より願っております。

(司会者1:ローラン)

ラファエル、そしてアミナタ、ありがとうございました。皆様もご静聴ありがとうございました。司法(のあり方)をめぐる議論は、さらに前進していきます。

(5) レバノンの大臣のスピーチ

(司会者2:ピート・オウコ)

……各国の閣僚の皆様の登壇へと移ります。

(レバノンからの登壇者)

閣僚(大臣)の皆様、代表の皆様。私は、一人の「活動家(運動家)」としての立場から、皆様に呼びかけさせていただきます。アルベール・カミュが書いたように、国家が自らを律し、限界を設けることの重要性を私たちはここにいる全員で共有しています。

レバノンは、死刑を完全に廃止するための法的なプロセスに着手しました。

我が国はすでに20年以上にわたり、事実上の執行停止(デ・ファクト・モラトリアム)を維持しており、その間、一件の死刑執行も行われていません。

数週間前、政府は初めて、死刑廃止へ向けた法案に対して前向きな意見(承認)を示しました。この会場にいる何人かも、このプロジェクトの署名者に名を連ねています。この法案はその後、議会の法制・行政委員会において承認されました。そして、この法案は次回の本会議(議会セッション)に提出される予定です。

50年以上にわたり暴力に晒され、絶え間なく無辜の血が流され続けている国において、死刑を廃止しようとするこの不退転の決意は、一見すると奇異(あるいは疑問)に映るかもしれません。

しかし現実には、我が国がこれほど長期にわたり不条理な暴力に晒されてきたからこそ、あらゆる意味において死刑を廃止するというこの決意が、真の価値を持つのです。

私たちを飲み込もうとする血に飢えた世界にあっても、私たちは決して「タイタニック号の沈没時に演奏を続けたミュージシャン」のままで終わるつもりはありません。

ここで、レバノンという国にふさわしい、パリ市のあの格言を借りることをお許しください。

「Fluctuat nec mergitur(たゆたえど沈まず)」

我が国は激しい波に揉まれ、嵐や困難に遭遇しながらも、決して沈没することはありません。冷酷な(シニカルな)介入や、国民の一部を道具化しようとする勢力があっても、我が国は持ちこたえます。私たちは大規模な破壊や攻撃の標的とされてきましたが、それでもなお、屈することなく立ち上がり続けます。野蛮なイデオロギーの名のもとに血が流され、独裁や破壊の試みがあっても、我が国は沈みません。私たちが呼吸するために不可欠な世界の普遍的な価値観が後退し、周囲で(死刑の)復活の動きがあっても、我が国は沈没しないのです。

そして、まさに我が国が沈没することを断じて受け入れないからこそ、私たちはまず第一に「死刑の廃止」という道を選択したのです。レバノンの司法制度は、もはや(国家による)暴力を肯定する決定を下すべきではありません。それは戦争やテロの論理、特に子どもたちを巻き込む悲劇の論理とは一線を画すべきです。活動する私たちは、自らの良心に従って行動しなければなりません。

歴史の歩みにおいて、死刑の廃止という選択はいかなる意味においても、残虐な犯罪行為に対する「容認」や「寛大さ(免罪)」と誤解されてはなりません。

これは、私たちの共和国(国家)の品格を守るための闘いなのです。私たちの共和国は、人を殺さず、復讐をしません。

私たちは裁判官(判事)に対して、もうこれ以上、他者の死を決定するという「耐え難いジレンマ」を押し付けるべきではありません。人間の本質(条件)は、自然な形で死刑の廃止を求めています。人間の命(尊厳)の上に死刑の影を落とすことほど、危険なことはありません。

裁判官は、他者を裁くために客観的な高みへと昇らなければなりません、自らが裁いている相手もまた「自分と同じ人間(同胞)」であることを決して忘れてはならないのです。

ここで、ある判事が述べた言葉を繰り返し引用させてください。

「(死刑という執行の重大さに)慣れてしまった裁判官は、司法にとっての終わりを意味する。慣れることのない裁判官は、自らが下さなければならないすべての決定の重みに、必然的に畏怖の念(Intimide)を抱く。人間としての良心に向き合わなければならないからだ。」

この重みに直面して何の畏怖も感じない裁判官は、自らの使命を裏切ることになり得るのです。畏怖を抱く裁判官こそが、司法の尊厳を守るのです。

私たちは当然、被害者の側に立ち、いかなる妥協もなく、全力で不義と戦わなければなりません。しかし、「死刑を廃止することは、被害者への思いやり(コンパッション)を欠くことだ」と考えるのは、二つの重大な誤りを犯すことになります。

第一の誤りは、死(処刑)というものに、他者の苦しみを癒す能力があると信じ込んでしまうことです。実際には、死は憎悪の感情をさらに燃え上がらせるだけにすぎません。

第二の誤りは、「自由を奪う(終身刑や禁錮刑などの)自由刑」の重みを軽視してしまうことです。自由の剥奪そのものが、死刑に代わる極めて重い刑罰であるにもかかわらず、それを過小評価してしまうのです。

冒頭で申し上げた通り、私たちは国家の権威の名のもとに死刑を宣告すべきではありません。

なぜなら、死刑という刑罰は、判決のなかに「取り返しのつかない不確定要素(誤判の可能性)」を持ち込むことになり、死刑囚の人生や裁判の全過程において、さらなる不条理な苦痛を付け加えることになるからです。

私たちは、同害報復(目には目を)の法則を拒否することによって、人道的な大いなる前進を遂げてきました。かつて私たちが「(復讐のために)他者の目を抉り出してはならない」と決意した歩みを振り返れば、命を奪うことの不当性も理解できるはずです。

私たちは、被害者遺族への愛を理由に(国家が代わりに)人を殺すようなことは決してしません。死刑という刑罰は、決して遺族を慰めるものではないのです。

国家が(司法の名のもとに)死刑を執行したところで、そこから本当の平穏や癒やしが生まれることは決してありません。被害者遺族が見届けることになるのは、正義の実現ではなく、単なるもう一つの暴力(抑圧)の連鎖にすぎないのです。司法(正義)は法を司るべきであり、復讐の情動に支配されてはなりません。

レバノン社会の全体が、今や暴力の犠牲となった数多くの遺族によって構成されているこの時代にあって、私はこのことを皆様に訴えます。私の祖国であるこの小さな国において、今なお絶え間なく血が流れ続けているこの時に、私は皆様に語りかけています。私たち一人ひとりが、身近にある死と向き合い、そして今この瞬間も向き合い続けているからこそ、私たちは確信するのです。誰も、この死という現実慣れて(麻痺して)はならないのだと。

一人の人間の死は、決して単なる数字や事実ではありません。その一つひとつが、深い喪失と絶望の原因となるのです。犯罪によって最愛の者を奪われ、その不在の孤独の中で苦しんでいる遺族がいます。私たちは、その一人ひとりの苦痛に寄り添い続けなければなりません。

私たちにとって、死刑の廃止とは、犯罪そのものに対する告発をより厳格に、かつ明確にすることに他なりません。国家による死刑の排除は、被害者遺族に対する真摯なアプローチ、すなわち彼らを決して孤立させず、実質的に支えていく不断の取り組みと並行して進められなければならないのです。

中東地域が今なお(戦火と暴力の)大いなる犠牲となり続けているこの時に、私はここパリの地から皆様にこの言葉を届けています。レバノンが、民主主義、自由、そして多様性を守り続けようとするがゆえの「脆弱さ」に対して、あまりにも高すぎる代償を支払い、そして今なお支払い続けているからこそ、私は訴えているのです。

そして、どれほど我が国を孤立させ、その存在を脅かそうとする試みがあろうとも、レバノンには決して沈まないということを、私は皆様に確信を込めてお伝えいたします。

民主主義と自由のために、どれほど過酷な試練が続こうとも、レバノンは一人の人間として、死刑廃止への歩みを止めることはありません。

かつて詩人が「風が立ちぬ、生きようと試みなければならぬ(Le vent se lève, il faut tenter de vivre)」と謳ったように。どれほど残酷な現実と直面しようとも、私たちの前進を阻む力がどれほど強大であろうとも、私たちは生き抜かなければなりません。私たちは、人権の普遍的な価値を軽視し、あるいはそれを足蹴にするような地域にあっても、その価値を掲げ続ける「人権の守護者」であり続けてきました。

「人権を守るなどというのは単なる世間知らずの綺麗事(ナイーヴさ)にすぎず、現実の政治は冷徹なものである」と、上から目線で冷笑するような言説を耳にすることほど、苦痛なことはありません。しかし、良心を伴わない政治、道徳なき政治こそが、破滅をもたらすのです。

私たちは(人間の尊厳を)守り抜きます。

そして、私たちの国から死刑を完全に排除することによって、それを証明してみせます。押し寄せる(人権後退の)荒波や独裁の台頭に抗い、人間の顔をした司法、尊厳ある国家の姿を保ち続けるための礎を築くのです。

ECPMをはじめとするすべての NGO の皆様、そして皆様との偉大なる連帯に、心から感謝を申し上げます。

(司会者1:ローラン)

「たゆたえど、沈まず」。激しい波に揉まれながらも、決して沈むことのない不屈の国。

(レバノンの)大臣、素晴らしいお話をありがとうございました。

あなたのお言葉は、私たちに極めて本質的な真理を思い出させてくれます。

人類の歴史における大いなる勝利というものは、決して単独で勝ち取れるものではありません。

政治的な意志や勇気というものは、変革のために不可欠な「火花(一閃の光)」です。それは間違いありません。しかし、その火花が大きな炎となり、社会を動かす大火となるのは、立ち上がった市民社会のエネルギー、粘り強さ、そして勇気と結びついた時だけなのです。日々の生活の中で闘い続ける、名もなき英雄たちの力があってこそなのです。

それでは、次の登壇者をお迎えしましょう。

(6) レバノン活動家の表彰

(司会者2:ピート・オウコ)

その勇気には、具体的な名前があります。

何十年もの間、普通の市民たちが最も困難な役割(重労働)を担ってきました。

彼らは擁護活動を続け、教育を施し、声を上げ続けてきました。それこそが、この世界会議が今日、称えようとしている歩みなのです。

そして今、私たちはその生涯と歩みを通じて、まさにこの運動の精神を体現している3人の並外れた女性たちをここに表彰したいと思います。

(司会者1:ローラン)

オードリー・フィヨン(Audrey Fillon)夫人、どうぞご起立ください。

(※会場拍手)

彼女は1997年以来、30年近くにわたり「レバノン死刑廃止キャンペーン」を共同で立ち上げ、牽引してきました。教育や市民向けの研修を通じて、司法の進歩と人権の擁護に多大な貢献をされてきました。本当にありがとうございます。

(司会者2:ピート・オウコ)

続きまして、アンソニー・グレイブス (Anthony Graves) 氏をご紹介します。

(※会場拍手)

私たちが今日、あなたを表彰するのは、あなたがこの闘いの本当の重み(リスク)を知る当事者だからです。あなたは不当に有罪判決を受け、最終的に無罪が証明されるまで、20年もの歳月を死刑囚監房(death row)で過ごされました。しかし、あなたはそこから立ち去る(背を向ける)のではなく、その生存の経験を、私たち全員を守るための盾へと変える道を選ばれました。

今日、あなたは人生を捧げて各地を旅し、若者たちに語りかけ、私たち全員に「司法の誤り(誤判)は、取り返しがつかないものである」という事実を思い出させてくれています。アンソニー、あなたの計り知れない勇気に心から感謝いたします。

(司会者1:ローラン)

(ペイルートの刑務所へ通い続ける支援者の紹介)彼女は来る日も来る日も、ペイルートのルーミエ

(Roumieh)刑務所の門をくぐり、社会からあまりにも忘れ去られがちな人々に、声を与え、弁護の手を差し伸べ、人間の尊厳をもたらし続けています。夫人、本当にありがとうございます。

(司会者2:ピート・オウコ)

レバノンのすべての皆様、議会の皆様、そしてこの会場にいらっしゃるすべての方々へ、第9回世界会議を代表して心より感謝を申し上げます。

(7) アブデラティフ・ワフビ (Abdellatif Ouahbi) 氏(モロッコ王国法務大臣)のスピーチ

(司会者1:ローラン)

皆様、それでは次のプログラムへと移りましょう。

モロッコ王国法務大臣、アブデラティフ・ワフビ (Abdellatif Ouahbi) 閣下をお迎えいたします。どうぞ壇上へお進みください。

(※会場拍手)

モロッコは、私たちが世界中で目撃している(廃止への)ダイナミズムを完璧に体現している国の一つです。モロッコでは、30年以上にわたり一件の死刑執行も行われていません。

この極めて重要な問題をめぐり、当局、諸機関、そして市民を巻き込んだ深い対話(ダイアログ)が30年間にわたって積み重ねられてきたのです。

(アブデラティフ・ワフビモロッコ王国法務大臣)

まず初めに、この世界会議の主催者の皆様に心からの感謝を申し上げます。

そして、私たちの司法制度、あるいは国際社会のあり方の根幹(本質)に関わるこの重要なテーマをめぐり、本日ここに集われた参加者の皆様に敬意を表します。

この会議は、社会が司法や人間の尊厳とどのように向き合うべきかという、極めて重要な主題について対話し、意見を交わすための貴重な機会を提供するものであります。

モロッコ王国において、この(死刑の)問題は、責任感、高い倫理観、そして我が国を構成する多様な価値観への敬意の精神に基づき、国家レベルでの深い検証の対象となってきました。この検証には、憲法上の諸機関、政治的アクター、裁判官・司法官、学識者、さらには市民社会組織(NGO)が一体となって取り組んでいます。

こうした取り組みは、法の支配を確立し、基本的人権・自由の保障を強化し、そして人権を尊重する現代的かつ効果的な司法を推進するために、我が国が主導してきた広範な司法改革の枠組みに完全に合致するものです。

2014年11月、マラケシュで開催された「第2回世界人権フォーラム」の参加者に寄せられた国王陛下のメッセージの中で、陛下は市民社会の活動と現在進行中の国内論議を明確に評価されました。ここで、そのお言葉を引用いたします。

「私たちは、市民社会や多くの国会議員たちのイニシアチブによって進められている、死刑をめぐる国内の議論を歓迎する。この議論こそが、この極めて重要な課題に対する認識を成熟させ、さらに深めることを可能にするものである(引用終了)。」

皆様、モロッコは、対話、協議、そして法的規範および司法実務の「段階的な進展」に基づいた、思慮深いアプローチを選択してきました。1993 年以来、我が国では一件の死刑執行も行われていません。

30 年以上にわたり遵守されているこのモラトリアム(執行停止)は、単に現状を維持しているだけの状態と見なされるべきではありません。これは、我が国の司法制度の不断の改革プロセスの成果(結実)であり、人間の尊厳と権利に関わる保障を強化するための、モロッコ王国の歩みにおける極めて重要なマイルストーン(段階)を構成しているのです。

このモラトリアムは同時に、我が国が一貫して引き受けてきた明確な政治的志向(オリエンテーション)を示すものでもあります。この選択を通じて表明されているのは、「人間の尊厳こそが公的行動の揺るぎない基盤であり、生命に対する権利の保護が社会設計の中核をなし続ける」という強い信念です。

こうした志向に伴い、最高刑(死刑)の適用範囲を段階的に縮小すること、ならびに司法的な統制メカニズム(違憲審査や上訴手続き)および恩赦制度を強化・前進させることを目的とした、実質的な法制・実務上の改革が並行して進められてきました。

また、これは国際的なあらゆる枠組み(人権条約・機関)との積極的な対話や、国際的な政治論議へのモロッコ王国の主體的な関与という形でも現れています。モロッコは一貫して、建設的かつオープンな対話のアプローチを優先してきました。

この方針を具体的に示すものとして、2024 年の国連総会において、死刑の適用に関する「世界的なモラトリアム(執行停止)」を求める決議案に対し、モロッコが賛成票を投じたことが挙げられます。

皆様、最高刑(死刑)をめぐる問題は依然として複雑なテーマであり、あらゆる場所において、慎重さ、対話、そしてバランスの取れた解決策の模索が求められます。

国家ごとのアプローチには違いがあるかもしれませんが、私たちは共通の経験、すなわち「社会を保護し、被害者の権利を保障し、同時に、すべての人間が本来持っている尊厳を尊重する司法制度を構築する」という目的を共有しています。

だからこそモロッコは、最も持続可能な進歩とは、対話、経験の交換、そして国際協力から生まれるものであると確信しているのです。

皆様、深く激しい変化の最中にある現在の国際情勢において、対話(協議)の場を維持し、国家間や異なる文化の間に架け橋を築いていくことは、私たちの共同の責任であります。対話と共生の地という自らの歴史的使命に忠実でありながら、モロッコ王国は、このグローバルな検証の場に対して今後も貢献を続けていきたいと考えております。

まさにこうした精神に基づき、私は本日、この壇上から皆様にお伝えいたします。

モロッコ王国は、「次回のこの国際会議(世界死刑廃止会議)を自国で開催する」ための、完全な準備(受け入れる用意)が整っていることを、ここに表明いたします。

(※会場、大きな拍手)

国際社会の皆様へ、我が国のこれまでの経験、コミットメント、そして対話の伝統を共有し、この次なる約束の場を、普遍的な価値の促進、人権の尊重、そして相互理解における「新たな段階(マイルストーン)」へと高めていく所存です。

皆様、ぜひモロッコでお会いしましょう。

我が国は、アフリカ、地中海、そして世界が交差する十字路(カルフル)であり、数々の文明、文化、宗教が交じり合う場所です。そして、寛容、倫理、共生の地でもあります。

私たちは、人間の尊厳、生命に対する権利、そして常に「人間らしさ」を併せ持つ司法のあり方のために、この共同の検証をともに継続すべく、すべての国家、国際機関、市民社会の活動家の皆様を我が国に迎えることを、大変光栄に思います。

最後になりますが、私たちは(本年2月に逝去された)ロベール・バダンテール氏の存在を忘れることはありません。彼の名前は、死刑廃止のための普遍的な闘いと永遠に結びついています。

私は10年以上前に、彼にお会いする光栄に浴しました。

私は今でも、人間の尊厳と司法の価値に対して深い愛着を持っていた彼の姿を、鮮明に記憶しています。当時、彼がモロッコ王国に対して寄せてくださった、非常に温かく慈愛に満ちた(好意的な)言葉の数々が、今も私の心に深く刻まれています。ロベール・バダンテール氏は我が国(モロッコ)を何度も訪れ、その歩みをよく知る人物でした。彼は、人権問題に対する我が国の特別な感受性や、この分野で着実に進められてきた改革を深く理解していました。ですから、もし彼が今日ここにいれば、我が国がこれまでに達成した進歩と、現在のこの会議を突き動かしている「対話の精神」を、間違いなく高く評価してくれたことであろうと思います。まさにこの倫理、責任、そして希望の精神をもって、私はモロッコ王国からの招待をここに改めて表明いたします。

この国際会議の次回大会を、我が国で受け入れる用意があります。

3年後、皆様とモロッコの「マラケシュ」でお会いできることを楽しみにしております。

アフリカの地に位置し、様々な文明、文化、宗教が交差し、交じり合う場所、そして寛容と共生、倫理の価値を重んじる国でお待ちしております。ご静聴ありがとうございました。

(※会場、大きな拍手)

(司会者1:ローラン)

ありがとうございました。それでは3年後、マラケシュでお会いしましょう。

皆様、死刑の廃止は普遍的な目標です。

しかし、ご存知の通り、私たちを取り巻く世界は複雑です。私たちがしばしば「当然のもの(既得の権利)」と思いがちな権利が、現実には極めて脆弱なものであるということを、日々のニュースが私たちに思い知らせています。

(8) アントニオ・グテーレス氏(国連事務総長)ビデオメッセージ

(司会者2:ピート・オウコ)

次のパネルディスカッション(セッション)に移る前に、この極めて重要な議論の幕開けとして、国際連合(国連)事務総長からの特別なメッセージをここで共有したいと思います。

アントニオ・グテーレス(António Guterres)事務総長からのビデオメッセージです。皆様、どうぞ画面にご注目ください。

(アントニオ・グテーレス国連事務総長)

閣下、ならびにご出席の皆様。「第9回世界死刑廃止会議」の開催にあたり、心よりご挨拶申し上げます。世界的な死刑廃止への運動は確実に前進しています。この残酷な慣行に永遠に終止符を打つことを約束する国が、さらに増え続けています。

しかし、この進歩を「当然のもの」と見なすことはできません。それには不断の警戒、勇気、そして持続的な決意(不退転の覚悟)が求められます。

死刑は正義をもたらしません。それは非人道的な刑罰です。死刑は無実の命を危険に晒すものであり、この21世紀の社会において、もはや存在する場所はありません。

あらゆる地域において、法曹関係者、市民社会、そして若者たちが、人権を守り、世論を喚起しながら、死刑廃止に向けて力強く推進しています。司法、若者、そして人間の尊厳のために、今こそともに力を合わせましょう。国際連合は、例外なき、そして確固たる「死刑の普遍的廃止」に向けて、今後も完全にコミットし続けます。本会議が素晴らしい成果を収められるよう、心より祈念いたします。

(司会者1:ローラン)

マルチラテラリズム(多国間協調主義)の重要性が、今ほど不可欠な時はありません。

(9) 開会式 パネルディスカッション I

(司会者1:ローラン)

それでは、これからのディスカッションに臨むパネリストの皆様をステージにお迎えしたいと思います。

まず初めに、国連人権高等弁務官、フォルカー・テュルク(Volker Türk)氏です。

(※会場拍手)

続きまして、欧州評議会(Council of Europe)事務総長、アラン・ベルセ(Alain Berset)氏をお迎えします。ようこそおいでくださいました。

(※会場拍手)

そして、国際フランコフォニー機構(OIF)事務総長、ルイーズ・ムシキワボ(Louise Mushikiwabo)氏をお迎えします。

(※会場拍手)

(司会者1:ローラン)

マダム、こんにちは。こちらの席へお掛けください。

この最初のセッション(パネルディスカッション)に皆様をお迎えいたします。

ターク人権高等弁務官、まずあなたからお伺いいたします。

国連人権高等弁務官として、あなたは国際法の守護者(ガーディアン)であり、同時に死刑廃止のための闘いにおける主要な先導者(アドボケイト)でもあります。

死刑の普遍的な廃止を改めて確認し、それを基本的な人権問題として保護・堅持していくために、私たちはどのような手段(レター・枠組み)を活用していくべきだとお考えでしょうか。

(フォルカー・ターク国連人権高等弁務官)

そうですね、まず何よりも、この場に(皆様とともに)いられることを大変光栄に思います。

ご招待いただき、誠にありがとうございます。

そしてまず第一に、ロベール・パダンテール氏に対して心からの敬意を捧げたいと思います。彼という存在は、私にとって極めて大きなインスピレーション(インスピレーションの源泉)でありました。

死刑の廃止を求めるこの闘いにおいて、彼が残した範(模範)とインスピレーションは、今なお極めて重要な意味を持っています。私たちは、彼のその姿勢から真に多くのことを学び、引き継いでいくことができると考えています。

ここで二、三、重要な点を述べさせていただきます。

まず私たちは、すでに「規範的な枠組み(Normative Framework)」を手に入れているということです。

私たちは「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約:ICCPR)」に基づき、国際的な人権上の義務をすでに負っています。そして、私たちにはその(死刑廃止を目的とした)「第2選択議定書」があります。私たちは欧州人権条約という、欧州全体を網羅する枠組みを有していますし、これはアフリカ大陸(アフリカ人権憲章)においても同様です。すなわち皆様の手元には、法理(ドクトリン)を通じて「生命に対する権利」の重要性をますます明確にしている、数々のハード・ロー(法的拘束力のある国際法)が存在しているのです。死刑が(誤判の可能性を含め)取り返しのつかないものであることは明白ですが、それと同時に、それが「残酷で非人道的、かつ品位を傷つける取扱い(拷問等禁止条約の文脈)」に該当するというのもまた明白です。このように、長年にわたり私たちは国際法のより適切な解釈の進展を目撃してきました。私たちはこれらを(法廷やアドボカシーの場で)活用していく必要があります。そして、ここに集う多くの弁護士の皆様こそが、この闘いの最前線に立ってきたのだと確信しています。

したがって第一に、国家にはすでに(条約上の)義務が存在しており、私たちはそれを積極的に行使すべきであるということ、そしてこの場から多くの創造的な思考(アプローチ)が生まれることを期待している、という点です。

第二に、当然ながら「研究とエビデンス(証拠)」の側面が挙げられます。

率直に申し上げて、これ以上どのような研究をテーブルに差し出す必要があるのか分からないほど、私たちはすでに十分すぎるほどのエビデンスを手にあります。しかし、私たちはこれを絶えず(国際社会へ)提示し続けなければなりません。ジュネーブで死刑廃止に関する議論を行う際にも、私たちは常にこれらの研究結果を持ち出します。なぜなら、一部の政府からは今なお(存置を正当化する)主張が聞かれるからです。また、私たちはこの死刑の方程式の中に「ビジネスと人権」の観点を確実に組み込んでいく必要があります。そして、私はそのような動きがますます広がっているのを目にしています。

具体的には、人権デューデリジェンスのプロセスを通じて、(自社の製品が死刑執行に用いられることで)人権上の重大な問題を引き起こす可能性がある」と認識し、特定の製品(致死下薬物など)の供給を明確に停止している製薬会社が増えています。私は、「ビジネスと人権」の原則が死刑廃止の動きとより緊密に結びつき、製品が提供されるあらゆる場所において企業がその使途を監視し、供給を停止させるという取り組みを非常に歓迎します。なぜなら、これは死刑の執行メカニズムを機能させなくするための極めて有効な手段の一つだからです。

さらに私たちは、死刑に反対する闘いを、より広範な人権保護の文脈の一部として位置付ける必要があります。これについては、先ほどフランスの外務大臣も言及されていた通りです。

私たちが「人権のためのグローバル・アライアンス」を立ち上げたのは、まさに(人権の価値を)常に社会の隅々にまで浸透させる必要があると考えたからです。

一般の市民社会が、人権という存在がテーブルにもたらしてきた計り知れないモーメンタム(原動力)を深く理解できるようにしなければなりません。これは、約 80 年前に「世界人権宣言」が採択されたときだけに始まったものではありません。

いいえ、これは何世紀にもわたって続いてきた闘いなのです。

それは、フランス革命やアメリカ独立革命の一部であり、非植民地化のプロセスの一部でもありました。さらに、労働運動、フェミニズム運動、LGBTIQ+の権利擁護運動の歴史とも地続きです。

このように、このアライアンスを通じて、私たちがこれまで戦ってきた何世紀にもわたるあらゆる異なる分野の闘いを、一つの大きなうねりとして結集させたいと考えています。

より広範なモーメンタムの中で支持を動員し、「一つの課題のために闘うときには、他のすべての課題とも連帯して行動し、それを前進させる必要がある」という意識を全員で共有することを目指しています。

したがって、今から 2 年半後、世界人権宣言の採択 80 周年を迎える 2028 年 12 月 10 日には、その重要なイニシアチブの一つとして、死刑廃止を含む市民的権利を推進するための総力的な取り組みが展開されることを期待しています。

私からは以上のようなアイデアを提案させていただきます。ありがとうございました。

(司会者1:ローラン)

ターク高等弁務官、本当にありがとうございました。

今おっしゃった「モーメンタム(原動力)」というキーワードは、まさにこの世界会議の使命そのものでもあります。重ねて感謝申し上げます。

それでは次の質問です。アラン・ベルセ(Alain Berset)閣下、あなたにお伺いします。

欧州評議会は、欧州大陸において死刑廃止を定着させる上で、根本的かつ歴史的な役割を果たしてきました。欧州評議会は今日、加盟国やオブザーバー国が最終的な死刑廃止へと確実に前進するよう促すために、どのようなレバー(推進手段)を動員できるでしょうか。また、その枠組みにおいて、活動的な「若者たち」は廃止の未来へ向かう原動力となり得るでしょうか。

(アラン・ベルセ欧州評議会事務総長)

ありがとうございます。まず初めに、このように多国間(マルチラテラリズム)機関をこの議論に交えていただいたことに深く感謝いたします。なぜなら、死刑廃止に関わるすべての問題は、本質的に「極めて緩やかな革命」であるからです。

それは最初、孤立した個人や、小さなグループの対話から始まります。彼らがやがて集まり、ともに活動し、政治的な拠り所を見つけ、あるいは自らが政治の場に参入することで、この大義を前進させていくのです。

そうして運動は前進しますが、その後には国家間の条約関係による裏付けが必要となります。マルチラテラリズムのレベルにおいて、こうした(制度的な)後押しを可能にしなければなりません。皆様が言及された通り、欧州評議会はその創設以来、この分野において極めて多大な努力を重ねてきました。

しかし、これらはすべて「極めて脆弱(極めて脆いもの)」です。

ご存知のように、欧州評議会は「欧州人権条約」という極めて本質的なテキストを基盤としています。今朝、この構造の構築において中心的な役割を果たしたルネ・カサン(René Cassin)氏についての言及がありました。これは欧州の価値観の根幹をなす大いなる進歩でしたが、1950年の採択当時、この欧州人権条約は、実は「死刑の存在と(多かれ少なかれ)互換性がある(容認される)」と考えられていたのです。

この事実は、私たちが直面している課題の重み、そして前進するために必要な努力の重みを前にして、いかに「謙虚(modestie)」でなければならないかを思い出させます。

1983年になり、ようやく最初の段階が訪れました。「条約を維持しながら死刑を容認することはもはや不可能だ」という認識に至ったのです。しかしこの時(第6議定書)も、戦時における死刑は除外され、「平時における死刑廃止」に留まっていました。死刑の執行が行われていないことが「欧州評議会への加盟条件」として義務付けられるには、ベルリンの壁の崩壊(1989年)を待たねばなりませんでした。

そして、死刑廃止が欧州人権条約および欧州評議会における「絶対的な条件」となったのは、ようやく2002年(第13議定書:いかなる状況下でも全面廃止)になってからのことです。非常に遅い達成でした。

この歴史は、私たちに大いなる謙虚さを要求します。

私がこの話をするのは、今日、欧州評議会の加盟国(現在の欧州連合の領域を含む)において、1997年以来、約30年間にわたり一件の死刑執行も行われていないという現状があるからです。

現在、欧州で死刑を維持し執行している唯一の国は、欧州評議会の加盟国ではないベラルーシだけです。そして私たちは今日、ここパリで、ベラルーシの市民社会や活動的な若者たちとともに、この分野での取り組みを進めています。

したがって、大いなる謙虚さを持つと同時に、これまでに達成された成果を喜び、そして今後達成すべき残された課題に目を向ける必要があります。

いま、活動的な若者たちとこうした本質的な結びつき(コネクション)を維持することは極めて重要です。なぜなら本質的に、現在の欧州大陸においては、実生活や公の議論の中で「実際に死刑が執行されるとはどのようなことか」を目撃することも、経験することもなく育った、丸ごと「一世代(あるいはそれ以上)」の若い世代が生きているからです。

(司会者1:ローラン)

(不鮮明部分……そして、これはルワンダ(の文脈/ルイーズ・ムシキワボ国際フランコフォニー機構事務総長への言及)においても同様です。

(国際フランコフォニー機構(OIF)事務総長ルイーズ・ムシキワボ(Louise Mushikiwabo))

(録音できていない部分があります。)

……そして私は、(1994年のルワンダにおける)大虐殺(ジェノサイド)で家族を失いながらも、同時に死刑廃止のために闘っている、ある家族の出身でもあります。ですから、この死刑というテーマは、私個人にとっても極めて個人的な、本当に個人的な問題でもあるのです。

現在、我が機構(OIF)の加盟国の約90%が、すでに死刑を(法律上または事実上)廃止しています。私たちは一つの共通の空間を形成しているのです。しかし、私たちはここ数年、時に非常に困難な議論を重ねてきました。なぜなら、私たちの国々(加盟国)のすべてが、常に同じ波長、同じ足並みにあるわけではないからです。

今朝の会議では、すでに多くの素晴らしい意見が述べられました。

しかし私は、ここで私のメッセージを要約し、3つの重要な言葉を提示して話を結びたいと思います。

第1の言葉は、「警戒(Vigilance)」です。

私はこの組織のトップを務めて7年になります。このわずか7年の間にも、国際情勢(コンテキスト)は変化しました。さらに言えば、ここ3年ほどの間にも情勢は動いています。

それも、良い方向にも、悪い方向にもです。例えば、5年前には非常に熱意を持って私のニューヨークの同僚たちとともに(死刑廃止に)精力的に取り組んでいた加盟国の中に、現在、後退(存置への揺り戻し)を始めようとしている国が見られます。だからこそ「警戒」が必要なのです。

第2の重要なメッセージは、先ほどアラン(・ベルセ欧州評議会事務総長)も言及されていたことですが、非常に重要な点、すなわち「獲得した成果の定着(Pérennisation des acquis)」です。これもまた一つの闘いです。

私たちはまず、国家を説得し、国際法上の義務を思い起こさせることから始めました。

しかし今日、私たちが加盟国に対して死刑廃止を働きかける一方で、私たちは同時に、あることに対して非常に警戒を怠らないようにしなければなりません。それは、「政治的な決断(政治的思惑)」が「司法(正義)」を凌駕してしまう傾向があるということです。ですから、これも先ほど言及された極めて重要な点ですが、私たちの「市民社会」を力づけ、後押ししていく必要があります。私たちには、フランス語圏の市民社会組織による素晴らしいネットワークがあります。また、フランコフォニー議員連盟(APF)もあります。さらに、私たちの空間(フランス語圏)に広がる、元裁判官や弁護士、様々な弁護士会(Barreaux)のネットワークも存在しています。

世界がどのような方向へ向かっているのか予測がつかない現代において、常に警戒を維持することは極めて重要なのです。だからこそ、これまでの成果をしっかりと根付かせることが求められます。

第3のメッセージ、そして私がこのフランス語圏(フランコフォニー)という枠組みを超えて発信したいメッセージは、「対話(Dialogue)」です。多くの国家が集まる場において、死刑のようなテーマは極めてセンシティブ(敏感)な問題です。ここにいる私の2人の兄弟(国連高等弁務官と欧州評議会事務総長)もそれをよく知っています。政府間のシステムにおいて複数の国家が集まる時、そこでは誰もが発言権を持ち、それぞれが自国の「国家主権」を主張します。だからこそ、対話が必要なのです。私たちはこの問題について、膝を突き合わせて話し合わなければなりません。

私がOIFの事務総長に就任したのは2019年のことでした。

そのとき私は、2018年にアルメニア(のエレバン・サミット)で私が選出された瞬間の、ある出来事を思い出していました。当時、私はまだ候補者の立場でしたので、首脳会議の会場内への立ち入りは認められておらず、外で待機していました。そのとき、いくつかの代表団が国家元首サミットの会場から怒って次々と退出してくるのを目撃したのです。何が起きたのかと尋ねると、それは「死刑制度」に関する意見の不一致が原因でした。2つか3つの国の首脳が、怒りをあらわにして足早に部屋を出ていくのが見えました。

そのとき私は、「もし自分がこの組織のトップに選ばれたなら、これは必ず向き合わなければならないテーマになるだろう」と確信しました。すでに当時から大きな課題だったのです。

そこで私は自由なアプローチを試みました。「私たちはこの問題について、本当に(建設的に)話し合うことができるだろうか?」と。そして、私が「フランコフォニーの会話(Conversations francophones)」と名付けた新しい枠組みの中で、最初の会合の一つを設けました。これは、あえて決議(Resolution)を採択せず、意思決定も行わず、勧告(Recommendation)も出さない、純粋な意見交換と対話のための時間です。

国際社会の枠組みは、しばしばこうした「決議を出すこと」そのものに縛られ、苦しんでいます。

一つの決議、一つの決定を出そうとするたびに、国と国とが激しく衝突してしまうのです。

だからこそ、死刑制度や民主主義、あるいは児童婚といった、極めて繊細で対立を生みやすいテーマについて、私たちはフランス語圏の指導者たちが(政治的なプレッシャーから離れて)純粋に意見を交わし合える、そのような対話の空間を創り出したいと考えたのです。私たちは……(録音中断)
……最後に、このようなお話をして締めくくりたいと思います。

ここからは、国際フランコフォニー機構事務総長としての帽子を脱ぎ、一人のルワンダ市民としての立場で発言させてください。

(1994年の)大虐殺(ジェノサイド)を経た直後の我が国において、この死刑というテーマに対して極めて、本当に極めて勇敢な決断を下したポール・カガメ(Paul Kagame)大統領の言葉を引用したいと思います。

我が国ルワンダは、2007年に死刑制度を完全に廃止しました。当時、ECPMの事務局長がキガリ(ルワンダの首都)を訪れており、私たちはそのときキガリで直接お会いしました。

あの当時のルワンダ国内は、極めて緊張が高まっていた時期でした。ルワンダにおいてあのような(世論が激しく二分されるような)緊張状態になることは決して多くありませんが、あの死刑廃止の局面ばかりは、本当に複雑で困難な状況だったのです。

そのとき、カガメ大統領が国民に向けて発した言葉が、今も私の心に深く刻まれています。

大統領はこう言ったのです。

「同胞たる国民の皆さん、私は皆さんに一つのことを求めたい。私の言うことをよく聞いてほしい。

私たちは、誰かの『死』をもって、別の『死』を癒やすことはできないのだ。(死を死によって償わせることで、失われた命が救われるわけではない)」

私は、この言葉をもって私のスピーチの結びとさせていただきますと思います。ご静聴誠にありがとうございました。

(※会場、大きな拍手)

(10) 袴田ひで子さんスピーチ

(司会者1:ローラン)

人間の尊厳を守るためには、単なる制度の調整以上のものが必要です。それは連帯(アライアンス)からの要求であり、真実を一言のもとに語ることができる国際機関の存在です。

私たちが忘れてはならない極めて重要な点があります。結局のところ、国際条約や政策、法的な要件の背後には、生身の人間が存在しているということです。そこには母親がおり、父親がおり、兄弟、姉妹、そして息子や娘たちがいるのです。

そして今日、まさにこの6月30日という日は、極めて重い記念日でもあります。

今から60年前の1966年のこの日、一つの事件(※専務一家殺害事件)が発生し、それが袴田巖さんの不当な逮捕へと繋がることになりました。

袴田さんはその後、拘置所で46年間という、人類の歴史上最も長い期間を独房の中で過ごすことを余儀なくされました。2024年によりやく再審で無罪判決が言い渡され、完全に冤罪が晴らされるまでのことです。袴田さんの人生は、司法の誤謬(冤罪)がもたらす、恐ろしくも取り返しのつかない本質を伝える世界的な象徴となったのです。

(司会者2:ピート・オウコ)

それでも断じて諦めることを拒んだのが、彼の姉である袴田ひで子(Hideko Hakamata)さんです。

彼女は(存置国である日本において)死刑廃止と司法改革を求める地域の結集の場で、自分たちの物語を共有し、世界中の人々の心を揺さぶりました。そして今日、彼女は私たちとともにここパリに立つために、海を渡ってきてくださいました。

ひで子さんは私たちに思い出させてくれます。死刑というものは、単に一人の個人を襲うだけでなく、家族全員を拷問にかけるものであるということを。待ち続け、望みを捨てず、諦めることを断じて拒む家族のすべてを苦しめるものなのだとすることを。

(司会者1:ローラン)

皆様が会場のロビーや通路に上がられる際、ぜひ足を止めていただきたい極めて感動的な展示があります。フランスの ECPM によって企画された「袴田からの手紙(Letters of Hakamata)」と題された展示です。これは、巖さんが数十年に及ぶ隔離・拘禁生活の中で綴った 5,000 通以上の手紙から選りすぐられたものです。それは生々しく、人間のレジリエンス(強靱な回復力)の力強い証拠であり、希望はすべてに打ち勝つという証明でもあります。どうぞこの後の自由な時間に、じっくりとご覧になってください。

(袴田ひで子さん)

(※会場からの大きな拍手に迎えられて)

ボンジュール。

私の弟は、殺人犯、死刑囚として、47 年 7 か月拘置所に収監されておりました。冤罪を訴えて、弁護士さんと支援者とともに、見えない権力に真実を求めて、58 年闘ってまいりました。2024 年 10 月 9 日に再審無罪が確定いたしました。いまは私と二人で生活をとものにいたしております。

なぜこんなに長くかかったのでしょうか。再審の扉というのは、開かずの扉と申しまして、なかなか日本では裁判が進みません。それに再審法の不備があるということで、いま日本では再審法の改正を行っております。先日衆議院を通過して、いま参議院で審議中でございます。

弟は、長年の拘置所生活をしており、とうとう精神に異常をきたしました。死刑制度があるというので、いつ執行されるかと毎日恐怖の生活をしており、とうとう精神に異常をきたしました。

死刑が確定してまもなくのことです。私が東京拘置所へ面会に行った折、「昨日処刑があった。隣の部屋の人だった。お元気でって言ってた。みんながっかりしてる。」と一気に言いました。私は何が何だかわからず、「ふうん。」と言ったきりで、誰が?ともどうして?とも聞くことはできませんでした。そのころからの弟は、自分で自分の世界を作って、妄想の世界におります。その妄想の世界に閉じこもったままおりますので、長い間その妄想の世界での生活を強いられておりました。

釈放されて 12 年目になりますが、未だ後遺症は残っております。弟は心を病み、体も衰えたため、思うようになりません。

でも、今は幸せでございます。みなさまのお力添えで無罪になりました。私たちは勝ちました。

くしくも今日、6 月 30 日は事件のあった日、60 年前でございます。私が 33 歳のときの事件でございます。再審無罪が確定したときは 91 歳になっておりました。弟は 30 歳でこの事件に巻き込まれました。無罪確定までは 58 年という年月を経て、88 歳のおじいさんになっておりました。

巖を元の身体に戻せとは申しません。弟だけ助かれればいいという問題でもございませぬ。日本にはまだ死刑制度が残っております。死刑制度が一日も早くなくなることを望んでおります。死刑制度が、この世界の果てからも、皆さんの前から、なくなることを切に願っております。

ご清聴ありがとうございました。メルシー。

(会場からスタンディングオベーション)

(司会者 2:ピート・オウコ)

(※大きな拍手の中)

ひで子さん、本当に、偉大なる……(※拍手にかき消されて聞き取れませんでした。)

(11) パネルディスカッションⅡ～死刑廃止に向けた国際的潮流と自由権規約第二選択議定書の批准状況～

(司会者 2:ピート・オウコ)

私たちがこうして話している今、すでに 92 の国家がこの議定書を批准しています。

具体的に、ある国家が自由権規約第2選択議定書(OP2)を批准したとき、彼らは国際社会に対し、そして世界に向けて、死刑を廃止し、二度と法的執行を行わないという法的義務を負うことになります。

これは、国際社会、そして自国の市民に対して送られる、信じられないほど強力なメッセージ(シグナル)なのです。

(司会者1:ローラン)

これはいわば、最も強力な制度的枠組み(パワフルなプラットフォーム)です。

ここには、窓を閉めるような条項(抜け穴)は一切含まれていません。

出口(離脱の道)はなく、例外規定も想定されていません。

ですから、ある国が一度、この議定書(OP2)を批准するという確固たる一步を踏み出せば、それは自らドアを閉め、その鍵を投げ捨てるようなものです。つまり、死刑廃止を「完全に、不可逆なもの」にするのです。

(司会者2:ピート・オウコ)

そして、この第2セッションに登壇される方々は、まさにその「前進するダイナミズム」「勇気」「長期的ビジョン」を体現している先駆者たちです。

それでは、パネリストの皆様をステージにお迎えいたします。

シエラレオネ共和国司法大臣兼検事総長、アルファ・シセイ氏。

カンボジア王国副首相兼人権委員会委員長、ケオ・レミー氏。

中央アフリカ共和国司法・人権・善政担当国務大臣兼法務大臣、アルノー・ジュバイ・アバゼネ氏。ようこそ。

チャド共和国司法大臣兼法務大臣、人権担当大臣(マハマト・アフマド・アルハボ氏)。マダム、ようこそ。

本日はお集まりいただき、ありがとうございます。

(司会者2:ピート・オウコ)

まずはシエラレオネのアルファ・シセイ大臣、あなたから始めましょう。

2022年にベルリンで開催された前回の世界死刑廃止会議において、シエラレオネは死刑廃止に向けた約束を世界に共有しました。そして、つい数日前の2026年6月9日、シエラレオネ議会は「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)第2選択議定書(OP2)」を批准しました。

この歴史的なマイルストーンが貴国にとって何を意味するのか、そして、いまだ死刑廃止への途上にある国々へどのようなメッセージを伝えたいか、お聞かせください。

(アルファ・シセイ氏/シエラレオネ)

ありがとうございます。ご質問に感謝いたします。閣下、ならびにご臨席の皆様、おはようございます。この場に立てることを大変光栄に思います。

まず初めに、シエラレオネ共和国大統領閣下が、死刑の完全な廃止に対して厳粛なコミットメントを表明されたことを、ここに証言したいと思います。

実際のところ、私たちは2021年に「死刑廃止法」を制定しました。しかしそのわずか2年後、現政権を転覆させようとする暴力的なクーデター未遂事件が発生し、国内からは「死刑を復活させ、厳罰に処すべきだ」という強い声が上がりました。その時も大統領の立場は揺るぎませんでした。そしてその信念は今日も変わっていません。

「このような人権に関わる法律は、近視眼的な政治の都合(不都合)によって制定されるものではない。不変の原則と価値観に基づいて行われるものである。シエラレオネという国家が、過去の道に逆戻りすることは決してない」という立場です。

ですから、私たちは前進したとはっきりと申し上げられます。ベルリン会議の前(2021年)に国内法での死刑廃止法を可決し、国内法上では最高刑としての死刑をすでに廃止していました。2022年のベルリンでは、「シエラレオネは生命(生きる権利)を選択した」と宣言しました。それが私たちの基本姿勢です。

そして本日、私はさらに重大な進捗を携えて戻ってきました。2026年6月9日、我が国の議会は自由権規約第2選択議定書(OP2)を批准しました。さらに6月24日には、外務・国際協力大臣が批准書を正式に執行し

ました。この批准書はすでにニューヨーク(国連本部)に送付されており、数日中にも国連事務総長のもとに正式に寄託される予定です。

これにより、シエラレオネは国内法だけでなく、国際法上の義務としても、永久に、そして不可逆的に死刑を廃止したことになります。

このマイルストーンが我が国にもたらす意味は、主に3つあります。

憲法の不可侵化:我が国の1991年憲法における死刑関連の規定は、条約法の効力によって「凍結」され、執行不能となりました。将来どのような政府や議会が誕生しようとも、これを覆すことはできません。現在、私たちは憲法改正の真っ只中にありますが、新憲法にはこの死刑廃止のステータスが「不可侵条項(改正不能条項)」として強固に組み込まれます。

国民への保障:開発途上にあるシエラレオネの国民が、この残酷で非人道的な刑罰に二度と直面しないという確固たる保障です。

国際社会との連帯、死刑を過去の遺物として歴史のゴミ箱に捨てることを選択した、アフリカおよび世界の先駆的な国々のコミュニティに、シエラレオネが正式に加わったことを意味します。

我が国にとって、この瞬間は非常に感慨深いものです。なぜなら、歴史を遡った1989年、シエラレオネはこの選択議定書の採択の際、反対票を投じていたからです。だからこそ、私たちは未だ足踏みしている国々の「躊躇」や不安な気持ちが痛いほどよく分かります。しかし、我が国の歩みが示しているのは、死刑存置と死刑廃止の間の距離がどれほど遠く見えようとも、「それは進む価値のある旅である」ということです。

結論として、他国へのメッセージを求められた点について、死刑廃止の道を歩んでいる国々へ、シエラレオネからのメッセージは極めてシンプルです。

「この選択議定書に署名し、批准することは、国家主権の喪失ではありません。人間性(ヒューマニティ)の獲得なのです。」

ですから、ぜひこの議定書を批准してください。そうすれば、歴史と国民はあなたの決断を永遠に記憶するでしょう。ありがとうございました。

(司会者2:ピート・オウコ)

素晴らしい、非常にエキサイティングな最新の進捗を共有していただき、ありがとうございました。

(司会者2:ピート・オウコ)

それでは、ケオ・レミー閣下、お次をお願いします。

多数の国家が依然として死刑制度を維持しているアジアという地域において、カンボジアは1989年という極めて早い段階から死刑を廃止しており、この地域における廃止の牽引役として象徴的な役割を果たしてきました。貴国がホストを務める次回のフランコフォニー(フランス語圏国際組織)サミットが近づく中、本日この場で、死刑廃止をさらに推し進めるための新たな発表はございますでしょうか。

(ケオ・レミー氏/カンボジア)

ご質問をいただき、ありがとうございます。

カンボジアは、東南アジア諸国連合(ASEAN)の中で最も早く死刑を廃止した国の一つです。死刑の廃止は1989年の国(カンボジア州)の憲法に初めて書き込まれ、その後、1993年の現在のカンボジア王国憲法によって改めて再確認されました。

まず、カンボジアが死刑廃止を国家の根本的な選択とした背景にある「3つの主要な理由」を共有させてください。カンボジアは20世紀後半、極めて凄惨な悲劇(ポル・ポト政権による大量虐殺)を経験しました。数百万人の生命が奪われたこの国家的悲劇は、生存した国民の心に深く刻まれ、「生命の尊さ」を何よりも重んじる精神を生みました。そして、国家の再建と国民的統合を果たすためには、国家が生命を奪う制度(死刑)を排除することが不可欠であると確信したのです。

カンボジアは仏教を国教として憲法に定めている国です。仏教の根本的な戒律(五戒の第一)は「生命あるものを殺さない(不殺生)」であり、命を奪う行為は不変の悪業であるとされています。この精神が、死刑制度の完全な排除へと繋がっています。

カンボジアは「世界人権宣言」および「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」を尊重しています。これらは生存に対する権利と人間の尊厳を定めたものです。我が国は憲法第 32 条においてこれらを具現化しており、死刑の適用を排除することは、カンボジアにとって「不可逆的なコミットメント」となっています。

この決意の強さは、国際社会と共に設置した「カンボジア特別法廷(クメール・ルージュ裁判)」において、世界に対して実証されました。数百万人の死を招き、言語絶するジェノサイド(大量虐殺)を引き起こした最悪の首謀者たちを裁く際にも、カンボジアは憲法の理念に忠実であり続けました。彼らに科されたのは「終身刑」という最も重い厳罰であり、どれほど凄惨な犯罪者に対しても、死刑という手段への逆戻りは一切検討されませんでした。

この歴史的な選択が証明しているのは、「正義の本質とは、復讐(殺戮の連鎖)ではなく、人間の尊厳の回復と公平性の担保、そして法の支配の確立にある」ということです。司法の強さとは、刑罰の残虐さではなく、人権を正し、尊厳を守る能力にあるのです。

現在、国際社会は多くの多極化や複雑な治安問題に直面していますが、私たちが依って立つべき普遍的価値、すなわち人間の尊厳、生存権、そして法の支配を堅持することが極めて重要です。

そこで、本日この場で、ご質問に対するカンボジア政府からの重要な進捗をお答えいたします。

カンボジア王国政府は、自由権規約第 2 選択議定書(OP2)を批准するための「正式な国内手続きに入る」ことを、この本会議の場で宣言いたします。

この一歩は、カンボジアが 30 年以上にわたり国内で確立してきた死刑廃止の現実を、国際法のレベルにおいても再確認し、国際社会に厳粛にコミットするものです。この機会を借りて、未だ死刑を維持している他の国々や関係者に対しても、共に死刑廃止の道を歩むよう呼びかけます。

最後に、カンボジアは今後も国家間の対話を促進し、国際的な協調を深め、人間の尊厳を尊重する司法制度を推進し、地球規模での「普遍的な死刑廃止」の大義のために貢献し続けることをお約束し、私の発言といたします。ありがとうございました。

(司会者 2: ピート・オウコ)

それでは、中央アフリカ共和国の司法・人権・善政担当国务大臣であるアルノー・ジュバイ・アバゼネ氏にお話を伺います。

中央アフリカ共和国が 2022 年に死刑を廃止したことは、アフリカ大陸において歴史的な改革となりました。この改革から約 3 年が経過した今、貴国はこのコミットメントを国内、ひいては地域や国際舞台でどのように定着させようとしているのでしょうか。

(アルノー・ジュバイ・アバゼネ氏/中央アフリカ共和国)

ありがとうございます。

我が国は度重なる国内の危機(紛争)を経験してきましたが、法治国家の確立と不処罰(犯罪が裁かれない状態)との闘いにおいて、死刑制度は決して解決策にはならないという結論に達しました。暴力の連鎖を断ち切らなければならなかったのです。

2022 年、大統領の強い主導のもとで死刑廃止法が可決・公布されました。現在、私たちはこの精神を国内の法体系全体に調和させる作業(文脈化)を進めています。

具体的には刑法および刑事訴訟法の全面的な改定を進めており、「今年(2026 年)末までに、新しい刑法・刑事訴訟法から死刑の文字を完全に、決定的に排除する」予定です。

また、私たちは単に国内法を整備するだけでなく、この廃止を「不可逆なもの」にするため、国連の選択議定書(OP2)の批准に向けたプロセスも同時に推進しています。国際社会や国連の場において、我が国の立場を

明確にし、他国とも協力してこの普遍的な潮流を確固たるものにしたいと考えています。ありがとうございました。

(司会者 2:ピート・オウコ)

続いて、チャドの代表にお伺いします。貴国は 2020 年に死刑を廃止するという重要な一歩を踏み出しました。アフリカ大陸、そして国際社会においてこの廃止をさらに強固なものにするために、今後どのようなステップが必要だとお考えですか。

(チャド代表)

ありがとうございます。この場にチャドを代表して出席できることを光栄に思います。

進捗をお話しする前に、まずチャドにおける死刑の歴史的な文脈を整理させてください。チャドにおける死刑は、1960 年代の植民地時代の旧刑法を引き継いだ「負の遺産」でした。80 年代から 90 年代にかけては、当時の政権下で多くの死刑執行が記録されていました。その後、執行停止(モラトリアム)の期間が設けられました。

しかしご存知の通り、チャドは周辺国の情勢不安や、深刻なテロリストの侵入・治安の脅威(ボコ・ハラム等の過激派)の最前線に位置しています。そのため、2015 年に深刻なテロ事件が発生した際、当時の治安上の要請から、例外的にテロリストに対する死刑執行(15 名)が行われるという複雑な逆行の歴史を挟みました。

それでも我が国は、2020 年に刑法を根本から改正し、死刑制度の完全な廃止という司法史上の偉大な前進を成し遂げました。これは、人間の尊厳と基本的人権の尊重という根本原則に立ち返るための大転換でした。政府は現在、自由権規約第 2 選択議定書(OP2)の批准に向けた国内調整を進めています。

チャドが置かれている環境は依然として特異であり、周辺地域(スーダンやリビア、中央アフリカ等の境界)の不安定さに囲まれています。そのため、国内では治安維持の観点から「死刑の代替刑」をどのように機能させるかという議論が非常に重要です。

現在、政府のテーブルの上には、死刑に代わる「終身刑(拘禁刑)」の条件改善や、刑務所の環境向上といった課題があります。これらは国際基準に合致した司法(修復的司法)を実現するために、多大な投資と改革を必要とする分野です。

私たちはこの歩みを一過性のものにせず、普遍的かつ不可逆なものにするため、人権擁護活動家や市民社会のパートナーと深く連携し、一步一步進めています。この場をお借りして、彼らの尽力に敬意を表します。最後になりますが、我が国の首脳をこの対話の場に招き、治安や平和構築という極めて困難な課題に直面しつつも死刑廃止を維持しているチャドの経験を共有する機会を与えてくださったことに、深く感謝いたします。

(司会者 2:ピート・オウコ)

ありがとうございました。

(司会者 1:ローラン)

非常に深い示唆に富むセッションでした。本日ご登壇いただいたパネリストの皆様に、心より感謝申し上げます。

(拍手、セッション終了の案内)

(12) パネルディスカッションⅢ ～死刑廃止に向けた国際社会の団結と欧州連合・各国による戦略的取り組み～

EU 代表)

(司会からの「死刑廃止に向けた国際的な機運をどのように支援し、強化していくか」という質問を受けて)
ありがとうございます。欧州連合(EU)としてこの場に出席できることを大変重要に感じています。

本日は EU を代表して、また (EU のハイレベル代表である) ジョセップ・ボレルの代理として、皆様に心からの挨拶をお伝えするとともに、発言する権限を授かっております。この場に私たちが参集していること自体が、EU が持つ非常に強い政治的意志の表れであると考えています。

私は、この明確な目標 (死刑廃止) のもとに固く団結している 27 カ国を代表して強固なメッセージを伝えます。今の時代、EU 内の団結というものは、あらゆる問題において必ずしも「自明 (最初から約束されたもの)」であるとは限りません。しかし、このテーマにおいては完全に一致しています。なぜなら、法の上でも、また実際の運用 (プラクティス) の上でも、「死刑の廃止」というテーマは極めて普遍的な価値観だからです。ここにいる誰もが知っている通り、これは単に法的な議論にとどまらず、「私たちはどのような人間性を選択するのか」という本質的な問いなのです。

世界中を見渡せば、悲しいことに現在も毎日のように死刑が執行されています。それは国家による「取り返しのつかない (不可逆的な) 行為」です。国家が一度誤りを犯してしまえば、後から取り返しを点じることは絶対にできません。歴史がその事実を証明しています。

私たちが直面している具体的な事例を挙げると、イランから届く情報や映像があります。政府による情報統制やインターネットの遮断、被害者家族への弾圧などがあるため、現地からの情報は限られていますが、それでも分かっていることがあります。この国では、死刑が「(反体制派を抑圧するための) 武器」として利用され、司法とは名ばかりの道具に成り下がっているということです。

そこには正義など微塵もありません。だからこそ、多くの活動家や若者たち——その多くは大人というよりも子どもと呼ぶべきほどに若い人々——が、ただ自分の意見を表明したという理由だけで命を落としているのです。彼らが犯した「罪」とは一体何でしょうか。それは、すべての人が享受すべき自由と権利を求めて、通りに出て声を上げたということに他なりません。

そして、こうした懸念すべき事態は、悲しいことにその特定の国 (イラン) だけに孤立して起きているわけではありません。「社会を保護する」という大義名分のもと、あるいは特定の文脈を口実にして、多くの国々で反体制派の声を封じ込め、独裁的・権威主義的な統治を瞬時に強化・定着させるために死刑が利用されているのです。

だからこそ、私は EU の立場が極めて明確であり、揺るぎないものであることを誇りに思います。私たちは、いかなる場合、いかなる状況下であっても、死刑制度に断固として反対します。

しかし、私たちはただ言葉を並べるだけでは不十分です。欧州連合は、言葉を具体的な行動で裏付けなければなりません。そのためには、外交力を総動員し、政治的な重みを行使し、そしてもちろん、グローバルな死刑廃止運動を強化するために財政的支援 (資金援助) を行う必要があります。私たちは実際にそうしています。具体的には、各国政府への働きかけ、市民社会 (NGO 等) への支援、そして死刑執行が行われた際の世界への毅然とした非難声明の発表です。さらに、死刑執行に使用される医薬品や機材などの流通・貿易を規制する措置も講じています。

同時に、私たちはどれほどヨーロッパの中心で声を大にしても、孤立した状態 (自分たちだけ) では不十分であることも認識しています。だからこそ、私たちは多国間 (マルチラテラル) での関与を加速させ、世界中の市民社会のパートナーとの連携を強化しています。広範な国際的「連帯 (コリジョン)」を築き上げることが不可欠なのです。

市民社会は、死刑制度との闘いにおいて、今も昔も議論の余地のない、最も重要な原動力 (ドライビングフォース) です。だからこそ、EU がこの役割を担えることを誇りに思いますし、今後もホスト国であるフランスをはじめ、他のすべての政府、国会議員、ジャーナリスト、人権擁護活動家、被害者、そして勇敢なアクティビストの皆様と共に、現在も、そして未来永劫、立ち続けることをお約束します。

すでに世界の一連の国家の 3 分の 2 以上が、この残虐な刑罰を廃止する道を選択しているという報告を嬉しく思います。確かに進歩は起きています。その歩みは時に壊れやすく (脆弱で) はありますが、この死刑廃止への大きな機運 (モメンタム) は、もはや誰にも止めることはできません。

ですから、私はいつもこう言っています。「世界から死刑が最終的に消えてなくなるかどうか」が問題なのではありません。それは必ず実現します。私にとっての本当の問いは、それが「一体いつになるのか」ということだけなのです。ありがとうございました。

(司会者1:ローラン)

次の質問です。「アフリカ人権高等委員会(ACHPR)」のような地域の権利防衛システムは、その監視機能や規範・基準の策定を通じて、どのように各国の司法改革を支援し、基準の遵守と省察に貢献できるでしょうか。

(アフリカ人権委員会代表)

ありがとうございます。発言の機会をいただき感謝いたします。

このテーマは、私たちの人権擁護・推進委員会にとっても、非常に優先度の高い、かつ重大な関心事です。私たちは、このテーマ(死刑廃止)を専門に扱う「特別メカニズム(作業部会)」を立ち上げました。先ほどから議論されている通り、人間の生命と自由の尊厳を守るために、なすべきことはまだ数多くあります。

私たちの役割は、司法史における大転換を迎えている国々、あるいはこれから法改正を行おうとしている国家を「伴走(サポート)」することです。私たちの機能を果たす中で、国家が法制を正しい方向へと導き、市民をより良く保護できるようにするための「4つの柱となるガイドライン(建設的な枠組み)」を提示しています。

この枠組みの中で、私たちはすでに多くの決議(レゾリューション)を採択してきました。さらに、いわゆる「一般意見(ジェネラル・コメント)」を策定・公表し、条約が持つ真の意味や、人権保護において国家が果たすべき義務の詳細な解釈を明確に示しています。

これが第一の点です。第二の強力なアプローチは、私たちが各国政府と行っている「協調(連帯)」の取り組みです。ご存知の通り、私たちは定期的に国別の「定期報告書」を受け取り、審査を行っています。これは、各国が抱える課題や計画について、直接対話を行う極めて貴重な機会(プラットフォーム)です。

先ほど市民社会の重要性についても言及がありましたが、このプロセスは「暴力的に、あるいは強圧的に」進めるべきものではありません。国家との粘り強い「対話」と「説得」を通じてこそ、国は動くのだと確信しています。

したがって、この点における私たちの戦略は「現実主義(リアリズム)」に基づいています。

私たちの最終目標は、アフリカ大陸における「死刑の普遍的な廃止」です。しかし、そこには無視できない現実的な障害や、国内の様々な抵抗、私たちがコントロールできない複雑な治安情勢(テロの脅威など)があることも理解しています。

だからこそ、私たちはアプローチにおいてリアリズムを重視し、まずは「司法改革の推進」や、現在いくつかの国で進められている法的な見直しへの「アドボカシー(弁護・政策提言)」を後押ししています。

この戦略は実際に成果を上げています。数字がそれを雄弁に物語っています。かつては大陸のわずか15%~18%の国しか死刑を廃止していませんでしたが、現在、私たちがこうして話している時点において、アフリカの国家の約78%が法律上、あるいは事実上(執行停止などにより)死刑を排除しています。

もちろん、この歩みは時に遅く感じられることもあります。なぜなら、一度進んだ改革が政治的な危機によって再び脅かされる(引き戻される)リスクが常に存在するからです。しかし、私たちはこの任務に深くコミットし続けています。

ここで一つ、私たちが各国政府や市民社会のパートナーと意見交換をする中で、強く発信しているメッセージがあります。それは、「テロリズムや凶悪犯罪に直面しているこの不安定な世界において、本当に死刑を廃止して治安が保てるのか」という根強い疑問(言説・ナラティブ)を、解体(デコンストラクト)しなければならないということです。

なぜなら、「死刑を廃止した国において、それによって凶悪犯罪やテロが増加した」ということを示す、信頼に足る科学的な研究や統計データは世界にただ一つも存在しないからです。

時間が限られているため、極めて凝縮した形でのお答えとなりますが、これが私たちの委員会が司法改革を牽引し、歩みを進めるための主要な軸となります。

(司会者1:ローラン)

ノルウェーは長年にわたり、グローバルな死刑廃止運動の先駆的な支援国であり続けてきました。市民社会(NGO)との協力や彼らが果たす役割を含め、完全な廃止に向けた「段階的な前進(漸進的プロセス)」を確実なものにするための貴国の取り組みについて、詳しくお聞かせいただけますか。

(ノルウェー代表)

ありがとうございます。まず、この素晴らしいイベントに私たちを招待していただいたことに感謝いたします。席に着いたままで失礼いたします。

今日、皆様のスピーチをここで拝聴しながら、ノルウェーが現在世界で目撃している「グローバルな脅威」に対して、深い懸念(憂慮)を抱いていることを改めて表明せざるを得ません。

直近(2025年から2026年にかけて)の状況を見ると、一部の国家において死刑執行数が急激に増加(急増)しており、一度は廃止に傾いていた国が再び死刑制度を抱擁するような動きが見られます。また、それと同様に深刻な問題として、特定のグループ(少数派や社会的弱者)を標的にした「差別的な法的措置(法改正)」が導入されていることに、私たちは強い危機感を抱いています。

これは極めて深刻であり、憂慮すべき事態です。先ほどから議論に出ているイランの状況、あるいは私たちが今日これまでに議論してきた(中東やその他の地域における)特定の司法適用のあり方を見れば、その深刻さは明らかです。この点を明確に指摘しておきたいと思います。

本日、すでに他の方からも言及があった通り、「死刑に犯罪を抑止する効果(抑止力)がある」という説得力のある証拠(エビデンス)はどこにもありません。しかし、一方で「絶対に確実な事実」が一つあります。それは、いかなる司法システムであっても「完璧な正義」は存在し得ないということであり、国家が一度命を奪ってしまえば、その司法の誤謬(誤判・冤罪)は二度と修正できない(不可逆である)ということです。

だからこそ、この闘いを決して諦めてはならず、歩みを止めてはならないのです。完璧な法制度など世界に存在しないからです。もし死刑制度を維持していれば、その過ちは取り返しがつきません。

さらに、未成年者(少年兵や若年層)、妊婦、あるいは精神障害や知的障害を持つ人々に対して死刑を執行することは、極めて非人道的な方法であり、明確な「国際法違反」を構成します。この点を私たちは常に記憶に留めるべきであり、これについては国際社会全体が完全に一致すべき最低限の基準です。

また、国際的な「公正な裁判の基準(フェア・トライアル)」を全く満たさない法的手続きを経て死刑判決が下される場合も、同様に国際法違反となります。

こうした理由があるからこそ、死刑制度との闘いは、長年にわたるノルウェーの「国際人権外交・外交政策」における最重要の柱(セントラル・ピラー)であり続けているのです。私たちがこのテーマについて語り続け、コミットし続けている理由はここにあります。

私たちは、先ほども言及のあった「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)第2選択議定書(OP2)」を早期に批准し、資本刑(最高刑としての死刑)のグローバルな廃止に向けて自らを拘束してきました。また、国連における「死刑執行の停止(モラトリアム)」を求める決議を全面的に支持しています。さらに、地域組織、先ほどお話しがあった市民社会、そして志を同じくする国々(ライクマインデッド・ステイツ)と緊密に連携し、廃止への取り組みを推進しています。

私たちにとって、市民社会との協働は不可欠です。死刑制度との闘いにおいて、彼らが極めて重要な役割を果たしていることを確信しているからです。私たちは「国際死刑対策委員会(ICDP)」のメンバーであり、またECPMとも長年にわたり緊密に連携し、市民社会をエンパワーするための多角的な支援を行っています。

私たちがこれらの強固な協力を開始してから長い年月が経ちましたが、ここで改めて、現在も死刑を適用し続けているすべての国家に対して訴えます。完全な廃止に向けた第一歩として、まずは「死刑執行の公式な停止(モラトリアム)」を直ちに確立することを強く求めます。何度も何度も同じことを繰り返し主張しているように思われるかもしれませんが、先ほどEU代表が仰った通り、これは私たちが「最終的に必ず成功を収める性

質の闘い」です。単に「いつそれが達成されるか」という時期の問題に過ぎません。たとえ時として状況が困難に思え、逆風が吹いているように感じられたとしても、私たちは決して屈服してはなりません。なぜなら、この非人道的な慣行(プラクティス)を終わらせることは、完全に不可能なことではなく、私たちが必ず成し遂げられる人道的な義務だからです。ありがとうございました。

(13) 死刑廃止に向けた国際社会の連携とスイスおよび各国の取り組み

(司会者1:ローラン)

予定の時間を少し超過してしまいましたが、このセッションを準備してくださったすべての方々、諦めずに取り組んでくれた方々、そして本日これまでに貴重な個人的な体験談(パーソナル・ストーリー)を共有してくださった皆様に、改めて感謝申し上げます。

こうした生の声が出ることが極めて重要です。なぜなら、それによってこのテーマが単なる「遠いどこかの理論的なお話」ではなくなり、私たちのように日々この問題に取り組んでいる実務家だけでなく、一般の人々や、教科書の中の絵空事としてしか死刑を知らない若い世代にとっても、自分自身の身近な問題として捉えられるようになるからです。素晴らしい貢献に心から感謝します。

(司会者2:ピート・オウコ)

スイスは今回も、ECPM が主催するこの「世界死刑廃止会議」の共同スポンサー(後援国)として、廃止運動の最前線に立っています。

なぜ死刑の廃止が、スイスの外交政策においてこれほど強固な最優先課題であり続けているのでしょうか。また、スイスは多国間(マルチラテラル)の舞台で、この極刑との闘いをどのように進めているのでしょうか。

(スイス連邦政府代表)

ありがとうございます。スイス連邦の代表として、そして一人のスイス市民として、我が国が死刑廃止の闘いに対して行ってきた、伝統的かつ一貫した支援を非常に誇りに思っています。

まず初めに、本日この場でいくつかの国々からなされた(廃止や条約批准に向けた)前進の発表に対し、心から祝意を表します。この不安定で混迷を極める世界情勢において、これらは極めてポジティブで重要な進展であり、他の国々にとっても強力なインスピレーションの源(道標)となることを切に願っています。

ご質問の通り、死刑との闘いはスイス外交政策の最優先課題であり続けています。

スイスの歴史を振り返ると、私たちは1942年に(平時の刑法において)死刑を廃止しました。そして1992年には、軍刑法からも死刑を完全に削除しました。国内で死刑が完全に根絶されたことを受け、世界における死刑の普遍的な廃止(ユニバーサル・アボリション)の推進が、スイスの人権外交における最優先のミッションとなったのです。

なぜそこまでこだわるのか。それは、死刑の拒絶が我が国の憲法の根本原則(バックボーン)だからです。

スイス憲法は、死刑が「生きる権利(生存権)」を真つ向から侵害するものであると定めています。生存権という土台がなければ、他のいかなる人権も享受することはできません。

さらに、どんなに優れた司法であっても「無実の人が処刑される(冤罪・誤判)」リスクをゼロにすることはできず、法治国家(国家の正義)においてそれは絶対に容認できない一線です。

したがって、スイスはいかなる状況下であっても死刑に断固反対(絶対反対)の立場をとり、「死刑は人権と根本的に相容れないものである」という国際的な合意(コンセンサス)を形成するために尽力しています。私たちのこのブレない原則的なアプローチは、予測可能性(外交的信頼)を生み出し、未だ死刑を維持している存置国とも、建設的な対話を行う基盤となっています。私たちはこれを二国間(バイラテラル)、そして国連などの多国間(マルチラテラル)の両面で実施しています。

多国間での具体的な例を挙げるなら、スイスはニューヨークの国連総会においてリーダーシップを発揮しています。今年(2026 年)も、スイスはメキシコと共同で「死刑執行のモラトリアム(一時停止)を求める国連総会決議案」を提出できることを誇りに思っています。

前回の提出時(2024 年国連総会決議)には、過去最高となる 130 カ国の加盟国がこの決議に賛成票を投じました。今年もこの成功を再現し、さらに前進させたいと考えています。

また、私たちは 2 年ごとに国連人権理事会(ジュネーブ)においても、死刑適用に伴う人権侵害(不公正な裁判や残酷な執行など)に焦点を当てた決議を共同主導しています。

しかし、気候変動や移民問題など、他の多くの人権課題と同様に、国連における交渉は年々厳しさを増しています。特に国連総会においては、「適切な刑罰を決定することは各国家の固有の主権である」とする修正条項(主権侵害を主張する文言)が盛り込まれるなど、逆行の動きがあります。

私たちが非常に憂慮しているのは、この「主権論」の文言が、すでに死刑を廃止した国や、長年執行を行っていない一部の国々からも(外交的配慮などから)支持を得てしまっているという事実です。

私たちは声を大にして言わなければなりません。「死刑は、単なる国内の刑事法の問題(内政問題)ではない」ということです。死刑を単なる「国家主権のテーマ」として片付けてしまうことは、国際的な人権の枠組みを著しく弱体化させ、将来的な「死刑の復活(逆行)」のリスクを大幅に高めることになります。

最後になりますが、第 9 回という記念すべき世界会議を主催してくださったフランス政府、そして ECPM の皆様に感謝いたします。この会議が、私たちの共通のミッションである死刑廃止を前進させるための、具体的な対話と画期的なアイデアを生み出す場になると確信しています。ありがとうございました。

(司会者 2:ピート・オウコ)

それでは、タジキスタン共和国の代表(司法・法務関係高官)にお話を伺います。

タジキスタンは 20 年以上前(2004 年)に死刑のモラトリアム(執行停止)を導入し、それ以来、刑事司法制度を「人間化(人道的な改革)」するための重要な改革を進めてこられました。

モラトリアム導入以降、貴国が達成してきた具体的な進捗と、今後の完全な死刑廃止に向けてタジキスタン政府が指針としている現在の最優先課題について、共有していただけますか。

(タジキスタン共和国代表)

ありがとうございます。この重要な国際会議のステージで、我が国タジキスタンの経験を共有できることを光栄に思います。

タジキスタンは、2004 年にエモマリ・ラフモン大統領の強い政治的意志によって「死刑執行の停止(モラトリアム)」を導入しました。これは我が国の中央アジアにおける人権先進国への歩みの中で、極めて決定的な転換点でした。このモラトリアム法律の制定と同時に、刑法における死刑適用対象犯罪を大幅に削減(限定化)する措置も講じました。

モラトリアムが導入されてからの 20 年間、我が国では 1 件の死刑執行も行われていません。これは事実上の廃止国(アボリショニスト・イン・プラクティス)としての実績を積み重ねてきたことを意味します。この期間中、政府は刑事司法制度全体の「人間化(人道化)」を最優先に掲げ、憲法に定められた生存権と人間の尊厳を保護するための法制改革を進めてきました。

具体的な進捗として、私たちは死刑の代替刑としての「終身刑」の法的な運用を確立し、受刑者の処遇や拘禁環境を国際的な人権基準に合致させるための段階的な改善(刑務所改革)を行ってきました。また、司法の独立性の向上や、不当な自白の排除など、公正な裁判(フェア・トライアル)の基準を強化するための法規改定も進めています。

現在、タジキスタン政府のテーブルの上にある最優先課題は、この「事実上の廃止」の状態から、法的な「完全廃止」へと移行するための国内的な合意形成と法的プロセスの精査です。私たちは大統領直属の作業部会を設置し、市民社会のパートナーや国際機関(国連や欧州安全保障協力機構(OSCE)など)と緊密に連携しながら、世論の動向の分析や、刑法全体のさらなる人道化に向けたロードマップの策定を行っています。

もちろん、中央アジアの地政学的・地域的な安全保障上の課題(隣国の情勢やテロ・麻薬密売の脅威など)を巡り、国内には慎重論や複雑な議論も存在します。しかし、タジキスタンは国際社会の一員として、国際法基準を尊重し、段階的かつ確実なステップを踏んで完全廃止への道を歩み続けることをここに再確認いたします。

本日は、スイスやフランス、そして ECPM をはじめとする世界のアボリショニストの皆様と、こうした経験と課題を共有する機会をいただき、感謝申し上げます。ありがとうございました。

(14) フィリップ・モーリス氏のスピーチ

(モーリス氏は 1980 年に警官銃撃事件などで死刑判決を受けましたが、1981 年のフランソワ・ミッテラン大統領当選の直後、フランス史上最後となる「大統領恩赦」を受け、命を救われました。その後、彼は獄中で歴史学の博士号を取得し、現在は歴史学者となっています。)

(司会者 2:ピート・オウコ)

彼はまさに、死刑執行を目前に控えた絶望の淵にいました。しかし、フランソワ・ミッテラン大統領が当選したことで、彼の運命は永遠に変わることになります。彼は、フランスが死刑という制度そのものを廃止するわずか数か月前、数週間前に、大統領恩赦を受けた最後の人物となったのです。

(モデレーター)

そして今日、フィリップ・モーリス氏が私たちのなかに出席してくれています。自身の稀有な歩みを証言するため、そして、歴史の巨人であったロベール・バダンテール氏との間に築かれた、比類なき特別な絆について語っていただくためです。

(司会者 2:ピート・オウコ)

皆様、大きな拍手でお迎えください。フィリップ・モーリス氏です。

(フィリップ・モーリス)

(持ち時間を気にしながら)時間を超過して話しすぎないように、ストップウォッチをセットしますね。

皆さん、こんにちは。今から 45 年前(1980 年)、私は警察官との銃撃戦の末、死刑判決を受け、死刑囚監房(監獄の隔離された区画)に収容されていました。当時、私が処刑されることは誰の目にも明らかであり、避けられない運命だと思われていました。

しかし、フランソワ・ミッテランが共和国大統領に当選しました。彼は就任からわずか 2 日後、私に恩赦を与えてくれたのです。彼にとって、そしてフランスにとって、死刑を廃止することは新政権の本質的な義務であったのだと思います。

なぜミッテラン大統領は、あれほど強い意志でこの決断を下せたのでしょうか。それは、彼自身の歩んできた人生が、彼をその境地へと導いたからです。

彼は第二次世界大戦中、ナチスの捕虜となり、そこから脱走してレジスタンス(抵抗運動)に身を投じました。彼は人間の悲惨さと「死」を誰よりも間近で見てきたのです。その後、アルジェリア戦争の時期には司法大臣(法務大臣)も務めました。激動の時代の中で、彼は人間の命の重さについて、気が遠くなるほどの自問自答を重ねてきたに違いありません。

知性ある人間が誰もがそうであるように、彼もまた、自身の個人的な経験から「国家による殺人＝死刑」に対して立ち上がる一步を踏み出したのです。

そして、その長い思索の道のりにおいて、妻であるダニエル・ミッテラン夫人の存在が彼を支えていたことは間違いありません。彼女自身も若い頃からレジスタンスに参加し、生涯を通じてあらゆる不条理な抑圧と戦い、クルド人やパレスチナ人など、権利を奪われた人々の声を支持し続けた女性です。その活動ゆえに、

1992年にはクルディスタンで爆弾テロの標的にされ、同行者が亡くなるという惨劇にも直面しました。彼女もまた、命の尊さを知る人でした。

ミッテラン大統領の周囲には、ほかにも多くの勇敢な人々がいました。中でも最も深くこの闘いに身を捧げたのが、先ほどから何度も名前が挙がっているロベール・バダンテール氏です。

バダンテール氏もまた、「死」との間に極めて特殊で壮絶な関わりを持っていました。彼の家族の一部(ユダヤ人であった父親ら)は、ナチスによって「生きるに値しない命」と見なされ、強制収容所で命を奪われたのです。自分が受けてきた不条理な苦しみ、そして国家や権力が他者に課す残酷な苦刑を目の当たりにするとき、人間は「命の価値とは何か」を深く考えざるを得なくなります。

しかし、単に「個人の良心や意識」があるだけでは、国家から死刑を廃止することはできません。先ほどのセッションでも議論されていた通り、廃止を断行するためには「圧倒的な政治的勇気」を示さなければならないのです。

1981年の大統領選挙の際、フランス国民の約75%(4分の3)は死刑制度を支持(存置派)していました。もし「当選したら死刑を廃止する」と公約すれば、選挙で敗北するリスクが極めて高い状況だったのです。それでもミッテランは退かず、公約に掲げ、そして勝利しました。

歴史がフランソワ・ミッテランという政治家を今後どのように記憶するかは分かりません。しかし、この「死刑廃止」という偉業を成し遂げたこと一点においてのみでも、歴史は彼に特別な、不滅の席を用意するはずです。死刑は何の解決にもなりません。死刑によって社会の安全が担保されるわけではないのです。安全の確保という目的であれば、終身刑(永年拘禁)によって十分に達成できます(私自身は、刑務所に閉じ込め続ける刑罰そのものも決して好きではありませんが)。

死刑を支持する人々は、時に激しい憎悪に駆られるあまり、自分たち自身が「囚われの身であり、抵抗できない人間を、計画的に殺害しようとしている暗殺者(殺人者)」と同質になってしまっていることに気づいていません。

さらに、死刑は罪を犯した本人を殺すだけでなく、「その周囲にいる無実の家族や親族の人生」をも完全に破壊します。先ほど、1950年代にアメリカでスパイ容疑で処刑されたローゼンバーグ夫妻の息子のエピソードが紹介されました。彼は最初の世界死刑廃止会議に出席した際、幼い頃に両親を国に処刑されたことで、人生の長い期間、激しい復讐心に囚われていたと告白しました。「自分の両親に死刑を宣告し、執行した者たちを全員死刑にして殺してやりたい」と、激しい憎悪の連鎖の中にいたのです。のちに彼は死刑廃止運動家となりましたが、死刑がどれほど凄惨な憎しみの苗床になるかを物語っています。

国家が死刑を行うということは、社会に対して最悪のレッスンを施しているのと同じです。それは、「命は絶対的なものではない(国家の都合で奪ってもいい)」というメッセージです。そんな野蛮な制度を維持しながら、どうして「命を尊重する社会を作ろう」などと語れるのでしょうか。

最後になりますが、私は幸運にも、ロベール・バダンテール氏と刑務所の中、そして私が自由の身になった後の社会において、何度か直接お会いする機会に恵まれました。

私は郊外(バンリュウ)出身の、何者でもない、社会の底辺にいた若者(ギミック)にすぎませんでした。一方で、彼はフランスの上流階級(大ブルジョワ)出身の高名な弁護士であり、国務大臣です。しかし、私の狭い監房(セル)にやってきたロベール・バダンテールという男は、驚くほどの謙虚さと、慎み深さ、そして深い共感(エンパシー)を持って私に接してくれました。彼があまりにも偉大で、私がこれほど小さかったにもかかわらず、彼はまるで自分を私よりも低い位置に置くかのように、同じ目線で話をしてくれたのです。

具体的なエピソードは山ほどありますが、残念ながらもう時間がありません。

しかし、これだけは言えます。「真の偉大な人間」とは、社会的に何も持たない、持たざる者の前で、自らをここまで謙虚に律することができる人物のヒエラルキーを指すのだと、私は彼との出会いから学びました。

ご清聴ありがとうございました。

2 死刑廃止の主体としての司法～THE JUDICIARY AS AN ACTOR OF ABOLITION

(ドゥミサ・ンツェベザ判事)

(記録は途中からになります。)

死刑に直面している人々、とりわけ「Ggappl(ガポ)事件」の裁判において、裁判所は重い精神疾患や知的障害に苦しむ人への死刑執行を認めました。これは(アフリカ人権)憲章第5条に定められた尊厳への権利を侵害し、残虐で非人道的、または品位を傷つける刑罰にあたると判断されました。また、死刑判決を受ける可能性のある人に与えられるべき、その他の手続的保護についても同様です。これには、国内裁判所において、死刑判決を下す前に医学的評価を考慮する義務などが含まれます。

では、より広範な運用の方向性への移行がある、ということを書いて結論に代えたいと思います。憲章のもとでの将来的な死刑に関する判例の移行について、いくつかの個別の意見において、憲章は重要な内部的議論をも生み出してきました。

本裁判所の判事たちは、必要的死刑(義務的死刑)判決(法定刑として一律に死刑を科す制度)に関する事件で培われた論理が、最終的にはより広範な影響を及ぼす可能性があることを示唆しています。憲章で保護されている権利によって、死刑そのものの許容性(合憲性)が問われているのです。あと数秒ですね。

時間が迫ってまいりました。

最後に、この世界会議は、進歩と危機の両方が同時に存在する瞬間に開催されているということを書いて締めくくりたいと思います。

廃止に向けた世界的な動きは本物です。一説によると、110カ国以上の国々が、法律上または事実上、死刑を廃止しています。アフリカ大陸においても、その旅路がまだ遠く及ばないとしても、前進している方向性は明確です。

アフリカ人権・民族権裁判所も、この動きの中で確固たる地位を築いてきました。

私が先ほど報告した「Rajabu(ラジャブ)事件」は、判例における新たな地平を切り開きました。必要的死刑(義務的死刑)判決は生命に対する権利と相容れないものであり、絞首刑は人間の尊厳を傷つけるものであるということ、この大陸と世界に示したのです。すべての個人には、その人として見られ、声を聞かれ、裁かれる権利があります。裁判所の前で闘うことは容易ではありませんが、闘いが困難であればあるほど、そこに大きな意味があるのです。

私の考えでは、絞首台と刑場の影で裁判を行うのは裁判所です。最後に、私の国である南アフリカの最高裁判所長官であったチーフ・ジャスティス(アーサー・チャスカロソン)の言葉を思い出して締めくくります。

彼は1995年の「マクワニャーネ事件」において、死刑判決を違憲とし、「人間として最も忌まわしい人物を含め、すべての人が生命に対する権利を有している」と宣言しました。

ロベール・バダンテールは、その全生涯をかけて、死刑は人類の恥であることを証明しました。

私たちの任務は、最終的にどの裁判所も、正義の名のもとに国家が人間の命を奪ってもよいかどうかを、二度と判断せざるを得なくなる状況を作らないにすることです。

ご清聴ありがとうございました。

(イザベル・ロンヴィス＝ローム大使:モデレーター)

ありがとうございました。

それでは、次にマティアス・ギュヨマール氏にお話を伺うのを楽しみにしています。あなたは1996年に国務院(コンセイユ・デタ)に入り、訴訟部門の第10評定室長になられるまで、さまざまな役職を歴任されました。

2016年からは欧州人権裁判所の裁判官に選出され、2020年に(同副裁判長)、そして2025年には任期3年の所長に就任されました。

所長、欧州人権裁判所は死刑の普遍的廃止(世界的な廃止)においてどのような役割を果たしているのでしょうか。また、欧州の枠組みを超えた地域へはどのような影響を与え得るのでしょうか。

(マティアス・ギュヨマル(Mattias Guyomar) 欧州人権裁判所所長)

ありがとうございます、大使。そして裁判官の皆様、皆様。

まずアルベール・カミュの言葉を引用することから始めたいと思います。

「死刑執行とは、最も計画的な殺人でなくて何であろうか。いかに計算され尽くした犯罪であっても、これに比肩できるものはない」

死刑の廃止は、法や実務を変えるために、まず人々の意識(メンタリティ)を変えることを前提とする理想です。

この理想を世界中で実現するための歩みは、長い道のりです。そして、まだ到底終わりには達していません。だからこそ、今日のこのイベント、この「第9回死刑廃止世界会議」のようなイベントが極めて重要な意味を持つのです。

米州人権裁判所のゴメス裁判官、アフリカ人権裁判所のンツェベザ裁判官という、地域の人権裁判所の同僚の皆様とここに同席できることを大変嬉しく思います。

そして大使、欧州人権裁判所所長という立場で発言する機会を私に与えてくださり、特に感謝申し上げます。

欧州においてさえ——今や死刑の存在しない地理的空間となった欧州においてさえ——死刑の復活を支持する言説の再燃が見られます。だからこそ、私たちは毅然とした態度を保ち続けなければなりません。

2023年のレイキャビクにおける国家元首・政府首脳会議で再確認されたように、欧州評議会は今後も道を指し示し続けなければなりません。欧州評議会は、いかなる場所、いかなる状況においても、死刑の復活に対する闘いを続け、その普遍的(世界的)な廃止のために闘い続けなければならないのです。

このような闘いには、頭脳、つまり理性の武器だけでなく、心と強い信念の力を持って行動する能力が必要です。

そのために、すでに言及されていますが、私の前任者であるジャン＝ポール・コスタが「死刑廃止の使徒」と呼んだ人物の言葉を借りるのが最も適切だと思います。

ロベール・バダンテールは、その著書『廃止(L'Abolition)』の中で、死刑の支持者たちは死刑に不合理な機能を課していると説明しました。ロベール・バダンテールの声に耳を傾けてみましょう。人間の変容について、常に起こり得る誤判について、重罪院(巡回裁判所)の不確実性について。彼が対峙したすべての道徳的、歴史的、科学的、政治的な考察に対して、返ってくる答えは常に一定でした。

「犯罪者は死刑に処されなければならない。なぜなら、それほど重い罪を犯した後は死ななければならないからだ」

結局のところ、バダンテールが言うには、言葉の多様性の裏には、古く血塗られた「目には目を」の同害報仇刑の法が揺るぎなく存在していたのです。処刑の儀式には、常に贖罪の生贄、すなわち「死のための死」が刻み込まれていました。それは、私たちの克服しがたい不安の投影にほかならない、神々の怒りを鎮めるためのものです。

ロベール・バダンテールは生い立ちの闘いを1981年の国民議会まで持ち込み、そこで彼を世界的に有名にしたあの演説を行いました。フランスで死刑が廃止されてから45年が経ち、その立役者(バダンテール氏)がパンテオン(偉人聖堂)に祀られてから数カ月が経った今、テレビのスタジオや公の議論の場に、死刑を再び議題に乗せるべきではないかと考えるジャーナリストや政治指導者たちが戻ってくるのを目にします。

そして、この議論はフランスだけで起きているわけではありません。

したがって、この世界会議のおかげで私たちが一堂に会することは、完全に時宜を得ており、絶対に不可欠なことなのです。私たちは、世界中のいたるところで、それぞれの場所で活動をするためにここにあります。死刑の普遍的(世界的)な廃止のために。何一つとして永遠に勝ち取られたもの(当たり前なもの)はありません。だからこそ、すべての人、特に若い世代に対する教育(ペダゴジー)が、かつてないほど必要とされているのです。

ここで数分間お時間をいただき、大使、ご安心ください、欧州人権裁判所が(欧州人権)条約の解釈においてどのような役割を果たしてきたかをお話したいと思います。

普遍的な廃止に向けたこの歩みを進めるためには、源流に戻る必要があります。欧州評議会というシステムの創設者たち、欧州人権条約の創設者たちが、二つの大戦の間に経験したこと、その時代がもたらした悲劇的で野蛮な結末、ナチズム、ファシズム、共産主義の全体主義の到来。

第二次世界大戦の轟音。ホロコースト(ショア)の恐怖。

彼らは、平和と正義の理想を絶えず追い求めるという、一つの「ユートピア」の道具を創設したのです。

1950年に採択された欧州人権条約は、その理想と、法的な人間主義(ヒューマニズム)の表現です。新たな出発であり、新たな防壁です。

条約は意図的に広い言葉、受け入れやすい表現で起草されました。それは、その解釈を任された欧州評議会の司法機関である本裁判所が、それらの言葉にダイナミックな(動的な)発展をもたらすことができるようにするためです。すべての文脈において、人間の尊厳の表現であり前提でもある、具体的かつ実効的な権利の尊重が常に保障されるよう、その射程を現代化するためです。

死刑という原則そのものが人間の尊厳の尊重と相容れないものであり、その廃止は世界全体で普遍的なものとなる以外に展望はありません。

なぜなら、本質的に人権は普遍的なものであり、一人ひとりの人間がその権利を有しているからです。歴史や地理がそれを変えることはできません。人権は個人の所有物として理解されるべきではなく、その人の「資質(属性)」として理解されるべきです。それは、承認の行為によってのみ表現されるものです。

言い換えれば、人権の存在そのものが、自分が自らに求める尊厳を相手にも認めるという「互恵性(相互性)」の身振りに基づいています。

ここには、エティエンヌ・バルバールが重んじた「互恵性の倫理」が見て取れます。

人権は、人間とともに、そして人間によって生まれるのです。

そして、人間による人間の計画的な殺人の可能性そのものが「到底考えられない(不合理な)」ものとなるのも、まさにこの次元においてです。

それこそが、人間主義(ヒューマニズム)から見て「耐えがたい死刑」なのです。

基本的人権から見て「考えられない死刑」なのです。なぜなら、人権は人間によって基礎づけられると同時に、あらゆる人間性の基礎そのものであるからです。だからこそ、人権は処分不可能なものであり、絶対的なもののなのです。

欧州人権条約の第3条には絶対的な禁止が見られます。そこでは非人道的な、または品位を傷つける扱いを禁止しています。欧州裁判所が「ボウアマル(Bouamar)対ベルギー事件」の判決で述べたように、これは人間の尊厳の尊重と密接に結びついた「文明の価値」です。この絶対的な禁止には、国家の存亡に関わる公の緊急事態(国家危機)の場合であっても、最も困難な状況下であっても、いかなる例外(適用免除)も認められません。

また、当該個人の行為や、その人物が犯した可能性のある犯罪の性質からも独立しています。

それにもかかわらず、1950年に条約が起草された際、生命を尊重する権利を規定する第2条において、条約の起草者たちは、死刑が生命に対する権利の制限を構成し得ることを認めました。

当時、実際、ほとんどの欧州諸国はまだ死刑廃止に向けた措置をとっていなかったため、第2条は死刑に訴える可能性そのものを対象としていました。そのため、裁判所が第2条の文言に反するような、第3条の「判例法的な解釈」を維持することは不可能でした。

幸いなことに、その後すぐに、いくつかの現象に後押しされて、欧州では廃止を求める動きが急速に拡大しました。

NGO、弁護士、国際組織の活動、知的・哲学的・政治的な運動の発展。市民社会の結集により、意識の進歩が人権の発展を伴うことになりました。しかし、それには政治的な身振りが必要でした。裁判所だけではできないことです。条約の追加プロトコル(議定書)の起草を呼びかけるイニシアチブをとったのは、欧州評議会議員会議(PACE)でした。このプロトコルは、今度は死刑執行の禁止を原則として掲げるものでした。

そして、長年の熟考と活動を経て、1983年に条約の「第6議定書」が採択されました。

しかし、まだ達成すべき最後の段階が残っていました。なぜなら、この議定書は戦時における死刑の適用を残していたからです。

そのため、さらに先へ進む必要がありました。いかなる状況下でも死刑を廃止することが必要であり、それを実現したのが 2002 年に採択された「第 13 議定書」でした。

その前文から短い引用をいたします。

「すべての人の生命に対する権利は、民主的社会における根本的な価値である。死刑の廃止は、この権利の保護、およびすべての人間(人類)に固有の尊厳を完全に認めるために不可欠である」

このように、各国はあらゆる状況において死刑を廃止するという決意を示しました。

これら二つの議定書は、裁判所にその判例を発展させる可能性を与えました。1989 年の「ソアリング (Soering) 事件」の判決に遡ると、裁判所は、欧州域外を含む他国に送還された場合に非人道的な扱いにさらされる可能性から個人を保護することにより、第 3 条の保護に「域外適用効果」を与えていることがよく分かります。しかし、死刑執行というその原則において、死刑に訴えることが第 3 条に違反するとは(当時は)言っていない。

「執行に至るプロセスこそが、人間の苦痛を引き起こすものである」と述べたのです。

第 6 議定書、そして第 13 議定書の後、諸国によってなされた選択に照らして、裁判所はその判例を発展させました。条約の法的空間における死刑の完全廃止への動きは、国家の主権的選択の表現である「新たな議定書の採択」と、裁判所による「条約のダイナミックな解釈」との間の、相互の豊かさ(クロス・フェルティライゼーション)の成果として現れています。

その結果、今や、依然として変更されるべき第 2 条の文字面を超えて、「欧州の公秩序(パブリック・オーダー)」の根本的な要素を構成する絶対的な禁止がもたらされています。

詳細に説明する時間はありませんが、これらの大きな変化を示す二つの判決だけを引用したいと思います。2005 年の「オジャラン (Öcalan) 対トルコ事件」では、裁判所は第 2 条を異なる形で解釈するために、各国による議定書の採択という選択を抛り所にしました。

そして、それよりもはるかに最近の一連の判決があります。

その中には、2010 年の「アル・サドゥーン (Al-Saadoon) およびムフディ対イギリス事件」の判決があります。今や私たちの判例において、裁判所は死刑の禁止に絶対的な性格を与え、欧州の公秩序のこの根本的な要素に域外適用の性格を与えています。

そこに、ロベール・バダンテールが言うところの「欧州の(死刑廃止への)熱意」の表現を見るべきです。

大使、そして皆様、最後に再びロベール・バダンテールの言葉を引用して締めくくります。

「死刑を禁止する一般的な規範が勝利すれば、この廃止主義(闘い)は達成されるだろう。しかし、国ごとに死刑廃止、あるいは執行のモラトリアム(一時停止)を勝ち取るだけでも、まだやるべきことは山ほど残されている」

各国政府の主権的な選択に依拠しながら、そのダイナミックな解釈によって、欧州裁判所が死刑の絶対的廃止を、欧州特有の理想と伝統という共通の遺産(財産)の一要素として構築することにより貢献したかを、駆け足ではありますが、網羅的にお示しできたいと思います。そして、その判例を通じて、欧州を超えて世界全体へとそれを輝かせました。

私たちを動かすべきもの、私たちの「意志の不屈の楽観主義」を育むべきものは、私たちが死刑を禁止する一般的な規範へと到達するだろうという、まさにこの思想です。それは、意識やメンタリティの進歩によって世界規模に広がることを可能にしたこの道徳的禁止を、まずは法へ、そして実践へと翻訳するものです。

ロベール・バダンテールは『廃止』の中で、1978 年のフランス国首座司教社会委員会の「死刑に関する省察の要素」からの抜粋を引用しています。その一節を聞いてみましょう。

「社会は、たとえ正規の裁判の結果であっても、有罪を理由に人間の命を処分することはできない。生命への権利は絶対的なものであり、死刑は人間の命への軽蔑の形態の一つである」

ご清聴ありがとうございました。

(イザベル・ロンヴィス＝ローム大使:モデレーター)

所長、どうもありがとうございました。

皆様、お一人おひとりの的確で啓発的なご発言に、心から感謝申し上げます。

私たちは、死刑の公式な廃止へと向かうことを可能にする、裁判官および国内裁判所の決定的な役割について議論することができました。この役割は、廃止後においても、適切な適用を確保し、それまでに死刑判決を受けた人々の刑を再定義(減刑など)するために極めて重要であり続けます。

さらに、一貫した量刑ガイドラインは、死刑廃止後、裁判所が一貫性、比例性、および公平性を促進するのに役立ちます。提出されたファイル(事件記録)の検討において、裁判官は、公正な裁判を保障するためにその裁量権を行使し、個々のケースに応じて、事件の状況や当該人物の横顔(プロフィール)を評価することもできます。裁判官は、強要(拷問など)によって得られた証拠の排除を命じたり、被告人が法的援助(法律扶助)や弁護士にアクセスできるようにしたりすることができます。

しかし、私たちは同時に、制度(機関)が不謬ではない(完璧ではない)ことも耳にしました。

制度は政治的な圧力を受ける可能性があり、その意味で、裁判官の独立性を担保し、恣意的な運用と闘うための、制度的および手続的な保障を強化することが不可欠です。

司法機関も間違いを犯す可能性があり、死刑が想定され得る罰則の一部である場合、その過ち(誤判)は取り返しのつかないものになります。

死刑誤判がもたらすリスクに対処できるのは、死刑廃止しかありません。

裁判官(実務家)たちも、その行動において支持されなければなりません。

地域の裁判所は、皆様のご指摘されたように、明確で曖昧さのない判例を通じて、解釈上の指針を与えることができます。皆様が非常によく説明してくださった通りです。最後に、法曹養成における初期研修、および継続研修の双方を強化しなければなりません。

そして、グッドプラクティス(優れた実務事例)の共有を促進するために、同僚間の交換ネットワークを強化する必要があります。

皆様、重ねて素晴らしいご発言の質に感謝申し上げます。

法律を超えて、これらすべての勧告を超えて、私が同時に実感しているのは、ここにいるお一人おひとりの「多大なる勇気」です。

人類の名において、皆様のその勇気に感謝しなければなりません。

それでは、皆様、お席にお戻りください。そして会場の皆様には、このまま数分間お席に座ってお待ちいただくようお願いいたします。あと数分で、フランス共和国のエマニュエル・マクロン大統領をお迎えいたします。

以上となります、皆様ありがとうございました。

3 マクロン大統領スピーチ

ご列席の皆様、親愛なる友人の皆様、ありがとうございます。

まず、この威厳ある歴史的な場所に迎えてくださった事務局長に感謝申し上げます。そして、本日ご出席の各国大臣、各組織、裁判所、国際機関の代表者、大使、国会議員、ならびに国際機関や非政府組織(NGO)の代表の皆様は心より敬意を表します。

通常であれば「皆様、それぞれの肩書や資格において」と呼びかけるところですが、私はそれに加えて、「皆様が日々展開されている偉大な闘いの同志として」皆様に呼びかけたいと思います。本日、大統領として、皆様の傍らでこの日を共に迎えられることを、私は深く、真に嬉しく思っています。

これは、私にとって長年の確固たるコミットメントでもあります。フランスにおける死刑廃止法採択 40 周年を共に祝った際、ロベール・バダンテール氏(※仏で死刑廃止を実現した元司法大臣)の傍らで誓ったコミットメントです。私たちの原則と価値観の根幹をなす歴史的文書を記念した、シャイヨー宮でのコミットメントです。そ

して、この数年間、皆様お一人おひとりと結んできたコミットメントです。これらは、フランスが数十年にわたり、さらにはそれ以前から守り続けてきたコミットメントにほかなりません。

本日、この第9回死刑廃止世界会議を迎えるにあたり、フランスは25年前、ストラスブールで記念すべき第1回会議の創設に貢献したあの原点へと立ち返ることになります。フランスは今も、そしてこれからも、死刑廃止のために闘うすべての人々の傍らに立ち続けます。

あれから世界は大きく変わりました。それは言うまでもありません。死刑廃止国の数は増え続けています。実のところ、死刑廃止への歩みは、人類の歴史において「絶えず前進を続けている数少ない人権」の一つであり、死刑の普遍的な廃止という希望は、いまや手の届くところにあると言えます。

しかしながら——これについては後ほど詳しく述べますが——世界各地で今なおリスクは残っています。また、我が国(フランス)を含む各国での議論を見るにつけ、達成された成果は何一つとして永久に保障されているわけではないと痛感しています。フランス、ヨーロッパ、そしてこの闘いを引き受け、今も戦い続けている世界中の多くの国々とその代表の皆様に、ここで深く敬意を表します。皆様の取り組みは極めて不可欠なものです。

フランス自身もよく知っています。死刑の廃止は、多くの人々が「まるで最初から当たり前だったかのように、あるいは昔からそうであったかのように、あるいは、ごく簡単な問題だったかのように」錯覚しがちです。しかし私は、40年以上前に展開されたあの激しい闘いを決して忘れません。当時は、世論の多数が死刑維持に傾いていました。表面化する民意に抗いながらも、死刑廃止を導く「人間尊厳の原則」の名において、あの闘いは行われたのです。そして、現在も死刑廃止が進みつつある多くの国々において、その道のりが決して平坦ではないことを私は知っています。それは常に、社会を揺るがし、人々の良心や最も深い信念を交錯させる、深く、時に痛みを伴う議論の結実なのです。

事実、1981年9月18日に国民議会(下院)が死刑廃止法案を採択した当時、我が国の国民の大多数は依然として廃止に反対していました。この法案は、当時のフランソワ・ミッテラン大統領の選挙公約に基づく強い支持のもと、ロベール・パダンテール司法大臣(当時)のイニシアチブによって推進されたものです。

この経験を通じて、私たちは学び、そして理解しました。民主主義国家は、犯罪に対して断固たる態度(厳格さ)を示しながらも、同時に「人間性」を放棄しないことが可能であるということを。私たちが糾弾すべき悪そのものへと、自らが同化してしまわないことが可能であるということ。

この歴史的経験は、私たちに深い謙虚さを要求します。どのような民族であっても、自らの正義に対する認識を一朝一夕に変えられるわけではありません。

死刑を直に目撃し、あるいはその現実直面してきた多くの男女の皆様の前で、私は大きな謙虚さを持って申し上げます。死刑とは、何よりもまず「沈黙」です。ヴィクトル・ユーゴーをはじめ、多くの先人が描写したあの沈黙です。判決が言い渡された直後に訪れる沈黙。個人にのしかかる冷徹な鉛の覆いであり、その瞬間すでに、その人間の人間性の一部を惨殺するものです。

そして死刑とは、「待つ時間」です。死刑囚が過ごす最期の日々(時にそれは何年にも及びます)の容赦なき猶予です。肉体も精神も、ただ一つの、恐ろしく、耐え難く、計り知れないほど凄惨な思考、すなわち「死」に縛り付けられるのです。

何世紀もの間、死刑は人類の歴史に付きまといてきました。それは必要悪として、正義として、時には社会の保護手段として正当化されてきましたが、私たちはそれがすべて欺瞞であることを知っています。ここで司法の政治利用や偏見、私たちの司法判断が常に抱える「誤判のリスク(不完全性)」といった議論を繰り返すつもりはありません。ただ、この点に関して、極めてシンプルな二つのことについて申し上げたい。

死刑が社会をより安全にしたことは、歴史上ただの一度もありません。決してありません。なぜなら、死刑に犯罪抑止力はないからです。これはすでに証明され、観察され、数値化されている事実です。死刑維持を主張する一部の権威主義的な権力がいくら強弁しようとも、過去にも、現在にも、死刑に抑止効果など存在しないのです。死刑は権力の武器にはなり得ても、決して正義の盾にはなりません。

そして、私にとって第二の、より根本的な点があります。それは、死刑廃止とは「人間の尊厳」を承認することに他ならないという点です。私たちの中の誰がどのような大罪を犯したとしても、その人物が「人間であるこ

と」という事実を否定する権利は、私たちにはないのです。この原則こそが、すべての民主主義社会の基盤であり、私たちが共に生きることを可能にする条件そのものです。たとえ最悪の罪を犯した男性や女性と対峙する時であっても、私たちは法に従って対処せねばならず、その人物が持つ人間としての尊厳を否定することはできません。私たちは罪を犯した人を罰することができますし、罰せねばなりません。被害者やその遺族の権利を回復に貢献しなければなりません。社会の名において償いをさせ、犯した罪の重さを理解させるために処罰しなければなりません。しかし、彼らが「人間であること」そのもの（人間としての尊厳）を奪う権利は、私たちにはないのです。

民主主義社会における死刑には、ある種の一線（禁忌）が存在します。死刑は、一方では人間の尊厳を否定し～これは私たちには禁じられていることですが、他方では社会から悪を排除できると考えている点にあります。しかし、民主主義であるということは、共に決定を下し、代表を選出し、法律を制定し、決断を下す可能性を築くことです。しかし同時に、民主社会を構成するすべての人の役割、「一人ひとりの存在」を認めることでもあります。

私たちは、社会に内在する「悪」を完全に抹消することはできないという現実を受け入れねばなりません。私たちは教育やケアによって悪を抑え込み、抑制し、制裁し、予防することはできても、人間を抹殺することで悪を消し去ることは不可能なのです。死刑が真の意味で悪を根絶することは絶対にありません。

私が改めて強調したかったのは、この2つの重要な点です。死刑は言われているような効果（有効性）を持たず、死刑はすべての人の中に宿る「人間の尊厳」という原則の全否定であるということです。だからこそ、民主主義の真価は、法律の厳格さだけでなく、一人ひとりの尊厳をいかに守り抜くか、そしてこの死刑廃止の闘いをいかに完遂できるかによって測られるのです。

先ほど申し上げたように、死刑廃止の歴史は前進の歴史です。死刑廃止国の数が増え続けていることは確かに喜ばしいことです。しかしながら、死刑は依然として世界の多くの地域で現実の脅威として残っています。

世界がかつてないほど死刑廃止に近づいている一方で、死刑を維持している国々における執行数は、かつてないほど高水準に達しています。昨年の死刑執行数は、わずか17カ国で2,707人に上り、1981年以来最悪の数値を記録しました。そして現在、私たちがこうして集っているこの瞬間にも、約2万5,000人もの人々が、死刑執行という耐え難い恐怖の中で明日をも知れぬ日々を過ごしています。

この過酷な現実を前に、そして人類の共通の歴史を照らしてきた人道主義の原則に基づき、フランスとヨーロッパは普遍的な死刑廃止の道へ全面的に歩んでいます。欧州各国はそれぞれの国内法から死刑制度を撤廃した後、欧州評議会（Council of Europe）のもとに集い、2003年、「欧州人権条約第13追加議定書」の批准を通じて、歴史上初めて、そして最大の「死刑のない政治圏」を構築することを共同で決定しました。これは私たちの誇りです。また、欧州連合（EU）は、新たな加盟国に対し、死刑廃止を受け入れることを加盟の必須条件としています。死刑廃止という理想は、欧州の共通社会の核心に位置する原則です。しかし、この理念は決してヨーロッパだけにとどまるものではありません。欧州評議会の全領域、たとえそれが現在も混乱や対立の中にある辺境の地であっても、この原則を押し広げていかねばなりません。

そして何より、この死刑廃止運動の根底にある人道主義を超えて、先ほど数人の自由の闘士たちとも語り合ったことですが、これは「普遍的な原則」であることをここで改めて宣言します。死刑廃止の理念を、単なる「ヨーロッパ的、あるいは西欧的な価値観」へと矮小化させてはなりません。国境、時代、政治体制を超越する闘いが存在し、死刑の普遍的廃止こそがまさにその闘いなのです。

歴史的・地理的な事実を紐解くだけでも十分でしょう。すでに1863年の時点で、ベネズエラが死刑廃止という歴史的選択を行い、その後すべての大陸へと広がっていく先駆的な道を切り開いたことを、私たちは思い起こすべきです。2022年の前回のベルリン会議以来、歴史の針は他の大陸でも進みました。ザンビア、そしてジンバブエが死刑撤廃の決定を下しました。

また、レバノンの大臣が本日ここでなされた重要な発表に深く感謝し、敬意を表します。周辺地域で不穏な、逆行する悲惨な決定がなされているまさにこの時期に、レバノンがこれ程勇気ある決断を下したことは、決して偶然ではないと考えます。

さらに、マレーシアのように、死刑の適用範囲を大幅に縮小する重要な改革に着手したすべての国々にも敬意を表します。最終的な完全廃止に向けて、まだ超えねばならない段階はありますが、これらの決定は私たちに教えてくれます。いかなる運命も、国民を永続的に死刑制度に縛り続けものではないということ、そして死刑廃止は遠い理想ではないではないということ。しかし、それは各段階が重要な意味を持つ具体的な道のりです。

その意味で、サヘル地域やイスラエルにおいて、死刑を導入・拡大しようとする法案の動きがあることには懸念を禁じえません。これらの法案について、各国で独立性と良心を持った最高裁判所が、法に則り、賢明な判断を下してくれることを切に願っています。

最後に、普遍的な死刑廃止という大義は、市民社会、非政府組織(NGO)、そして人権擁護活動家の皆様の不可欠な参加なしには決して成し遂げられません。皆様こそが、死刑廃止運動の原動力です。

ここで、本会議の主催者である「ECPM(死刑に反対するアンサンブル)」、ロベール・バダンテール氏も長年所属した「ICDP(死刑廃止国際委員会)」、そしてこの闘いに身を投じているすべての市民社会組織やその若い活動家の皆様に深く敬意を表します。また、国連の高等弁務官、皆様の支援の重要性を強調したいと思います。

そして、先ほどお会いした「マリアンヌ賞」の受賞者の皆様にも敬意を表します。この賞も、また、人権、人間の尊厳、そして死刑廃止のために勇気をもって闘う人々を支援することを目的とした、フランスの外交が推進する取り組みの一つです。

皆様、私が本日ここでお伝えしたかったのは、こうした事柄の背後にある、この会議の重要性と、皆様の結束の重みを強調することでした。また、次回の死刑廃止世界会議の開催地として名乗りを上げてくださったモロッコ当局の決定に、心から敬意を表します。これは極めて重要な選択です。

最後に、私のスピーチを締めくくるにあたり、私たち全員が、集団としてひとつのことを胸に刻みたいと思います。これは、今なお死刑を執行している国々に生きる人々だけでなく、私たちのような国々、そして、ここ数週間もこの議論を経験した「フランスという古き良き民主国家」に生きる私たち自身にとっても重要なことです。

皆様、ご自身が「まだ死刑廃止に至っていない、どこか遠くの国のために戦っているだけだ」と思わないでください。あるいは「すでに終わった、過去の記憶の記念碑を守るために戦っているだけだ」とも思わないでください。

約束されたものではないのです。死刑廃止のための闘いは、いま現在の「人間の尊厳」を守るための現代的な闘いなのです。なぜなら今日、私たちの社会において、この議論は再び頭をもたげているからです。今日、原則と言葉の混乱の中で、多くの人々が「死刑こそが凶悪犯罪への解決策だ」と考える人が再び増えているからです。

ですから、一瞬たりとも「自分たちの闘いは、ここフランスや、今現在の社会には関係のないことだ」と思わないでください。特に、幸運にも死刑がすでに廃止された国に生まれ、あの激しい議論を直接経験せずに済んだ若い世代の皆さんに申し上げたい。死刑廃止がまるで空気のように当然のことだと思ってしまうかもしれません。しかし、すべての「人権のための闘い」がそうであるように、これは絶え間ない闘争の結晶であり、いつでも覆るリスクをはらんでいるのです。だからこそ、皆様の闘いは不可欠なのです。民主主義社会にとって、この闘いは「自らの存在(レゾンデートル)」そのものであると言っても過言ではありません。

ご清聴ありがとうございました。

(大統領退席時のアナウンス)

「皆様、大統領が退席されますので、そのままお席でお待ちください。」

4 透明性の課題に直面する東アジア～EAST ASIA FACING THE CHALLENGE OF TRANSPARENCY : LESSONS FOR UNIVERSAL ABOLITION

モデレーター(ADPAN:トム・テンプロサ)

皆さん、こんにちは。お待たせいたしました。皆様のご理解とご協力に感謝いたします。

今日の午後、私たちは非常に充実したセッションを予定しており、素晴らしいパネリストの方々をお迎えしています。世界中で展開されている死刑廃止への闘いは、実のところ「真実を求める闘い」でもあります。しかし私たちが気づくのは、特に東アジアにおいて「透明性」の問題が存在するということです。

本日は、東アジアにおける透明性の問題について議論を深めていきます。この場には、大変尊敬すべきゲストの皆様にお集まりいただきました。東京での地域会議(コンGRESS)に続き、私たちは今日、この問題に注視し、制度や、私やあなたのような死刑廃止論者がどのように前進できるかを考えるために集まりました。

この対話が重要なのは、死刑制度というものが「沈黙」の中だけで維持されるべきではないからです。私たちは行動を起こさなければなりません。ここで事務的なお知らせですが、皆様ご存じの通り時間が限られておりますので、簡潔に進めてまいりたいと思います。

それでは始めましょう。パネリストの皆様をご紹介しますが、その前に金恩珠(キム・ウンジュ(Eunju Kim))さんの貴重なお話を伺いたいと思います。お名前の読み方は合っているでしょうか。恩珠さんは、北朝鮮の人権擁護活動家であり、スピーカー、そして著者でもあります。現在は「Han Voice」でパートナーシップ・リードを務めていらっしゃいます。

恩珠さん、北朝鮮でのご自身の生活についての証言をお聞かせいただけますか。孤立した国で暮らすとはどのようなことだったのでしょうか。北朝鮮は「秘密」のベールに包まれており、それは透明性とは真逆の状態だと言われています。北朝鮮にいた当時、どのような情報にアクセスすることができたのでしょうか。

(金恩珠氏)

はい、議長、そしてご参集の皆様、こんにちは。私の名前は金恩珠(キム・ウンジュ)と申します。少し発音が難しいかもしれませんね。私は最近名称を変更した「LiNK (Liberty in North Korea)基金」でパートナーシップ・リードを務めています。これは、近年の資金危機に対応して設立された、フォード財団やキム・インパクト・ファンド(Kim Impact Fund)などの支援を受ける新しい人権基金です。私たちは北朝鮮の人々、そして彼らが内側から起こしつつある変革に対して投資を行っています。

脱北者であり人権活動家として、私は本日皆様の前に立ち、北朝鮮における死刑制度の残虐な現実を告発し、この国家暴力を終わらせるために国際社会が連帯することを訴えます。北朝鮮で暮らすということは、単に電気柵の向こう側に閉じ込められ、飢えに苦しむということだけを意味するものではありません。生き残るために、見たいものを見、言いたいことを言い、自由に考えるという、最も基本的な人権を放棄しなければならないシステムの中で生きることを意味するのです。

子供の頃、私は『我が国が一番良い』という歌をよく歌っていました。しかし、他の国の人々が実際にどのような暮らしをしているのかを知る術はありませんでした。外の世界に対するいかなる好奇心も、犯罪とみなされる可能性があったのです。北朝鮮の国境の向こう側の生活がどのようなものか想像することさえ、その人を「反動分子」や「国家の敵」の烙印を押す理由になりました。

「生活が苦すぎて、もう耐えられない」といった、ごく当たり前の不満を口にただけで、数え切れないほどの人々が一晩で姿を消しました。スパイ容疑をかけられた人々は「塩の島」と呼ばれる場所へ連れて行かれ、そこから戻ってきた者は一人もいませんでした。私が韓国に到着して初めて、その真実を知りました。「塩の島」とは政治犯収容所のことだったのです。私を含め、ほとんどの脱北者は、北朝鮮で暮らしている間に「人権」という言葉すら聞いたことがありませんでした。

今この瞬間も、数え切れないほどの北朝鮮の人々が、自らの基本的人権が侵害されていることすら知らずに生きています。親や兄弟、子供たちが餓死し、隣人が処刑されている時でさえ、人々は表向きは指導者を称え続けなければならないのです。

私が9歳の時、小学校の担任の先生に手を引かれ、初めて公開処刑を目撃しました。死刑囚の家族は国家によって強制的に出席させられ、最前列に座らされていました。9発の銃弾が撃ち込まれた瞬間、血が飛び散り、男性の頭部から脳漿が吹き出し、内臓が体から流れ出ました。普段なら子犬が死んだだけでも泣くような子供たちが、凍りついたように静まり返っていました。誰も自分が目撃したことに疑問を挟みませんでした。幼い頃から、私たちは「国家がすることはすべて正しい」と教えられてきたからです。私たちの役割は疑うことではなく、従うことでした。

北朝鮮政府が国民を完全な統制下に置くことを可能にしている「恐怖政治」は、公開処刑に大きく依存しています。公開処刑は単なる処罰の形態ではありません。死刑囚を殺害するだけでなく、生きている人々を恐怖に陥れ、脅すための道具なのです。北朝鮮の人々は公開処刑を目撃し、隣人が一晩で姿を消すのを見て育ちます。これらの経験を通じて、私たちは国家に逆らった場合の結果を学びます。恐怖が日常生活の一部となり、沈黙が生き残るための手段となるのです。

しかし、問題はさらに深刻です。北朝鮮が死刑を執行する方法は、完全に不透明で恣意的です。

第一に、北朝鮮は生き残るためにとった行動に対して、積極的に死刑を科しています。私は、飢えた子供たちのために食べ物を買う目的で銅を密輸した人や、生きるために牛を盗んだ人が処刑されるのを目撃しました。

第二に、誰を処刑するかという決定はしばしば恣意的です。北朝鮮では、国家の意志が法律の上にあります。ある事件が「見せしめ」として指定されると、通常であれば死刑に直面することのない個人が、他人に恐怖を植え付けるために公開処刑されることがあるのです。

第三に、処罰は処刑だけでは終わりません。それは家族にも及びます。処刑された人の家族は、遺体を引き取ることができない場合がほとんどです。お別れを言う機会も奪われます。葬儀を行う尊厳さえ拒否されるのです。政治犯収容所のような閉鎖された施設では、死そのものが隠蔽されます。その結果、家族は愛する人が生きているのか死んでいるのかさえ分らないまま、生涯を過ごすことになります。これは単なる処刑の問題ではなく、「強制失踪」の問題なのです。

近年、北朝鮮政府は外の世界の情報にアクセスしたり、それを共有したりする行為に対して、ますます厳しい処罰を科しています。韓国のドラマを見たり、韓国の音楽を聴いたり、外国のメディアを共有したりするだけで、極刑に処されることがあります。かつては「思想的な非行」として扱われていたものが、今では国家そのものへの脅威として枠付けられるようになってきています。国家がこの暴力をエスカレートさせている理由はただ一つ、国民が真実を知り始めることを恐れているからです。

しかし、国家はそれを止めることができていません。人々は今も外の世界を求めています。彼らは見ることを禁じられている映画やドラマを鑑賞し、命がけであることを知りながら、信頼できる人へと手から手へ渡しています。自分たちを監視するために作られたデバイスをハッキングする方法を見つけ、国家の技術によって育った世代が、そのスキルを国家の統制に対抗するために使うようになってきています。恐怖は国家が築く壁であり、好奇心はその壁に走る「ひび割れ」です。ここに私は希望を見出しています。皆様にも希望を持っていたきたいのです。

国家は情報そのものを「死の理由」にしました。ですから、北朝鮮で命を守る最も直接的な方法は、情報へのアクセスをより安全にすることです。これこそが、私と私の同僚たちが日々取り組んでいる活動です。私たちは、いつの日か外の世界について知るためだけに命を危険にさらす人がいなくなるよう、真実を国境の向こう側へ、これまで以上に広く、そしてはるかに安全に運ぶための新しい技術、ツール、チャンネルを支援しています。

私たちは、この情報を国内に持ち込む人々を支え、脱北した人々の保護と定住を支援しています。処罰が厳しくなればなるほど、私たちの活動が効果を上げていることが証明されます。私たちは北朝鮮の外の世界へのアクセスを拡大し続けなければなりません。国家が最も恐れているのは情報そのものではなく、それがも

たらず「変化」です。変化は、人々が本来持つべき権利を学び、世界が本当にどのように機能しているかを目にした時に始まるのです。

脱北者であり人権活動家として、私は変化が可能であると信じています。なぜなら、「信頼」は恐怖よりも強いからです。私は、北朝鮮の人々が生き残ろうとするだけで処刑されることがなくなり、愛する人が生きているか死んでいるか思い悩む家族がいなくなる日を願って活動しています。その日が来るまで、どうか私たちと共に歩んでください。

被害者たちが忘れ去られず、責任のある者たちがいつか裁きを受けられるよう、私たちがこれらの犯罪を記録する活動に協力してください。秘密がもたらす孤立をなくすため、国境を越えて情報を届ける私たちの活動を支えてください。そして、ただ真実を知るためだけに命をかける人がいなくなるその日まで、私たちと共に立ち上がってください。ありがとうございました。

(ADPAN: トム・テンプロサ)

皆様、金恩珠さんによるなんと力強いお話でしょうか。今一度、盛大な拍手をお願いいたします。皆様にもその理由がお分かりいただけたと思います。真実に関わろうとするすべての人々の思い、そして真実は透明性へとつながり、透明性は真実へと導かれます。もう一度拍手をお願いします。その勇氣に感謝いたします。ここで、スクリーンにグラフィック・イラストレーション(※グラフィックレコーディング)が映し出されます。現在、マシューさんによって描かれています。合っていると良いのですが。さて、進めましょう。

ここからパネルディスカッションを開始します。個人の、そして人間的な側面から、制度的・政治的な側面へと議論を移していきます。先ほどお話があった通り、そこから変化が可能になる場所です。

最初のパネリストは、他でもありません、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の人権状況に関する国連特別報告者である、エリザベス・サルモン(Elizabeth Salmón) 教授です。お名前の読み方は合っていますでしょうか。教授はペルー・ポンティフィカル・カトリック大学の国際法の教授でもいらっしゃいます。

皆様、サルモン教授に1つ質問があります。教授は北朝鮮の問題に取り組んでこられました。先ほど恩珠さんの証言にあったように、公開処刑という形で人々に示されているにもかかわらず、私たちが北朝鮮について得られる情報は断片的なものに限られています。これほどの秘密主義が敷かれている中で、死刑制度に関して「データ」が極めて重要であると教授が考えるのはなぜでしょうか。

(エリザベス・サルモン教授)

マイクは入っていますか？良かったです。皆様、こんにちは。まず第一に、誰もあのような恐ろしい行為を目撃することを強制されるべきではありません。恩珠さんが置かれていた状況に対し、深い連帯の意を表します。特別報告者として、また数年前の拷問に関する調査からも分かっていることですが、このような公開処刑を目撃することは、人々の精神を著しく荒廃させる(ブリュタライジング)効果を持ちます。私たちはそのことを忘れてはなりません。

この数分間で、いくつかの考えを共有したいと思います。

第一に、ご存知の通り、国際連合はあらゆる場所、いかなる状況においても死刑制度の使用に反対しています。死刑は人間の尊厳や生存権と相容れないものです。これが国連の公式な立場です。しかし、公式名称である DPRK(朝鮮民主主義人民共和国)に目を向けると、国連は総会、人権理事会、さらにはニューヨークの安全保障理事会を通じて、少なくとも 20 年連続で DPRK の人権状況を非難してきました。私たちはまさにこの件について話し合うために、ニューヨークで共に集まったことがあります。

これが現状です。国際社会が多大な圧力をかけているにもかかわらず、死刑制度は依然として存在しています。私たちはそれを議論の出発点として認識する必要があります。

第二に、死刑制度そのものについて、現在の DPRK における死刑の 3 つの特徴を共有したいと思います。

最初の特徴は「死刑適用犯罪の拡大」、2つ目の特徴は「公正な裁判の欠如」、そして3つ目の特徴は「公開処刑の再導入」です。DPRK に関しては語るべきことが数多くありますが、今回はこの3つの要素に焦点を当てます。

DPRK 側は、死刑を適用するのは(それが何を意味するかは別として)「反国家犯罪」や、極めて凶悪な犯罪のみであると主張しています。しかし現実には、ここ数年で DPRK は死刑に処せる犯罪の数を拡大しました。例えば、国家反逆罪、共和国の尊厳冒瀆罪、防疫活動における重大な過失、そして最も懸念されるのが、他国からの「反動的・思想・文化」の拒絶に関するものです。具体的には、外国の文化的要素、特に大韓民国(韓国)からのコンテンツの導入や流通、その他多くの他国では犯罪にすぎない行為が含まれます。

これは非常に特異であり、受け入れがたいことです。「反国家犯罪」とは一体何なのでしょう。韓国のドラマ、音楽、シリーズの流通、さらには「平壤アクセントの保護」といったものまで法律に規定されており、「傀儡国家(法律上、韓国を指す)」のような言葉遣いをしてはならないとされています。

ここで、TJWG(転換期正義ワーキンググループ)が執筆した最近の報告書を引用したいと思います。それによると、死刑が適用された事例のうち、殺人のような通常の犯罪によるものはわずか 13%に過ぎません。残りはすべて、国際法上認められないような種類の犯罪に対して科されています。つまり、これは「生命の恣意的な剥奪」に他なりません。

2つ目の特徴は「公正な裁判の欠如」です。DPRK は国連の人権理事会による「普遍的定期審査(UPR)」に何度も参加しており、地方裁判所、中央裁判所、そして最高人民会議常任委員会を通じて死刑規定を適用するシステムがあると説明しています。しかし、私たちにはデータがありません。法律も、それが実際の平時における手続きであるという証拠もありません。それどころか、それは単なる形式的な(シンボリックな)ものであり、真に公正な裁判手続きではないという証言が数多く寄せられています。

3つ目の特徴は「公開処刑の再導入」です。長くなりすぎないように簡潔に話しますが、公開処刑は国連の調査委員会(COI)の時期には国際的な圧力によって一時的に控えられていたものの、2018年に再開されました。興味深いことに、DPRK 側は公開処刑の存在自体は認めています、その正当化の理由として、第一に、それが前科のある者や多数の被害者を出した「殺人事件」に限られていると主張しています。しかし、それを裏付ける証拠はありません。第二の理由は、被害者の遺族が公開処刑を「要求」しているからだということです。仮に遺族が要求したとしても、国際人権法においてそれを容認することは極めて不自然です。したがって、公開処刑は「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約:ICCPR)」の第7条に違反していると考えます。それは生命の恣意的な剥奪であり、同時に、そのような公開処刑を目撃しなければならない人々に対する「拷問」でもあります。そこには心理的なトラウマが残るのです。

そして最も重要な点ですが、公開処刑を行う最大の目的、死刑適用犯罪を拡大する最大の目的、そして弁護人をつけず公正な裁判を行わない最大の目的は、国民の間に「恐怖を植え付けること」にあります。

DPRK におけるこの不透明な状況を放置することはできません。国際社会は最善を尽くそうとしていますが、他の国々も DPRK の公開処刑について声を上げ、この状況に対する意識を高める手助けをしなければなりません。ドナー(支援者)は、証拠収集に取り組む市民社会組織(CSO)を支援する必要があります。CSO は国際社会にとって素晴らしいパートナーであり、活動を継続していかなければならないと強く信じています。ありがとうございました。長くなってしまい申し訳ありません。

(ADPAN: トム・テンプロサ氏)

いえ、ちょうど時間通りです。ありがとうございました。非常に興味深いメモを取らせていただきました。サルモン教授が指摘されたように、死刑の適用が拡大している一方で、公正な裁判が欠如しており、公開処刑が行われているという現実があります。実に重大な指摘です。

そして、東アジア(あるいは北東アジア)のもう一つの国といえば、もちろん中国です。次のスピーカーに移りましょう。ニコラ・マクビーン(Nicola Macbean)さんをお迎えします。彼女は「The Rights Practice」の創設ディレクターです。同組織は英国を拠点とする人権団体であり、ニコラさんは中国の死刑制度について執筆し、アジアにおける死刑弁護活動を率いてこられました。ニコラさんにご参加いただき、大変感謝しております。

時間の関係上、あなたにも1つだけ質問をさせていただきます。中国の事例、その現状を見たときに、なぜ中国における死刑の適用状況を把握・説明することがこれほどまでに難しいのでしょうか。中国は多くの面でかなり開放されてきた部分もありますが、なぜこの問題に関しては極めて困難なのでしょう。ご自身の経験を交えてお話しいただけますか。ニコラさん、どうぞ。

(ニコラ・マクビーン氏)

ありがとうございます。お招きいただき感謝いたします。その質問に対する短い答えは「政治」です。ここからは、政治について、そして政治と法律がどのように結びついているかについて少し詳しくお話しします。それこそが、中国の死刑制度の運用において「秘密主義」がこれほど大きな問題となっている理由だからです。中国における死刑執行数が「国家秘密」であることは、誰もが知っていると思います。実際、状況によってはその数字を公表すること自体が死刑に値する罪になり得ます。そして、その数字を秘密に保つために、死刑の適用に関するあらゆる情報が制限されています。例えば、死刑執行が承認される前の重要なプロセスとして最高人民法院(最高裁判所)による復帰・審査(死刑複核)がありますが、私たちは何件のケースが審査され、何件の執行が承認または却下されたのかを知ることができません。

もちろん、中国という国において、死刑をめぐる秘密主義は、権威主義的な一党独裁国家の秘密主義として大方説明が付きまします。そして、透明性の欠如は習近平主席の指導力の下で確実に悪化しています。現在、中国の市民社会が声を上げることはほぼ不可能です。あらゆるレベルにおいて、中国政府は国内的にも国際的にも、自らがどのように見られるかを完全にコントロールしようとしています。

では、このような秘密主義と情報アクセスへの政治的統制がある中で、私たちは中国の死刑制度の適用について何を網羅できるでしょうか。私たちはまず政治、すなわち中国共産党の「利益」に注目し、その利益がこの政治・法制度の中でどのように死刑の運用や執行の形を規定しているかを見ることから始めなければなりません。ここで改めて強調しておきますが、中国の裁判所は独立していません。

中国の公的な言説において、政治スローガンは非常に重要です。習近平氏の前任者である胡錦濤氏は、「少殺慎殺(殺すことを少なく、慎重に殺す)」というスローガンを復活させ、死刑に対してより寛大なアプローチを支持していることを示しました。これは、1980年代に鄧小平氏が開始した「厳打(厳しく打撃を与える)」キャンペーン中に実施された大量の死刑執行とは対照的でした。しかし、前任者たちとは異なり、現在の指導者である習近平氏は、死刑制度に対する明確な方針を明言していません。

そこで、現在の中国の死刑運用の背景にどのような政策があるのかを理解するため、私と「The Rights Practice」の同僚たちは、過去10年間にわたる政治、法律、社会、そして死刑制度の交差点(インターセクション)を調査しました。具体的には、3つの情報源を参照しました。1つ目は、習近平氏が政治局や中央政法委員会の年次会議で行った演説です。ここではトップ指導部がハイレベルな方針を提示します。2つ目は、刑事手続きや量刑判断に影響を与える法律や「指導性案例(ガイドケース)」です。そして3つ目に、世間の注目を集め、政策立案にフィードバックされるような社会的影響の大きい重大事件(高プロファイルケース)を考察しました。

私たちはちょうどブリーフィング・ペーパーを発行し、2013年から現在に至るまでの詳細な進展のタイムラインと調査結果をまとめました。現在、ウェブサイトで公開されています。しかし、この政策環境の深掘りから明らかになったのは、中国の死刑へのアプローチに大きな転換は見られないということです。むしろ、この期間は死刑制度が中国の刑事手続きの中にしっかりと「定着・統合(コンソリデーション)」された時期であると言えます。

過去15年間の動向を振り返ると、法と秩序に関する習氏の重要課題の主な目標は次の3点に集約されます。

第一に「意思決定における党の至高性の確保」、第二に「国家安全保障への脅威の克服」です。これらは変化する優先事項ですが、現在はテロ、組織犯罪、汚職、そして世間を震撼させるようないわゆる「社会への報復」的な殺人事件が含まれます。そして第三に「世論(一般大衆)を味方につけておくこと」です。

具体的な例をいくつか見ると、事件の進行や量刑に対する党のコントロールが伺えます。例えば、裁判官に自らの判決に対して「生涯にわたる責任」を負わせるという新しい慣行が導入されました。表向きは裁判官の自主性を高めるためとされていますが、実際には党による司法統制を強化する結果となっています。国家安全保障と、非常に広範な概念である「社会の安定」を脅かすとみなされる犯罪や行為に対し、政治的な強さを示すために死刑が利用されているのが分かります。この期間中、殺人や薬物犯罪だけでなく、テロ、汚職、大量殺人などのケースで死刑が執行されています。

懸念すべき特徴は、有罪判決から死刑執行までの「スピード」です。これは誤判(冤罪)のリスクを高め、報復的な政策を容認することになります。一方で、指導部の演説では、死刑の運用において公平性の感覚を伝える必要性も認識されており、対象を絞り込み、相対的な寛大さを持って運用することが求められています。この点において、中国は「死刑執行猶予2年(死緩)」という制度を頻繁に利用しています。

総じて、私たちの調査が示しているのは、死刑制度が中国の刑事政策に完全に組み込まれているということです。死刑は議論のテーマ(議論の余地があるトピック)にすらなっておらず、政治的な体制転換がない限り、廃止への展望は見出せません。また、習氏の死刑政策の輪郭を特定することはできても、この秘密主義の環境下では、個々の具体的な事件がどのように起訴され、どのような結末を迎えたのかという情報が圧倒的に不足しています。地方の政治的・経済的な変数が事件の進行や結果に影響を与える可能性があることは分かっていますが、透明性がないため、特定の死刑事件がどのように進行するのかという全体像を描くことが非常に困難です。

トップのハイレベルな方針が、現実には死刑のリスクに直面している個人にとって何を意味するのか。既存のガイドラインは通常、極めて曖昧です。未決拘禁中の囚人に親族が面会することは許可されておらず、弁護人がクライアントにアクセスする機会も制限されているため、個々の事件がどのように処理されているかについての情報はほとんど得られません。

死刑運用をめぐる秘密主義は、中国の現状や変革の展望を理解しようとする私たちの試みを阻むだけでなく、決定的な問題として、有効な弁護活動を提供し、当局に死刑運用の説明責任を果たすよう求める上での重大な障害となっています。最後は何か楽観的な言葉で締めくくろうと思ったのですが、時間が来てしまいました。

(ADPAN:トム・テンプロサ氏)

ニコラさん、ありがとうございます。後ほどこのセッションを楽観的な結末で締めくくることができますので、ご心配なく。さて、次のスピーカーは、東南アジア全体について話すという非常に困難な任務を負っていると思います。マレーシアのエドモンド・ボン・タイ・スーン(Edmund Bon Tai Soon)さんをお迎えします。彼は「ASEAN 政府間人権委員会(AICHR)」のマレーシア代表を務めておられます。エドモンドさんを歓迎しましょう。

エドモンドさん、先ほど申し上げた通り、東南アジアについて語るのは大変な仕事です。しかし真面目な話、ここからは少し楽観的なトーンに移り、次のように質問させてください。東南アジア諸国連合(ASEAN)の役割は何であると考えますか。また、それはどのように地域協力を促進できるでしょうか。質問にお答えいただく中で、東南アジアの状況についても少し触れていただくと幸いです。

(エドモンド・ボン・タイ・スーン)

ありがとうございます。私たち二人は東南アジアの出身ですが、この東アジアに関するパネルディスカッションに参加できて嬉しく思います。東南アジアには ASEAN という組織があります。昨年東ティモールが加盟を承認され、現在は 11 の加盟国があります。そして、私たちには「ASEAN 政府間人権委員会(AICHR)」という委員会があります。「政府間」と呼ばれ、各政府によって任命されていますが、私たち委員の中には政府の官僚出身ではない者も数名含まれています。

ご存知の通り、この地域における死刑制度の状況は一律ではありません(ミックスレコーズ)。カンボジアは完全に廃止しており、ラオスも事実上の廃止国です。ブルネイは執行を停止しており、インドネシアも変化の途

上にあります。マレーシアは2023年に法改正を完了し、2027年までには実質的(事実上)な廃止に至る可能性があります。フィリピンも死刑を廃止した実績を持っています。しかし一方で、シンガポールやベトナムのように、今なお死刑を維持している国もあります。ベトナムではいくつかの改革が進められていますが、先ほどニコラさんが指摘された多くの論点は、死刑に関するベトナムのような国にもそのまま当てはまります。

そこで、質問に具体的に焦点を当てますと、ASEANの地域委員会(私たちは憲章に基づく機関です)は、人権の促進と保護を任務としており、死刑の問題は非常に頻繁に議論に上がります。マレーシアでは、2023年の独自の改革により、特定の犯罪に対する「強制的(絶対的)死刑制度」を完全に廃止しました。そして現在、私たちは死刑制度の「完全廃止」に向けて前進しようとしています。

地域全体を見渡すと、状況にばらつきはあるものの、3つの重要な特徴が見えてくると思います。

第一に、死刑廃止の議論や提唱は、「自由で公正な選挙を行う権利」と結びつけて語られるべきだという点です。自由で公正な選挙とは、適切な選挙制度、開かれた議会、そして議席を争う公正な競争を通じて、国民が自らの政府を正当な方法で選択する権利を含みます。したがって、このような極めて基本的なレベルにおいても、民主主義は非常に重要な役割を果たしています。民主的権利の拡大に注目し、それを擁護することなしに、死刑制度だけを切り離して(孤立させて)議論することはできません。これが1点目です。

第二に、独立した司法と、効果的に機能する刑事司法制度が必要です。私の国マレーシアの例を挙げると、国家側に有利に働き、被告人に過度な立証責任を課すような多くの法律や証拠規則の改革に現在取り組んでいます。これは死刑に該当する犯罪だけでなく、他の一般的な犯罪においても同様です。

そして第三に、「活気ある市民社会」の存在です。ASEAN委員会の代表者たちは様々な圧力を受けますが、最も強い圧力を受けている(動かされている)のは、マレーシアのSUHAKAMやインドネシアのKomnas HAMのような、機能している国内人権委員会がある国々です。そこでは活発な市民社会が、死刑制度を含む多くの困難な問題について、私たちに働きかけ(プレッシャーをかけ)続けています。

委員会内では、死刑問題をめぐって今なお多くの対立(議論)があります。ジャカルタで開催された前回の会議において、現在議長国を務めるフィリピンの代表から「AICHRを代表して(死刑廃止の声明を)話してほしい」と求められましたが、私はそれはできないと答えました。他の数国の代表からも、そうすべきではないとの声がありました。なぜなら、加盟国政府のこれまでの実績や立場がこれほど異なる以上、委員会として「一つの声」で語ることはできないからです。

したがって、透明性を確保するために、私たちはデータに注目しています。非常に開かれた議会を持つ私の国でさえ、質問をすればデータは開示されますが、その多くはまだ詳細に分類(細分化)されていません。幸いなことに、弁護士会(バーカウンシル)や市民社会のグループが刑務所当局から詳細な情報を入手する機会がありますが、それでもまだ十分ではありません。死刑の運用に関するデータには、依然として網羅性が欠けている部分が見られます。

しかし、心強いことに、改革以降、死刑の言い渡し(科刑)は減少しています。また、先ほど言及したベトナムも、特定の犯罪類型について死刑を廃止する方向へ着実に前進しています。本当に重要な点であり、ニコラさんも同様の指摘をされていましたが、私たち東南アジア地域では「開発への権利」や「平和への権利」がよく語られます。しかし、開発への権利とは単なる純粋な経済開発だけを指すものではありません。東アジアの一部の国々は開発への権利を付加価値的な権利として語りますが、世界人権宣言には市民的・政治的権利、そして公正な裁判を受ける権利が含まれています。死刑を適用しないことは、その権利の一部なのです。

市民的・政治的権利を語らずして、社会的・文化的権利を語ることはできません。この点において、私たちの地域では依然として西洋に対する強い警戒感(サスペション)が存在します。つまり、死刑廃止運動は「西洋の概念」であるという認識です。だからこそ、死刑廃止の提唱(アドボカシー)は地域に根ざしたローカルなものであるべきであり、私たち自身の国民から湧き上がるものである必要があります。戦略として、私たちの地域の言葉や文脈を使って進めていかなければなりません。私からは以上です。ありがとうございました。

(ADPAN:トム・テンプロサ氏)

ありがとうございました。死刑制度が私たちの取り組む様々な領域と「相互に結びついている(インターコネクション)」というご指摘、そして人権もまた相互に関連しているというご意見に大変共感します。死刑問題は、開発、平和、そして社会の前進(プログレス)にも深く関わっているのです。

幸いなことに、パネリストの皆様への質問の時間が少しありますので、1つだけ質問をさせていただきます。私たちは北朝鮮から中国、そして東アジアの全体像を補完するために東南アジアへと議論を進めてきました。この後、日本に関するビデオを上映します。

ここにいるすべてのパネリストへの共通の質問です。なぜ「透明性の欠如」が、東アジアの様々な国々において共通のテーマ(コモンスレッド)となっているのでしょうか。そして、それに対する皆様の反論(カウンターアギュメント)は何ですか。なぜこれが東アジア全域に共通しており、私たちはそれにどう反論すべきでしょうか。どなたから始められますか？手が上がりませんか？では、ニコラさん。

(ニコラ・マクベーン)

それについては、先ほど少しお話した通りです。言うまでもなく、権威主義的、全体主義的、あるいは極めて強権的な政治体制を持つ国々について語る場合、「秘密主義」はそのシステムのDNAそのものに組み込まれています。私たちが今注目しているのは死刑制度ですが、この秘密主義は政府が機能する上での他の多くの側面にも適用されています。ですので、すべての国を代表して語ることはできませんが、より興味深い質問はおそらく、「なぜ、より民主的な国々においても、これが同様に問題や争点となっているのか」という点ではないでしょうか。

(ADPAN:トム・テンプロサ氏)

まさにその通りですね。先ほどおっしゃった政治と法律の結びつき、そして「なぜ民主的な国々においてさえ、今なお秘密のベール(シュラウド)に包まれているのか」という問題です。サルモン教授、何か付け加えることはありますか。

(エリザベス・サルモン教授)

はい、簡潔にお話しします。私は(国連の立場上)政治について深く語ることはできませんが、法律の話に戻りたいと思います。透明性に関して共有したいのですが、第3回の普遍的定期審査(UPR)において、DPRKは「国際的な潮流(死刑廃止や透明性の向上という世界的な傾向)を認識しており、将来的に環境が整えば、完全な実施を検討する」と述べていました。

当然ながら、現在に至るまで何も変わっていません。しかし私の解釈では、その背景にあるのは「主権(ソブリンティ)」です。皆様が指摘された点もさることながら、透明性の欠如や秘密主義は、外部からの監視(スクルーートニー)を回避し、批判を免れるための「主権の問題」として理解されている側面があります。そしてDPRKの事例をめぐっては、私たちは一種の悪循環(ヴィシヤスサイクル)に陥っています。国内で何が起きているか分からないため、私たちはそれについて語らない。しかし、それは恐ろしいことです。なぜなら私たちがDPRKの死刑制度について語らなければ、それはそのまま維持され、継続されてしまうからです。

だからこそ、DPRKからの公式な情報が得られない以上、私たちは(法律の専門用語を使いすぎたくはありませんが)「法律上の事実上の推定(juris tantum)」を適用すべきだと考えます。つまり、公式な発表がなくても「何か不当なことが起きている」と推定して動くということです。第二に、公式情報はなくとも、証言を共有してくれる市民社会の勇敢な人々、衛星情報、そしてジャーナリストによる多くの裏付けがあります。そしてDPRK自身も、死刑制度と公開処刑が存在することを認めています。

そのため、私の次回の国連総会への報告書は「生存権と死刑制度」に焦点を当てる予定です。この問題への意識を高めたいと考えており、それこそが私がこのパネルに参加している理由です。この場でいくつかの考えを共有する機会をいただき、心から感謝しております。

私からは、先ほど求められた「反論(カウンターアギュメント)」についてお話しします。政府関係者と協力し、政府の構造に近い立場にいる者として、2つの議論を提示します。

第一に、一部の国においては、原因が意図的な隠蔽ではなく、純粋に「能力(キャパシティ)」の問題であるケースです。ここにデータ活用があります。一部の国や政府は、見直すべき(レビューすべき)対象の全体像を把握していないことがあります。死刑制度が家族や被告人に与える影響の重大さを、完全には理解していないのです。これはマクロな視点での話ですが、多くの国々と協力し、彼らの能力構築(キャパシティ・ビルディング)を支援する大きな余地がここにあります。

第二の反論(隠蔽の理由)は「ポピュリズム」です。民主的な国であっても、世間を騒がせるような凶悪犯罪や注目度の高い事件において、大衆の支持を集めるために死刑が利用されることがあります。多くの情報を持つ弁護士として、私たちはそれを法廷や公の場(パブリックスフィア)に持ち込むことができます。そのため、政府の立場にいと、過去の過ちを「取り繕う(グロスオーバー)」ために、情報を開示したくないという心理が働くことがあります。これも政治的な理由によるものです。

つまり、すべての国が完全な権威主義や残虐政治の方針をとっているから情報が隠されているわけではなく、政府を善意に解釈する(benefit of the doubt を与える)ならば、司法制度の「改善・強化」のために私たちが働きかける(操作する)余地が残されている国もあるということです。

非常に素晴らしい、良い視点です。能力(キャパシティ)ですね。私たちはそのためにここにあります。ここにいる全員が死刑廃止論者であり、政府の能力構築を支援し、私たち自身の力を高めて前進できることに感謝します。

(ADPAN:トム・テンプロサ氏)

ここで、福島みずほ氏からのビデオメッセージを上映いたします。パネリストの皆様、ありがとうございます。皆様、パネリストの皆様にご盛大な拍手をお願いいたします。

ビデオ上映の後に、もう一度短いディスカッションを行います。ここで東アジアのもう一つの国である日本に目を向けます。福島氏は、日本の弁護士であり、国会議員であり、長年にわたり死刑廃止を提唱してこられました。日本の死刑囚の処遇、死刑執行、国会による監視、そして日本における今後の改革の展望についてお話しいたします。

ビデオを視聴するにあたり、次の2つの質問を念頭に置いていただきたいと思います。

- 1.日本における拘禁状態や死刑執行に関する透明性の欠如は、どのように民主的な対話を損なっているか。
- 2.そして、日本の関係者(アクター)はこの透明性の問題を克服するために何ができるか。

それでは、福島みずほ氏のメッセージをお聞きください。

ビデオメッセージ(参議院議員・弁護士福島みずほ氏)

皆さん、こんにちは。私は、日本の社民党の党首、福島瑞穂です。私は参議院議員として、また弁護士として、長年、死刑廃止問題に関わってきました。2001年6月に欧州評議会が日本とアメリカの死刑制度について議論した時に、日本の国会議員を代表してスピーチをさせていただきました。日本の死刑制度がいかに閉鎖的で、情報が公開されていないかなどを訴えました。国会の法務委員会などでは何度も死刑問題について質問をしています。

皆さんもご存知の袴田巖さんについても質問をしたり、一度逮捕されると罪を認めないと釈放されにくい「人質司法」の問題などについて質問をしてきました。日本は残念ながら死刑を執行し続け、現在死刑囚が101名います。日本は死刑台から生還をした人が5人います。また、死刑執行した人の中で、実は無罪だったのでないかと再審で争われているケースが2件あります。

死刑囚は独房に住み、運動も食事も入獄も全く単独で行います。彼らは家族、弁護士など一部の人たち以外の面接や文通を制限されています。国会議員やマスコミも面会することができません。そして死刑執行については、執行する日の朝に知らされて連行されていくだけです。事前告知はありません。ですから、自分がいつ死刑執行されるか、毎日恐怖に怯えていなければならないのです。

日本は死刑を絞首刑で行っていますが、その死刑執行の場所を国会議員も視察することができません。日本の死刑についての情報開示は、極めて少ないのです。そのこともあってか、残念ながら世論調査では、8割

が死刑に賛成をしています。日本の衆議院はブロック比例の制度もありますが、小選挙区で選べる議員が圧倒的に多く、1 名しか当選できないために「死刑制度に反対」という候補者が少なく、国会の中でもまだ声は小さいです。

現在の再審制度が議論になっており、法務省の案では「スクリーニング」といって、そもそも再審の手続きに入るかそうか、それに分けられることが盛り込まれています。これでは再審の手続きにすら入ることができず、死刑囚の死刑執行がとて早まる危険性があります。死刑囚の待遇改善はもちろんのこと、死刑制度についてもっと人々に知ってもらい、死刑廃止を実現できるよう頑張っていきます。国会の内外で力を合わせます。今日は残念ながら ECPM の会議に参加できませんでした。私からの心からのメッセージといたします。

(ADPAN:トム・テンプロサ氏)

日本の福島みずほ氏に、画面越しではありますが感謝の意を表します。皆様、拍手をお願いいたします。そして、これが午後のセッションの次のパートへの素晴らしい橋渡し(セグエ)となります。最終章となる実質的なパートに移ります。崎浜空音さん(Sorane Sakihama)をお迎えできることを大変嬉しく思います。空音さんは、日本の沖縄出身で、慶應義塾大学で法律を学ぶ学生です。そして、東京地域会議で開催された死刑廃止を訴えるスピーチコンテストの優勝者でもあります。私たちは今、トーチ(松明)を次の世代へ引き継ごうとしています。

(崎浜空音)

本日はお招きいただきありがとうございます。スピーチでお話した「死刑制度を廃止するための方法」について、少し共有させていただきたいと思います。

死刑を廃止するために私が挙げた方法はたくさんあります。第一に、私たちはソーシャルメディアなどのリソースを活用すべきです。かつての私も、死刑制度を容認する多くの日本人の一人でした。それは単に、この問題について考えたり疑問を持ったりする機会がなかったからです。しかし、フランスへの留学を機に、私の死刑制度に対する見方は一変しました。フランスを含む多くの国々が何年も前に死刑を廃止していることを知り、日本が死刑を維持していることについて批判的に考えるようになったのです。

しかし、先ほど福島みずほさんがおっしゃったように、日本では非常に多くの人々がこの事実を知りません。多くの国が何年も前に廃止しているのですから、私たちはこの問題について考える機会を提供するために最大限の努力を払うべきです。小さな場所で小さな活動しかできなかったとしても、小さな勉強会やカンファレンスを開くことで、人々に考えるきっかけを与えることができます。

第二に、死刑を廃止するための私の方法を共有させてください。それは「人々を団結させること」です。私が死刑問題に取り組むようになった個人的な経験と理由をお話します。

私は日本の南西に位置する小さな島、沖縄の出身です。そこには、日米地位協定(SOFA)という二国間条約に基づき、日本国内の米軍基地の約 70%が集中しています。そして、この協定は不平等なものであり、日本の実質的な主権(領土権)を損なっていると言われていています。例えば、容疑者が米軍の身柄拘束下にある場合、日本の警察当局は容易に捜査を行うことができません。米国の一部の州には依然として死刑制度がありますが、多くの専門家は、日本独自の司法制度(先ほど言及された「人質司法」など)や死刑制度の存在自体が、地位協定の改定を交渉する上での障害(重荷)になっていると指摘しています。一人の沖縄県民として、地位協定を改定し、島の住民の人権を守りたいと考える以上、私はその背景にある死刑制度という課題にも取り組まなければならないのです。

さらに、別の観点での人権侵害もあります。日本の犯罪白書によると、2022 年に国外に逃亡した容疑者の数は 784 人でした。しかし、死刑制度が存在するために、外国から日本へ引き渡された(凶悪犯の)数はゼロでした。死刑制度の維持は「遺族のための正義」である、あるいは「犯罪を処罰するためである」と言われますが、死刑制度を維持すること自体が別の形の人権侵害(※犯罪人の引き渡し拒否による捜査の停滞など)を生み出しています。したがって、この 1 つの問題に取り組むことは、他の人権侵害の解決にもつながるのです。

だからこそ、私の方法は「人々を団結させること」です。日本やアジアには、人権侵害の解決に向けて活動している何千人もの人々がいます。最近の日本では、憲法改正に反対する大規模な草の根運動が起きており、法律の専門家や多くの若者が集まっています。このことから、日本の若者は政治に無関心ではないことが分かります。私たちは団結できるのです。

私たちには単に、この問題について話す機会がないだけです。社会活動をしている私の友人たちとでさえ、普段は死刑制度について語ることはありません。だからこそ、私は彼らにこのトピックを投げかけるようにしています。彼らを結びつけることが非常に重要なのです。私たちはよく「気候正義」や「マイ・ボディ、マイ・チョイス(身体的自己決定権)」について前向きに語りますが、それらのスタンスの中に「死刑廃止」を加えることも可能です。日本であれ、アジアであれ、世界のどこであれ、死刑制度を廃止することなしに、真の正義を達成することはできないと私は心から信じています。

私たちが今ここで行っているように、国内だけでなく国際的にも人々が団結することが重要だと気づきました。私は若者のハブ(ネットワーク)にも参加しており、そこで皆と集まっています。日本には多くの障害がありますが、海外の若者から知識を得て、私たちの直面している障害を共有したいと考えています。これらを共有し合うことで、知識を持ち寄り、障害を克服できるかもしれません。

したがって、私の方法は、異なる分野で活動している人々とも、国内・国際問わずに団結することです。なぜなら、すべての社会課題は「人権」という根本的な原則を共有しているからです。誰もが基本的な人権を求めています。たとえ小さな変化に見えたとしても、私は大きな違いを生み出す「ボトムアップの効果」を強く信じています。ありがとうございました。

(ADPAN:トム・テンプロサ、サルモン教授、ニコラ、エドモンド)

いつか私たちがこの記憶を振り返ったとき、「あの時私たちはここにいて、空音さんが死刑廃止に向けて前進するために私たち全員を団結させてくれたのだ」と思い出す日が来ることを願っています。空音さん、非常に力強いメッセージをありがとうございました。確かに、あなたは私たちを団結させてくれています。感謝します。

非常に楽観的で前向きな流れの中で、パネリストの皆様到最后のお願いです。空音さんから「団結」についてのお話がありましたが、皆様はどうお考えでしょうか。これが最後の提言(パーティン・ショット)となります。1つずつ推奨事項(レコメンデーション)をいただけますか。「秘密主義から透明性へとどのように移行すべきか」、あるいは「秘密主義のただ中で、どのように死刑廃止を達成すべきか」。どなたから始められますか？恩珠さん、どうぞ。

(金恩珠)

はい。北朝鮮では、体制がすべての情報をコントロールしています。それが可能なのは、北朝鮮の住民自身が「自分たちに権利がある」ということを知らないからです。だからこそ、彼らが自らの自由のために闘えるよう、彼らに「声(手段)」を与えなければなりません。そうすれば、北朝鮮の人々自身が自らの手で透明性を勝ち取るはずだと信じています。そして、ここにいる国際社会の皆様にも、北朝鮮の人権のために声を上げ、意識を高め、北朝鮮の状況を改善するために協力していただきたいのです。それこそが、透明性を見出す方法の一つです。ありがとうございました。

(ADPAN:トム・テンプロサ)

「声を上げること」。それが恩珠さんの提言ですね。声を上げること。エリザベスさん、ニコラさん、次はどちらにしましょうか。では、エリザベスさん。

(エリザベス・サロモン教授)

はい、法律の枠組みを越えて前進するための提言をします。私たちに必要なのは「共感(エンパシー)」です。理解するための共感、これに尽きます。空音さん、あなたのスピーチは本当に素晴らしかった。ありがとうご

ざいました。そうです、私たちには共感が必要です。法律だけでなく、他のツールも必要なのです。当然ながら法律や国際的な圧力は非常に重要ですが、それを真に機能させるためには、より多くの共感、そして他者の声に耳を傾ける高い能力が必要だと考えています。

(ADPAN:トム・テンプロサ)

相手の立場に立って(相手の靴を履いて)、その状況を理解するということですね。ニコラさん、次にお願ひできますか。

(ニコラ)

私からお話しします。私たちが関わってきた最近の取り組みを一つ宣伝(プラグ)させてください。私たちはアジアにおけるあるイニシアチブに参加する榮譽を得ました。それは、私たちが「効果的な死刑弁護に関するKL(クアラルンプール)ガイドライン」と呼んでいるものの策定です。これが前進のための非常に刺激的な方法である理由はいくつかあります。

第一に、この議論の中心に「弁護士」を据えている点です。アジアの多くの国々、特に近年の中国では、弁護士が死刑制度について深く考える機会がありませんでした。このガイドラインは、共感の重要性や、死刑事件を扱う弁護士自身が経験し得るトラウマの認識を含め、「効果的な弁護とは何か」という包括的(ホリスティック)なビジョンを促すことを目的としており、対話のための確かな入り口(エントリーポイント)を提供します。

さらに、このガイドラインは、民主主義や開放性の度合いに違いはあれど、多くの共通課題を抱えるアジア全域・異なる法管轄(クロス・ジュリスディクション)の間で対話を結びつける素晴らしい役割を果たしています。私たちは、弁護士の活動において透明性がどれほど重要であるかを主張し続ける必要があります。効果的な弁護を行うためには、情報へのアクセスが不可欠です。家族にも情報アクセスが必要です。透明性の欠如を正当化する政治的議論に対抗することが極めて困難である中で、これこそがアプローチの一つの方法となるかもしれません。包括的な視野と弁護士の存在、私たちは今なお弁護士の力を必要としています。

(ADPAN:トム・テンプロサ)

効果的な死刑弁護活動ですね。エドモンドさん、何か付け加えることはありますか。

(エドモンド)

はい、共感に関連すること、あるいはそれに付け加える形になります。運動を拡大し、アドボカシーを加速させたいのであれば、死刑が現在の法制度において正式な処罰(刑罰)として存在しているという事実を忘れてはなりません。事件が特に凶悪で、特に残酷である場合、私たちは、その犯罪によって影響を受け、傷ついた「被害者の遺族」が存在することを少なくとも認め、認識する必要があります。

死刑廃止の運動の中で、私たちは時にこの視点を見落としがちです。私自身もそうです。死刑を戦略的に維持しようとする国々は、薬物犯罪や麻薬密輸犯罪においてさえ、「なぜこれらの犯罪の被害者に目を向けないのか」という論点を持ち出してきました。私たちはすべての人を巻き込んで進まなければなりません。誰も置き去りにしてはならないのです。

遺族の感情を認め、配慮を払うからといって、それが自動的に死刑維持を容認することを意味するものではありません。運動を成長させるプロセスの一部として、そうした認識や配慮を払うことが時には不可欠です。チームの全員(社会全体)を巻き込むということです。

(ADPAN:トム・テンプロサ)

ありがとうございます。「すべての人を巻き込んで前進する」、その通りですね。マクロン大統領が先ほどおっしゃったように、結局のところ、これは死刑廃止をめぐる闘いであり、死刑廃止の歴史とは「前進の歴史」そのものです。

残念ながら、質疑応答(Q&A)の時間はもう残されておられません。私は「アジア死刑廃止ネットワーク(ADPAN)」の地域ディレクターを務めるトム・テンプロサです。ADPAN は、アジア太平洋全域における死刑制度の廃止を目指して活動している地域組織です。

本日も登壇いただいた素晴らしいスピーカーの皆様に感謝いたします。エリザベス教授は、北朝鮮における死刑適用犯罪の拡大、公正な裁判の欠如、公開処刑といった要素を説明してくださいました。ニコラさんは、中国における法律と政治の構造を紐解いてくださいました。そしてエドモンドさんは、死刑制度を孤立した問題として捉えるべきではなく、今こそすべての人を巻き込んで前進すべきだと語ってくださいました。

そして恩珠さん、あなたの力強い証言に心から感謝します。私たちは常にあなたの後ろに、あなたと共にいます。ECPM のスローガンの通り「あなたと共に(together with you)」です。また、空音さん、本当にありがとうございました。数年後もあなたがこの死刑廃止運動の一部であり続け、共に活動できることを楽しみにしています。

最後にこの言葉で締めくくりたいと思います。すべての統計(数字)には「名前」があります。すべての名前には「家族」があり、すべての家族には「物語(ストーリー)」があります。そして、すべての人が真実を知る権利を持っています。なぜなら、冒頭で申し上げた通り、透明性とは「真実」に関することだからです。それこそが、私たちが前進できる唯一の道です。皆様、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございました。

(DAY2 7/1)

5 最高裁判所における死刑の違憲性への挑戦～CHALLENGING THE

CONSTITUTIONALITY OF THE DEATH PENALTY BEFORE APEX COURTS

モデレーター(サンドラ・バブコック教授)

現代における死刑制度の道徳性についても議論が交わされています。登壇者の皆さんは、人間の尊厳を守る権利、拷問や非人道的な扱いを受けない権利、適正手続き(デュー・プロセス)への権利、そして生命への権利を守るために闘ってこられました。

しかし、死刑の歴史を振り返ると、裁判所が廃止の最前線に立つことはほとんどありません。司法が社会変革の先駆者(ヴァンガード)となることが稀であるのと同じです。現時点で、国際的な人権裁判所で「死刑そのものが国際人権法に違反する」と決定決定(確定)した例はありません。米国では、最高裁判所がこの50年で初めて死刑の適用範囲を拡大しようとしているのではないかと指摘する観察者もいます。

したがって、「裁判所は死刑廃止の推進役なのか、それとも障害なのか」を問うことには大きな意味があります。

現在、世界でこの試練に直面しようとしている裁判所があります。イスラエル最高裁判所です。ご存知の方も多いと思いますが、イスラエル議会(クネセト)は今年初め、ここ数十年で最も過酷で公然と差別的な2つの死刑法案を可決しました。これは、死刑が権威主義体制の道具であり、最も極端な人間性の剥奪を反映していることの明確な証拠です。そして、その国、あるいは世界中の多くの国で法を維持する任務を負う裁判所に対し、次のような実存的な問いを投げかけています。

「裁判官として、あなたが適用を義務付けられている法律が、その根底において不道徳であるとき、あなたはどうすべきか？」

この問いについては、のちの質疑応答(Q&A)で再び取り上げたいと思います。それでは、パネリストの紹介に移りましょう。本日は2名の現役裁判官をお迎えしています。

最初に、ダンディ・ニヤム(Dandi Gnamou)判事です。彼女は現在、ベナンの憲法裁判所(Constitutional Court of Benin)の判事であり、本日ご登壇いただいた中で唯一、死刑廃止国から来られた裁判官です。

次に、アイザック・レナオラ(Isaac Lenaola)判事です。ケニア最高裁判所の現役裁判官であり、数年前にケニアにおける必要的死刑(義務的死刑制度)を廃止した記念碑的な判決、「ムルアトゥ(Muruatetu)判決」に関わられました。この判決により、少なくとも1万人の命が救われたと伺っています。

続いて、エイドリアン・ソンダース(Adrian Saunders)判事です。東カリブ最高裁判所の元長官であり、カリブ司法裁判所(Caribbean Court of Justice)の元所長です。セントビンセント及びグレナディーン諸島のご出身です。

そして、シュリパティ・ラヴィンドラ・バット(Shripathi Ravindra Bhat)判事です。インド最高裁判所の元判事であり、ラジャスタン高等裁判所の元長官です。

ジャン・シェンリン(Sheng-Lin Jan 詹森林)判事です。台湾の元最高法院(大法官)であり、現在は国立政治大学の教授を務められています。ジェン判事は、最終的に死刑を合憲とした先日の台湾最高裁判所の歴史的判決において、唯一の「反対意見」を述べられました。ジェン判事であれば、異なる結論を下していたということです。

最後に、キム・ギヨン(Kiyoung Kim 金基栄)判事です。2018年から2024年まで韓国憲法裁判所の裁判官を務められ、現在は憲法学の教授をされています。

皆様、ようこそお越しくださいました。まずはニヤム判事から、ベナンにおける死刑廃止の歩みと、それを実現するにあたって司法が果たした役割についてお話しいたします。

(ダンディ・ニヤム判事)

ありがとうございます。ベナンにおける死刑廃止は、国会(議会)だけで即座に達成されたわけではありません。何よりもまず憲法裁判所によって道が切り開かれ、死刑廃止という国際的なコミットメントを、国内法における「生命の権利の保障」へと変遷させていったのです。

私が提示したいシンプルな問い、そしてベナンの例を説明する鍵となるのは、「憲法裁判所が、立法府の代わりに国を統治(立法)することなく、いかにして死刑制度を後退させることができたのか」という点です。

ベナン憲法裁判所は、まさに例外的な方法でこれを成し遂げました。モデレーターのサンドラが提起した問いに答えるならば、裁判所は国際的な死刑廃止法の「実効性」を高めるだけでなく、死刑廃止法の「定着(層状化)」を促す強力なエンジンとなったのです。

ベナンの状況は単純でした。1987 年以来、ベナンは死刑の執行停止(モラトリアム)を維持していました。しかし、皆さんもご存知のように、執行停止は死刑そのものを消滅させるわけではありません。法律が依然として存在する以上、死刑が再開される脆弱性が常に残ります。憲法裁判所は、市民的及び政治的権利に関する国際規約の「第 2 条約(死刑廃止条約: 自由権規約第 2 選択議定書)」の効果を取り込むことで、この脆弱性を強固な法的保護へと転換したのです。

これを可能にしたのが、条約の法律に対する優位性を定めたベナン憲法第 147 条です。2012 年、刑事訴訟法の違憲審査において、裁判所は「いかなる法的規定も、もはや死刑を規定してはならない」との判断を下しました。

その論理は明快です。国際法と憲法が交差する点から出発し、「条約は外交上の約束にとどまるべきではなく、憲法を介して、違憲審査において考慮されるべき基準(参照規範)となる」と主張したのです。これはいわば「間接的な違憲審査」です。

その数年後の 2016 年、裁判所はさらに踏み込んだ結論を導き出しました。死刑に関する規定は「完全に無効(不適用)」になったと宣言したのです。ベナン政府が第 2 選択議定書を批准した以上、この議定書は国家を拘束し、すべての死刑規定はもはや効力を持たず、いかなる裁判所もこれを適用してはならない、と結論づけました。

つまり実際には、憲法裁判所は刑事訴訟法や刑法を形式的に「廃止(排斥)」したわけではありません。国家の最高位の約束(条約)と相容れない規定の「実効性」を否定しただけです。何をしたかというと、死刑規定の適用を「無力化(中和)」したのです。これこそがベナン・モデルの独創性です。

立法府が廃止する前に、裁判所が枠組みを狭め、憲法制定権力がそれを確定させる前に、裁判所が実務を無力化しました。このように、裁判所は公権力の代わりに政治を行うことなく、死刑を後退させました。

そして、裁判所が国際的な死刑廃止規範の実効性を担保するベクトルとなっただけでなく、廃止の「規範的定着」の原動力にもなりました。これがベナンの事例から得られる第 2 の教訓です。憲法裁判所の決定は、法廷内だけにとどまりませんでした。

「規範的定着」とは、司法によって準備され、法制化によって執行され、最終的に憲法によって強固に統合(ロック)されるというプロセスを意味します。死刑規定が法典に残っていたとしても、裁判官がそれを適用できなくなれば、立法府に対して刑法を憲法裁判所の決定(特に裁判所に死刑判決を下さないよう事実上命じた 2016 年の決定)に適合させるべきだという圧力が生まれます。

ここで裁判所は、単なる「道案内(道標)」ではなく、立法を促す「刺激策(動機づけ)」としての役割を果たしました。死刑を不適用とすることで、法的な整合性を求めるダイナミクスを強制的に生み出したのです。この文脈において、立法府は 2018 年の刑法改正で死刑を削除せざるを得なくなりました。そして定着プロセスは憲法改正へと続き、2019 年には憲法第 15 条に「何人も死刑に処されない」と明記されるに至りました。

これにより、死刑廃止は単なる条約や判例の結果ではなく、「明示的な憲法上の禁止事項」となったのです。これは、死刑廃止における「後退禁止の原則(ラチェット効果)」の確立と言えます。ここにいる何人かの方は、私が何を言っているかよくお分かりかと思います。

このようにして、運動は完了しました。条約は裁判所の取り込みによって実効性を持ち、法律がそれに追従し、最後に憲法がすべてを強固にロックしたのです。ベナンは、南アフリカが 1995 年に示したような「司法に

よる直接的な廃止判決」とも、即座の「議会主導の廃止」とも異なる、独自の道を体現しています。「司法が備え、法律が定め、憲法が鍵をかけた」廃止です。

結論として、ベナンの経験は重要な教訓を残しています。モトラリアムは執行を「猶予」するにすぎませんが、死刑を本当に遠ざけることができるのは「法の支配」だけです。ベナンのモデルは、最高位の裁判所が、基本的人権を尊重させることを通じて、政治の領分を侵すことなく死刑を退けられることを証明しています。この意味で、彼らのアプローチは、死刑廃止に向けて取り組む他の国の裁判官にとっても、強力な先例(支え)となるはずです。

モデレーター(サンドラ・バブコック教授)

ニヤム判事、ありがとうございました。ここからは議論を他のパネリストの皆さんにも広げていきましょう。それぞれの国には異なる歴史や政治的文脈がありますが、司法による死刑廃止という点においては、多くの共通した課題を抱えています。

それでは、レナオラ判事からお伺いします。あなたの国において、司法による死刑廃止の「最大の障害」は何だとお考えですか。

(アイザック・レナオラ判事ケニア・最高裁)

ありがとうございます。私の答えの背景を説明させてください。

2010年に現在の憲法が制定される前、ケニアには国民憲法会議(National Constitutional Conference)があり、その前に憲法改正を検討する委員会が設置されていました。私もその委員会に参加していました。当時、私たちが憲法会議に提出した提案の一つが「死刑の廃止」でした。

しかし、憲法会議ではいくつかの反対意見はあったものの、満場一致に近い形で、現在の憲法第26条が作られました。そこには要約すると次のように書かれています。

「第26条(1)すべての人は生命への権利を有する。ただし、(3)憲法またはその他の成文化された法律によって認められた範囲を除き、故意に生命を奪ってはならない」

ここに、私たちのような最高裁判所が直面する困難があります。

現在も刑法(Penal Code)では、国家反逆罪、殺人罪、暴力強盗罪、および暴力強盗未遂罪に対する唯一の法定刑として「死刑」が定められています。私たちが最高裁判所で「死刑はもはや絶対的な義務(必要的死刑)ではない」とする『ムルアトウ(Muruatetu)判決』を下すまでは、それが固定されていました。

したがって、ご質問への回答としては、憲法にある「憲法またはその他の成文化された法律によって認められた範囲を除き」という言葉そのものが、死刑を違憲と判断する裁判所の権限を制限する障壁になっている、ということです。

しかし、ケニアの司法制度が下級審から最高裁に至るまで直面し続けなければならない問題は、「この『認められた範囲』という言葉解釈・決定する権限は誰にあるのか」という点です。刑法に死刑が残されている限り、最高裁としては、憲法改正なしに完全な廃止へ踏み込むことは非常に難しいという見解をとっています。そして、憲法を改正するには国民投票(レファレンダム)が必要ですが、これは政治的に極めて困難なタスクです。

おそらく、より平易なルートは、議会が法改正によって刑法から死刑条項を削除することです。文言の削除によって、死刑は実質的に法典から消え去ることになります。実際、これまで刑法改正の試みは3回行われましたが、いずれも頓挫しました。

そのため、私のように死刑を本質的に非人道的なものだと確信している裁判官であっても、憲法と法律に縛られてしまうのです。なぜなら、私たちの宣誓は「恐れず、おもねらず、悪意を持たずに憲法を解釈し適用すること」を求めているからです。これが、私たちの裁判所が直面しているジレンマです。

モデレーター(サンドラ・バブコック教授)

レナオラ判事、ありがとうございました。それでは、ソンダース判事にマイクをお渡しします。

(エイドリアン・ソンドース判事カリブ司法裁)

ありがとうございます。ある意味で、カリブ地域やセントビンセント及びグレナディーン諸島が歩んできた「漸進主義(インクリメンタリズム:段階的改革)」が、今や司法による完全な死刑廃止の「障害」になっていると言えます。

どういうことか説明しましょう。まず、英語圏のカリブ海諸国の多くは 2001 年に、「殺人を犯した者は死刑に処する」と定めた刑法の規定を、もはや「義務的な刑罰(必要的死刑)」として解釈すべきではなく、裁判官の裁量による「選択的な刑罰」として解釈すべきだ、という決定を下しました。

しかし一部の国では、独立前の植民地時代に制定された法律について、「国家憲法が定める基本的人権の規定と矛盾するという理由で、裁判所で争うことはできない」という「既存法維持条項(セービング・クローズ／セービング条項)」が憲法自体に存在しています。

当時、これらの国々の最高審であったロンドンの枢密院司法委員会(Privy Council)は、2004 年の判決で、「独立前の法律を、基本的人権と矛盾するとみなすような解釈はできない」と判断しました。その結果、地域内には死刑を選択刑(裁量刑)に移行できた国がある一方で、この維持条項のために、死刑の義務的性質(必要的死刑)を緩和することすら裁判所に禁じられている国が残ってしまいました。

死刑が選択刑となった国々では、事実上、死刑判決の言い渡しはストップしています。なぜなら、「最悪の中の最悪(worst of the worst)のケースにのみ死刑を適用すべきだ」という判例法が発展したからです。裁判官は、目の前の事件が「最悪の中の最悪」であると判断することに非常に慎重であり、結果として、長期の有期刑や終身刑が例外なく言い渡されるようになっていきます。

それゆえ、「死刑という概念そのものを違憲として覆す」という上告が最高裁に持ち込まれる機会自体がなくなっていました。昨年、ある囚人が終身刑(または長期有期刑)の判決について、自らが直面している刑罰の可能性が「憲法上の生命の権利や非人道的な刑罰の禁止に反する」として、枢密院に代わって新設されたカリブ司法裁判所に上訴しようと試みました。しかし当然ながら、国側は「控訴審で有期刑(12 年)に減刑されているのだから、死刑の是非を争う上訴の前提自体が消滅(ムート)している」と主張し、裁判所もそれに同意しました。

このように、実務上死刑が言い渡されなくなった結果、死刑制度そのものを司法の力で完全廃止するための具体的な事件(訴訟)が最高裁まで上がってこない、というパラドックスが生じています。一方で、独立前法律の維持条項に縛られている国々では、裁判所が死刑を義務刑から選択刑に引き下げることすらできない状態が続いています。

モデレーター(サンドラ・バブコック教授)

バット判事、同じ質問をあなたにお尋ねします。

(ラヴィンドラ・バット判事インド・元最高裁)

ありがとうございます。インドもケニアと同様に、生命の権利を規定する憲法第 21 条に「法の定める手続きによらなければ、その生命または個人の自由を奪われない」という文言があります。

初期の最高裁判所は、この規定を文言通りに狭く解釈していました。つまり、手続きが法律として制定されている以上は有効である、という意味です。現在では、より適正手続き(デュー・プロセス)に近い解釈へと拡大していますが、「死刑を定めた法律が法典に存在する限り、その憲法条項がある以上、裁判所が死刑の科刑そのものを不可能だと宣言することは非常に難しい」という点では同じです。

さらに、大統領および州知事に対して、死刑を減刑する行政上の恩赦権を認める 2 つの憲法規定もあります。これらがテキスト(文言)上の障壁です。

それにもかかわらず、私たちの生命の権利に関する判例法は拡大してきました。死刑に対する直接的な挑戦は過去に 2 回ありました。1973 年の段階では、最高裁はこれらの規定を引用し、「死刑は立法府の選択であ

り、何ら誤りはない」と判断しました。しかし、1980 年の『バッチャン・シン(Bachan Singh)判決』は非常に興味深いものです。これはインドの死刑判例における大きな転換点(分水嶺)となりました。

この判決で、4 名の裁判官の多数意見は、死刑は「極めて稀なケース(rarest of rare cases)」にのみ適用されるべきだとしました。後に長官となるバガワティ(Bhagwati)判事による見事な反対意見もありましたが、多数派も「極めて稀なケース」を判断するにあたっては、加重事由(犯行の残虐性など)と軽減事由(被告の境遇など)のバランスシートを考慮する構造が必要であると認め、いくつかの例示を示しました。

その後、この基準に従う試みが多くなされましたが、残念ながら最大の課題は「立法府側に廃止の推進力(インベタス)がない」ことです。法制度委員会(Law Commission)の第 262 回報告書や、国連総会の死刑モラトリアム決議など、司法の場でも言及されて議論は盛んに行われているものの、死刑制度そのものを完全に覆す訴訟はいまだ成功していません。最近では、ある最高裁裁判官の反対意見の中で、「拡大する生命の権利という判例に照らし、私たちは死刑の有効性を再検討する義務がある」という呼びかけがなされた程度です。ここでカリブの事例に関連して言及したいのですが、インドにも「共和国誕生時に施行されていた法律は、引き続き効力を有する」という規定(既存法維持)があります。しかし幸いなことに、私たちの基本的人権の枠組みでは、独立前の古い法律であっても「憲法と整合する範囲においてのみ有効である」とされています。

さらに、最高裁が過去 30~40 年で発展させてきた「かつては有効と宣言されたものであっても、現代の憲法解釈や状況に照らせば、有効性を失い得る」という動的なドクトリン(解釈原則)があります。私たちは憲法を、現代の時代感覚や人権規範に対応する「生きており、進化する規範(living, evolving norm)」と捉えているのです。

法律面におけるもう一つの、そして最大の障害は、凶悪犯罪、特に暴力的な性犯罪やテロ行為に対する「決して終わりのない世論の強い支持」です。メディアでもこうした犯罪への死刑適用を求める声(世論の指弾)が沸き起こり、私の同僚である裁判官たちも、この空気(世論)に影響されてしまうことが少なくありません。過去 20 年間、インド最高裁の判断にも、軽減事由を見る代わりに「犯罪そのものの性質が死刑を求めている」とするような、逆行する動きが見られます。

モデレーター(サンドラ・バブコック教授)

ジェン判事、あなたにお聞きします。あなたは以前、「死刑の廃止は、立法府(議会)の判断の委ねるべきではない」と言われました。これは、ニャム判事が示されたアプローチとは少しニュアンスが異なります。なぜそのようにお考えなのか、詳しく説明していただけますか。

(シェイレン・ジェン判事台湾・元大法官)

はい。これは台湾の特有の政治状況に関係しています。

先ほども触れたように、多くの国会議員(立法委員)は、社会の安全を維持するために死刑は不可欠なメカニズムであると強く信じています。台湾では約 85%の世論が死刑を支持しており、彼らは廃止に強く反対しています。また、廃止に理解を示す一部の人々であっても、「そのような重大な決定は、憲法法廷(憲法裁判所)ではなく、民意を受けた立法府が下すべきだ」と主張します。

残念ながら、台湾の憲法法廷はこれまで 4 回、死刑を「合憲」としてきました。その根拠の一つとして、刑法に「犯行の状況に同情すべき余地(可憫恕)があり、法定刑の最低ラインであっても重すぎる場合は、裁判官の裁量で減刑できる」という規定があることが挙げられます。

理論上は、個別の事件において裁判官が「死刑は適切ではない」と判断すれば、無期懲役などに減刑できる仕組み(裁量)があるため、制度そのものは合憲であるという論理です。

しかし、なぜ私が立法府に期待できないかという、台湾では 2 年ごとに大きな選挙(総統選・立法委員選など)があるからです。議員たちが死刑廃止について考えるとき、彼らの頭を最初によぎるのは「これで次の選挙に勝てるか?」という保身です。「死刑は不要だから廃止しよう」などと言え、次の選挙で確実に落選する恐怖がある。だからこそ、私は台湾における死刑廃止を、立法府の手に委ねることはできないと考えているのです。

モデレーター(サンドラ・バブコック教授)
金判事、この意見に同意されますか。

(キム・ギヨン判事韓国・元憲法裁)

基本的には同意します。政治家は通常、国民の多数意見に反する法律を作りたがりません。彼らが常に気にしているのは「票の数」です。その意味で、ジェン判事の指摘は現実的です。

ただ、私は少し異なるアプローチの視点も持っています。議会や立法府は人々の「民意(意志)」を反映する場所であり、原則として、法を制定・変更する根源的な役割は彼らにあります。彼らがその責任を果たすべきなのは間違いありません。

しかし、もし彼らが(選挙への恐怖から)本来果たすべき役割を果たさないのであれば、そこは裁判所が介入すべき局面です。

私のポイントは、立法府にも裁判所にも、それぞれ果たすべき固有の役割があるということです。理想的なモデルは、双方が連携(協調)して動くことですが、通常、立法府はその重荷を背負おうとしません。その場合、裁判所が介入し、「例えば、この死刑法は違憲である」と明確に示すべきです。これが私の意見です。

モデレーター(サンドラ・バブコック教授)

これに対して、異なる、あるいは補足的な見解を持つ方はいますか。レナオラ判事、あるいはソンドース判事。

(アイザック・レナオラ判事ケニア・最高裁)

異論はありません。ケニアでも、まさに金判事が言われた通りのことが起きています。議員たちは、刑法から死刑を削除すれば、有権者から反発を買い、次の選挙で落選することを恐れています。

私は国民憲法会議でこの光景を目の当たりにしました。死刑廃止に激しく反対する運動のリーダーたちは、他ならぬ現職の国会議員たちでした。当時、大統領の交代が絡む非常に激しい選挙が直前に控えており、再選を目指す議員たちは、死刑廃止という議論を呼ぶ決定をして地元に戻り、「私は凶悪犯を釈放する法律に賛成しました、だから私に投票してください」などと言うリスクを、絶対に冒したくなかったのです。

しかし皮肉なことに、その後の2009年、新しい大統領が就任すると、議会を通すことなく、行政権(恩赦権)によって一度に2,644人の死刑囚を終身刑に減刑しました。次の大統領も、そして現在の大統領も同じ措置をとっています。

私の脳裏をよぎるのは、なぜケニアでは、政治家(大統領)が行政手続きとして実質的な廃止(減刑)を進めているのに、議会は法律上の死刑条項を削除しようとならないのか、という矛盾です。

(ダンディ・ニヤム判事ベナン・憲法裁)

はい、ありがとうございます。それぞれの裁判官が自身の権限の範囲(レーン)にとどまるべきだという原則論は理解できますし、尊重されるべきです。しかし、裁判官には「解釈」という武器があり、それを通じて、時代に即した動的な形で権利を発展させることができます。

もし、憲法に「死刑を容認する」と明確に書かれているならば、裁判官がそれを無視して廃止を宣言することは困難です。それは憲法制定者の意志に直接反することになるからです。したがって、司法の規範的権限を行使できるのは、解釈の余地(マージン)が残されている場合に限られます。

ベナン憲法裁判所も、最初の段階では「生命の権利の規定を根拠に、自らの権限で死刑を廃止することはできない」という抑制的な立場をとっていました。憲法(特に旧第98条など)の文脈から、立法府が死刑を維持している以上、それを司法が直接否定するのは難しいと考えたからです。

しかし、国際法の「第2選択議定書」という突破口(窓)を見つけた瞬間、裁判所は即座に動きました。憲法第147条を根拠に、「国家が国際条約を結んだ以上、それは国内法に直接取り込まれ、憲法裁判所の審査基準になる」と宣言したのです。

これは、フランスのような伝統的な大陸法の国から見れば特異な論理(フランスでは条約適合性審査と違憲審査は区別されるため)ですが、ベナンは独自のダイナミズムでこれをブレイクスルーしました。「条約に違反する法律は、条約の優位を定めた憲法第147条に違反する。ゆえに違憲である」という三段論法です。世論という観点では、ベナンでも状況は他国と異なります。例えば一夫多妻制(ポリアモリー)の問題などでは、裁判所が法的な平等原則を先んじて提示し、社会が後からそれについてくるという形をとり、一夫多妻制を制限していきました。法の進化における司法の役割とは、それぞれの権限の範囲を守りつつも、解釈の力を最大限に動的に用いることにあると考えます。

(エイドリアン・ソンドース判事カリブ司法裁)

ここには複数の異なる要因が絡み合っています。そもそも裁判所という機関は、国民からの「信頼と確信」によってその正当性(レジティマシー)を得ています。そのため、社会を激しく二分するような問題に対しては、司法の自制(Judicial Restraint)という概念が働き、議会への敬讓(判断の先送り)が行われがちです。

もちろん、カリブ諸国の憲法には生命の権利や非人道的な扱いの禁止が明記されています。これを根拠に、カリブの裁判所は自製の概念を保持しつつも、憲法の文言に対して忠実であるために、死刑の適用を厳格に制限する強固な姿勢を示してきました。そして驚くべきことに、裁判所が死刑を制限する判決を下した際、社会から大きな反発や批判が巻き起こることはありませんでした。

だからこそ、先ほど申し上げたように、「実務としての死刑適用を段階的に絞り込んでいったこと(漸進主義)」が、結果として、制度そのものを司法の力で完全に息の根を止めるための直接的な訴訟の機会を奪ってしまっているのです。

現在、新たな死刑判決が出なくなっているため、「死刑制度そのものの是非」を議論することは裁判所にとって抽象的・学術的な論争になってしまい、司法が踏み込むには「遠すぎる橋(過剰な介入)」とみなされてしまうのです。

(ラヴィンドラ・バット判事インド・元最高裁)

私は、適切な事件(訴訟)が法廷に持ち込まれた場合、憲法に基づき違憲審査権を付与されている裁判所には、いかなる法律であっても理論上「違憲」と宣言する正当性がある、という見解を支持します。

とはいえ、死刑制度のような極めて重大な法律を違憲とするにあたっては、裁判所が一定の慎重さ(熟慮)を持って臨むべきだという点にも同意します。

しかし、もし実際の裁判において、死刑の運用(管理)が著しく不均衡(不平等)に行われていること、例えば死刑囚が不当に長い期間、死刑囚監房(Death Row)に留め置かれていることがパターンとして証明されたならば、話は別です。

21世紀の現代において、法の支配と憲法を戴く民主主義社会における「適正な手続き」の文脈に、死刑という刑罰が本当に内包され得るのか。生命の権利の核心である「公正な裁判」「適正な手続き」の現代的意義に照らし、事実が雄弁に物語る事件が存在するならば、最高裁のこれまでの判例の変遷を踏まえた大局的な再検討が行われるべきです。そこに理論上の障壁はないはずです。世論は考慮されますが、私たちは選挙で選ばれた政治家ではありません。司法としての職務を果たすのみであり、その職務が結果として法律の無効化を指し示すのであれば、そうあるべきです。

モデレーター(サンドラ・バブコック教授)

質問の角度を変えましょう。ソンドース判事からお答えください。

登壇者の何人かは、かつて植民地支配を受けていた国々の出身であり、死刑制度は「植民地時代の遺物、あるいは負の遺産」と捉えることもできます。こうした「反植民地主義」の文脈(植民地法からの脱却)の議論は、

皆さんの国における死刑廃止論争にどの程度影響を与えていますか。また、今後の進展にどう作用すると思われるか。

(エイドリアン・ソンドース判事カリブ司法裁)

非常に優れた、そして今まさに現在進行形で議論されている重要な質問です。

私たちは刑法を含むすべての刑罰規定を、イギリス(連合王国)から受け継ぎました。そして、カリブ地域の一部の国々は、独立後も依然として最終上訴審をロンドンの「枢密院司法委員会」に委ねており、そこでは英国の裁判官が判断を下しています。一方で、2005年には私たちの地域独自の「カリブ司法裁判所」が設立されました。

現在、これら2つの最高裁判所の間で、「自己決定(自決権)」および死刑の適用に関するアプローチにおいて、明確な意見の相違(分岐)が生じています。

ロンドンの枢密院は、「地域の裁判所は、植民地時代に通過した独立前法律について、現代の憲法(人権規定)と矛盾するかどうかを厳しく詮索すべきではない」という保守的な立場をとっています。これに対し、私たちカリブ司法裁判所は、より力強いアプローチをとっています。植民地時代に作られたものであれ独立後に作られたものであれ、現存するすべての法律は、憲法の人権章典と適合しているかを厳格に審査されるべきだ、という立場です。

法律が、その国の主権と独立に向けた歩み(自己決定)に合致しているかを見極めるべきだという私たちの姿勢が、義務的死刑の違憲論、ひいては死刑制度そのものに対するアプローチの決定的な違いを生み出しています。そうです、植民地主義の遺産と、それを裁くのが「土着の裁判所」なのか「旧宗主国の裁判所」なのかという事実は、死刑へのアプローチに重大な影響を与えています。

(アイザック・レナオウ判事ケニア・最高裁)

ケニアは1963年に独立し、当初はイギリスから与えられた憲法を採用していました。しかし、2010年に私たちは自らの価値観、文化、そして人々の意思を反映した「新しい憲法」を国民自らの手で制定しました。

2010年の新憲法制定時において、私たちが自らの意思で死刑制度を「維持」することを選択した以上、もはや1895年7月1日に死刑を持ち込んだ「植民地主義者」のせいにはできません。死刑制度を廃止できない国会とケニア国民の不甲斐なさは、純粋にケニア国民自身の責任であり、過去の植民地支配の遺産に言い訳を求めることはできません。

(ラヴィンドラ・バット判事インド・元最高裁)

インドにおいても、死刑が法典に残っている全責任を旧宗主国(イギリス)に押し付けることはできません。私たちの歴史的・法的背景は非常に複雑だからです。

イギリスの統治下にあった時代でも、インドの国土の約48%は藩王国(Princely States)と呼ばれる在来統治者によって治められており、それらの藩王国のほとんどが独自に死刑制度を保持していました。さらに歴史を遡れば、ムガル帝国に代表されるイスラム王朝の法(シャリーアに基づく刑罰)においても、それ以前のヒンドゥー王朝の法においても、死刑制度は常に存在していました(最高権力者による恩赦権とセットの構造です)。したがって、これをすべて植民地時代の遺産という単一の要因に帰結させることはできません。

モデレーター(サンドラ・バブコック教授)

それでは最後の質問です。司法による廃止という法的・政治的な障壁の議論を一度脇に置き、皆さん個人の見解として、現代の死刑運用における「最大の人権侵害」、あるいは最も人権上の問題となる側面は何だとお考えですか。

事前に用意していなかった質問ですが、裁判官としての個人的な視点をお聞かせください。ジェン判事、そしてバット判事の順でお願いします。

(ラヴィンドラ・バット判事インド・元最高裁)

私が第一に挙げるのは、死刑が持つ「人間性の徹底的な剥奪(dehumanizing aspect)」です。死刑は犯罪そのもののみに焦点を当て、その人間が持つ尊厳や、一個の個人としてのパーソナリティをすべて剥ぎ取ってしまいます。

第二に、死刑執行を待つ個人が経験する精神的トラウマです。これこそが、往々にして無視され、聞き届けられず、見過ごされている最大の人権侵害です。死刑をめぐる議論の多くは、犯罪の凶悪さ、残虐性、そしてそれゆえに犯行者を排除せねばならないという点ばかりに終始します。しかし、処刑されるその瞬間まで、その人がどのような恐怖にさいなまれているのか。さらに、その当事者だけでなく、彼らを身近で支える家族や親族が被る苦痛、そして何よりも生命が道具のように扱われることによる人間の尊厳の喪失。

そして最後に、どれほど制度を合理化(理屈付け)しようとも、最終的な死刑の選別にはどうしても「恣意性(気まぐれな要素)」が残る点です。これらが人権侵害の根幹にあると考えます。

(シェイレン・ジェン判事台湾・元大法官)

私は、死刑判決が下された瞬間から刑が執行されるまでの間、死刑囚が「常に執行の恐怖に怯えながら生きる」とこと自体が、あまりにも過酷で、犯罪者に対する過剰な処罰(過酷な刑罰)にあたると考えます。

他国の状況は詳しくありませんが(日本も同様の例だと聞いていますが)、台湾では死刑執行の事前通知(カウントダウン)が、本人にもその家族にも一切なされません。

台湾での執行は、通常、夜の21時~22時、あるいは深夜の1時~2時にかけて行われます。これは、死刑囚たちが「明日の朝を迎えられるかどうか分からない」まま毎晩ベッドに入ることを意味します。これが毎日、何年も続くのです。これほど残酷なことはありません。

そして、私たちが常に考慮しなければならないもう一つの決定的な要因は「誤判(ミストライアル: 冤罪)」の存在です。アメリカの連邦第11巡回区の裁判官(※注: 前日のセッションの登壇者)も、アメリカでどれほど多くの不適切な裁判(誤判)があったかを発言されていました。確率(比率)としては非常に低いものかもしれませんが、たとえ1件であっても誤判によって無実の人が処刑されてしまえば、その奪われた命と社会の取り返しのつかない罪を修復する方法は、人類には存在しません。私はこの2点を強調したいです。

(アイザック・レナオラ判事ケニア・最高裁)

古いイギリスの死刑宣告の口上には、次のような言葉があります。

「汝の首を吊るし、死亡が確認されるまでこれを継続する。神が汝の魂に慈悲を与えんことを」

この「絞首刑(首吊り)」という執行形態そのものの残虐性を考えてみてください。執行の過程で、落とし扉のトラップが正常に作動しなかったり、ロープが首に正しくかからなかったりした事例がどれほどあったことか。ギロチンを用いたフランスの恐怖政治の時代や、かつてのイギリス、そして現代に至るまで、「目には目を」という野蛮な復讐のために人間を処刑台へ送るプロセスそのものが、過去においても現在においても、決して正当化されるべきではありません。

ケニアには非常に強力な「権利章典」がありますが、その中に死刑が存在すること自体が、深刻な矛盾であり人権の侵害です。私が刑事裁判の裁判官として誰かに死刑を言い渡さざるを得なかったとき、私は激しい痛みを覚えました。多くの同僚の裁判官たちが、死刑判決を言い渡した直後に法廷の裏で涙を流しています。彼らはその刑罰を信じていない(廃止すべきだと思っている)のに、実定法によってそれを強制されているからです。司法の現場にいる人間もまた、死刑囚と同じように、この制度の歪みに苦しんでいるのです。

(エイドリアン・ソンダース判事カリブ司法裁)

私は上訴裁に移る前、約4年間、一審(事実審)の裁判官を務めていました。誰にも死刑を宣告する機会がなかったことは、私にとって非常に幸運でした。当時、死刑は自動的(義務的)なものでしたが、幸いにも私が配属されたのはイギリスの海外領土(カリブ海)であり、そこではすでに死刑が廃止されていたからです。

しかし一人の裁判官として、私は「死刑制度に、何か一つでも人間を救う要素 (redeeming feature: 代償的価値) があるのか」を真剣に、徹底的に問い続けてきました。

しかし、何一つ見つけることはできませんでした。

科学(社会科学・犯罪学)は、死刑に犯罪抑止力がないことをすでに証明しています。そして、今述べられたように冤罪の危険性が常にあります。何よりも、国家の手によって命を奪うという執行のプロセスそのものが、あまりにも非人道的であり、私たちが最も大切にすべき「人間の価値(尊厳)」の向上に完全に逆行しています。

死刑は明確な「生命の権利の侵害」であり、「非人道的な扱いを受けない権利の侵害」です。これらの権利は、我が国も含め、多くの国が批准している国際条約に明記されているものです。未だに死刑を維持・執行している国が存在することは極めて遺憾であり、私にはこの刑罰を擁護すべき理由が何一つ見当たりません。

(キム・ギヨン判事韓国・元憲法裁)

私は、死刑の最も問題視すべき特性は、その「不可逆性(取り返しのつかなさ)」にあると考えます。皆さんもよくご存知の通りですが、我が国の例を挙げて説明させてください。

現在の韓国は非常に発展した民主主義国家ですが、1980年代の独裁・権威主義政権下においては、国家保安法違反などの容疑で多くの人々が死刑を宣告されました。ある凄惨なケースでは、最高裁で死刑が確定したわずか18時間後に執行が行われました(※注: 1975年の人革党再建委員会事件などを指す)。

それから30年以上が経過した現在、再審によって彼らの無罪が次々と証明されていますが、失われた彼らの命が戻ってくることはありません。死刑制度の最も致命的な欠陥は、裁判が間違っていたときに「元に戻せない」という点に尽きます。

(シェイレン・ジェン判事台湾・元大法官)

レナオウ判事の意見に大いに共感します。台湾での死刑執行の手順は「銃殺」です。しかし、銃殺という行為が「単純で一瞬のもの」だとは思わないでください。

かつて、ある死刑囚の執行において、刑を執行する警察官(執行官)が極度のプレッシャーからか、引き金を引くことができず、最終的にその死刑囚が死亡するまでに6発もの銃弾を撃ち込まなければならなかった事例があります。

死刑という制度は、処刑される本人に対して残酷であるだけでなく、国家の命令として「引き金を引く(ボタンを押す)任務を課される執行官」に対しても、回復不能な精神的苦痛を与える残酷な制度なのです。私たちはこの事実(執行現場の非人間性)も、真剣に考慮に入れなければなりません。

(ダンディ・ニャム判事ベナン・憲法裁)

皆さんが説明された通り、死刑廃止の必要性を超えた実務上の問題として、私が「容認できない(相容れない)」と考える2つの核心的な要素は、「死刑囚監房(Death Row)における非人道的な環境がもたらす torture (拷問・精神的苦痛)」、そして「不可逆性」です。どれほど裁判手続きが形式的に公正(フェア)であったとしても、執行を待つ間に課される精神的拷問と、間違えたら取り返せないという不可逆性の前には、制度の正当性は瓦解します。

昨日、この kongress の証人として登壇された日本の袴田さんのケース(※注: 袴田巖氏の姉・ひで子氏らの発言を指す)が、それを何よりも雄弁に物語っています。実の弟の無罪を証明し、死刑の不当性を訴えかけるまでに「58年」という歳月が必要だったのです。この事実は、死刑制度がいかに法の支配(法治国家)や人権の理念と相容れないものであるかを、これ以上ない形で世界に示しています。ありがとうございます。

モデレーター(サンドラ・バブコック教授)

パネリストの皆さん、ありがとうございました。ここからは会場の参加者の皆さんにマイクをお渡しします。質疑応答の時間は15分です。

質疑応答(Q&A)

モデレーター(サンドラ・バブコック教授)

それでは、会場の皆さまからご質問をお受けします。限られた時間ですので、質問は簡潔にお願いいたします。まず、あちらの列で手を挙げている方からどうぞ。

【質問1】イスラエルにおける「不道德な法律」と裁判官のジレンマ

会場の参加者(弁護士・人権活動家)

パネリストの皆さま、貴重なお話をありがとうございました。冒頭でモデレーターのサンドラ氏が提示された、非常に重い問いについて質問させてください。

イスラエルで今年可決された差別的な死刑法案のように、「裁判官として、適用を義務付けられている法律が、その根底において不道德であるとき、裁判官はどう行動すべきか」という問題です。

もし、皆さまがそのような状況に置かれたら、あるいは自国で「法の支配」の枠組みを悪用した不道德な法律が成立してしまった場合、裁判官としての職務を全う(＝法を適用)しますか？それとも、良心に従って辞職するか、あるいはあえて法律を拒絶(不適用)すべきだとお考えでしょうか。

モデレーター(サンドラ・バブコック教授)：

非常に本質的で、かつ現代の司法が直面している切実な問いですね。この実存的な問いについて、どなたからお答えいただけますか。バット判事、いかがでしょう。

(ラヴィンドラ・バット判事インド・元最高裁)

極めて困難ですが、避けて通れない問いです。私の考えでは、裁判官の第一の義務は「憲法」にあります。単に多数派(議会)が作った実定法(法律)をそのまま適用することだけが私たちの仕事ではありません。その法律が、憲法が保障する根本的な価値や人間の尊厳、適正手続きに違反していると判断できる余地がある限り、私たちは「解釈」の力を尽くしてその適用を拒むか、あるいは違憲として無効化する道を模索すべきです。しかし、もし憲法そのものが完全に歪められ、裁判官の解釈の余地すら奪う形で悪法が制度化されてしまった場合——つまり、司法が単なる不当な公権力の執行機関(道具)へと成り下がってしまう状況であれば——、私は裁判官としての席を降りる、すなわち「辞職」することが唯一の倫理的選択肢になり得ると考えています。不道德な制度に加担して司法の正当性を偽装するくらいなら、職を辞して抗議の意思を示すべきです。

(アイザック・レナオラ判事ケニア・最高裁)

バット判事に同意します。ケニアでも過去の独裁政権時代に、司法が政治の道具として利用された暗い歴史があります。裁判官の宣誓は「憲法への忠誠」であって、その時々政権や不当な民意への忠誠ではありません。

もし実定法が人間の尊厳を根底から踏みにじるものであれば、私たちはまず、それを憲法の人権保障(権利章典)の観点から「違憲」と宣告するために闘わなければなりません。それが許されないような司法の独立の崩壊が起きているならば、それはもはや法治国家ではなく、裁判官がそこに留まる正当性も失われます。

【質問2】死刑廃止に向けたアジアのネットワークと司法の役割

会場の参加者(アジアの人権 NGO メンバー)

台湾のジェン判事と韓国の金判事にお伺いします。アジア地域、特に東アジア(日本、韓国、台湾など)では、依然として死刑制度が維持、あるいは運用されています。世論の支持が厚いことも共通の課題です。

台湾の最高裁判所(憲法法廷)が先日の歴史的判決で死刑を合憲としつつも適用を厳格化し、韓国では実質的な執行停止(モラトリアム)が続いています。これらを踏まえ、アジアにおける死刑廃止をさらに前進させるために、各国の司法、あるいは元裁判官や法曹界が連携して果たすべき役割についてどうお考えですか。

(シェイレン・ジェン判事台湾・元大法官)

ご指摘の通り、先日の台湾憲法法廷の判決は、完全な廃止(違憲判決)を望んでいた私たちにとっては非常に悔しい結果(合憲)でした。しかし、一方で「死刑を宣告・執行するためには、より厳格な適正手続き、全裁判官の完全な一致、そして精神的障壁を抱える被告への適用排除」などを義務付け、実質的に死刑のハードルを極限まで引き上げました。これは一種の「実質的な執行停止」への道筋を作ったとも言えます。

アジアの法曹界が連携できる点としては、こうした「各国の司法が編み出した手続き上のハードル(制限策)」の知見を共有することです。日本や韓国、台湾の最高裁や憲法裁判所が、互いの判例や解釈の変遷(例えば、生命の権利の捉え方や、執行プロセスの残酷さに関する議論)を参考にし合うことで、それぞれの国内法廷において「国際的な人権基準」を引用する際の手がかり(支え)を作ることができると思います。

(キム・ギヨン判事韓国・元憲法裁)

韓国では、1997年12月を最後に28年間近く死刑が執行されておらず、事実上の廃止国(モラトリアム国)となっています。しかし、制度そのものは刑法に残っており、憲法裁判所でも過去に2回「合憲」との判断が下され、現在は3回目の違憲審査が進行中です。

アジアにおける連携という意味では、「モラトリアムがいかに社会の安定を崩さなかったか」という「実績(エビデンス)」を共有することが極めて重要です。「死刑を執行しなくなったら凶悪犯罪が増える」という政治家や世論の恐怖(主観的な不安)に対し、韓国の28年間のデータはそれが誤りであることを証明しています。司法は感情ではなく論理と事実に基づくべきですから、こうした実証的なデータをアジアの法曹・研究者ネットワークを通じて発信し、裁判官たちが「世論の恐怖」に流されずに判断できる環境を整えるべきです。

【質問3】ベナン・モデルの他国への応用可能性

会場の参加者(アフリカの法学研究者)

ニヤム判事への質問です。ベナンが達成した「国際条約の国内法への取り込み(優位性の活用)」による司法主導の廃止モデルは非常に素晴らしいと感じました。しかし、これはベナン憲法第147条のような「条約の優位性(一元主義)」を明記した憲法構造があるからこそ可能だったのではないのでしょうか。

ケニアやインド、あるいはその他の「二元主義(条約の国内法化に議会の立法が必要な国)」の国々において、ベナンのアプローチをどのように応用、あるいは変形して活用できるとお考えですか。

(ダンディ・ニヤム判事ベナン・憲法裁)

非常に技術的で、かつ核心を突いた素晴らしい質問です。確かに、ベナンやフランスのような大陸法系の一元主義(モノ・システム)の国と、イギリスの法伝統を継ぐ二元主義(デュアル・システム)の国では、条約の直接適用という点において法的な出発点が異なります。

しかし、私が他国の裁判官の皆さんに強調したいのは、形式的な憲法の文言(一元主義か二元主義か)に囚われすぎる必要はない、ということです。

たとえ二元主義の国であっても、国家が一度「国際人権条約」や「死刑廃止条約」に署名・批准したという事実は、その国家が国際社会に対して行った「最高の信義(グッドフェイス)」の表明です。裁判官は、国内法(憲法や刑法)の文言を解釈する際、国家が自ら結んだ国際的な約束と「矛盾しないように解釈する義務(適合的解釈の原則)」を持っています。

つまり、ベナン憲法第147条のような直接的な武器がなくても、「生命の権利」や「非人道的な扱いの禁止」といった国内憲法の条項を、国際法や国際人権基準のレンズを通して『動的に解釈する』ことは可能です。実際に、ケニア最高裁の『ムルアトゥ判決』も、国際的な人権の潮流を巧みに国内憲法の解釈に取り込んだ例です。障壁は技術的なものではなく、裁判官がその解釈の力を一歩踏み出して使うかどうかの「意思(ウィル)」にかかっています。

モデレーター(サンドラ・バブコック教授)

素晴らしい質問と、示唆に富む回答をありがとうございました。残念ながらお時間となってしまいました。

本日のディスカッションを通じて明確になったのは、死刑廃止という道のりにおいて、司法は単なる「法律の機械的な適用者」に留まるべきではないということです。ベナンの例が示すように、司法は時に時代の道標となり、法制度の整合性を促すエンジンとなることができます。また、他国の判事の皆さんが語られたジレンマや実践は、たとえ憲法や世論の障壁があっても、手続きの厳格化や動的解釈によって、一歩ずつ「生命の尊厳」へと近づけることができるという希望を示しています。

昨日、このパリの地で袴田さんのメッセージ(58年もの苦闘)が世界に届けられたように、不当な刑罰がもたらす悲劇を二度と繰り返さないために、世界中の裁判官、法曹界がそれぞれの持ち場で闘い続けることが求められています。

パネリストの皆さま、そして会場の皆さま、本日は本当にありがとうございました。

(会場、大きな拍手)

(DAY 3 7/2)

8 犯罪化に直面する LGBTQI+ ~ALLIANCES IN ACTION : LGBTQI + MOVEMENTS AND ABOLITIONISTS IN THE FACE OF CRIMINALISATION

グレアム・リード (Graeme Reid、国連性的指向・性自認に関する独立専門家)

差別、敵意、そして暴力、その影響は、直接起訴された人々だけに留まりません。こうした法律が存在すること自体が、特定の人間がその「アイデンティティ」や「愛する対象」、あるいは「私生活のあり方」を理由に、法の下での平等な保護を受ける権利が劣っているというメッセージを強化してしまうのです。

合意の上での同性間セクシュアリティの犯罪化は、孤立した法的な措置ではありません。

それは、LGBT の人々の日常生活に影響を与える、より広範な差別と暴力の連続体(コンティニューム)の中に存在しています。

それは家族からの拒絶、社会的な排除、医療や教育への障壁を招く要因となり得ます。

また、公務員による嫌がらせや、暴力に対する脆弱性を高めることにもつながります。

このような行為に対して死刑を維持することは、そうした論理の最も極端な現れです。

刑法が主観的な道徳的判断を強制するために使われ、偏見やスティグマが国家による最も過酷な刑罰へと変貌を遂げるときに生じる危険性を物語っています。このようなケースにおいて死刑を科すことは、元々の人権侵害をさらに悪化させ、差別を国家の機構を通じて実行される重大な不正義へと変えてしまうのです。

このような状況における死刑への反対は、死刑制度そのものの広範な容認に対する「例外」を設けるものと理解されるべきではありません。

問題は、これらの行為が処罰されるべきではないということだけでなく、死刑そのものが人間性と相容れないという点にあります。仮に死刑がどうにかして公平に、かつ差別なく適用され得たとしても、それが重大な人権侵害であることに変わりはありません。

死刑に反対する論拠は、犯罪の性質だけに依存するものではありません。国家は刑罰として命を奪うべきではないという原則にも基づく必要があります。

一部の文脈において、死刑は多様な性的指向や性自認を持つ人々の権利推進に取り組む人々を含む、人権擁護派(アクティビスト)に対しても、正当な人権活動を沈黙させる手段として使われてきました。

草の根のアクティビストたちの経験や証言は、これらの法律が抽象的な法的規定ではないことを私たちに思い出させます。

それらは人々の命、安全、そして尊厳に対して、現実の、そしてしばしば壊滅的な結果をもたらすのです。

死刑は取り返しがつきません。

世界中で、死刑判決を受けた後に、そして場合によってはすでに執行が執り行われた後に、無実が証明された個人がいます。

死刑は、公正さや適正手続き(デュー・プロセス)の基本基準を満たさない法制度において科されることが少なくありません。

また、差別的な方法で適用されることも頻繁にあり、状況によっては政治的なツールとして利用されることもあります。

国際社会は、人権を重んじる社会において死刑の居場所はないという認識をますます強めています。

現在、全国連加盟国の半数以上が死刑を完全に廃止しています。

しかし、合意の上での同性間の性行為に対して死刑を認める規定を維持し続けている法管轄が依然として存在することも事実です。

一部の国では、これらの規定が今なお執行可能です。

また別の国々では、死刑執行のモラトリアム(一時停止)が敷かれているにもかかわらず、こうした規定が残り続けている場合があります。

この状況は、国際人権法と相容れません。

それでも、慎重ながらも楽観視できる理由はあります。

過去 20 年間にわたり、世界の潮流は非犯罪化へと向かっています。

法改正、憲法審査、あるいは司法判断を通じて、合意の上での同性間セクシュアリティを犯罪とする法律を撤廃する国家が増えています。

この進歩は直線的なものではありませんでした。一部の国では既存の禁止事項が強化され、新たな刑事規定が導入されることもありました。

それにもかかわらず、より広い軌跡としては、成人間の合意に基づく関係は刑法の対象外であるという段階的な認識の広がりが見られます。

また、これまでの経験から、改革を成功させるための単一の方程式は存在しないということも分かっています。

最も持続可能な進歩は、通常、現地の現実根ざし、最も直接的に影響を受ける人々によって主導されるものです。それらは、コミュニティの動員、市民への啓発、宗教指導者や伝統的な指導者との関わり、立法への働きかけ、資金援助なしには成り立たない、必要に応じた戦略的訴訟の組み合わせを通じて生まれます。

いくつかの文脈において、裁判所は極めて重要な役割を果たしてきました。

しかし、訴訟が最も効果を発揮するのは、現地の状況に合わせて慎重に調整され、より広範な社会的・政治的な関わりによって支えられている場合です。

地域を超えて、一つの教訓が浮き彫りになります。持続可能な変化は、現地の取り組みにおいて最も可能性が高くなります。国際的な連帯や支援は貴重ですが、外部のアクターは現地の優先事項、戦略、そしてリスクに留意する必要があります。

外部主導と受け取られかねない取り組みは、状況によっては反発を招き、「外国からの押し付け」という言説を強化し、最終的には推進しようとしている目的そのものを阻害してしまうことすらあります。

なすべき任務は、自国の中で平等、尊厳、そして犯罪化からの自由を確保するために活動している、現地に根ざした運動を支援することです。

非犯罪化の経験は、人権擁護活動に対するより広い教訓も与えてくれます。

その教訓の一つは、死刑そのものに対する原則的な反対を維持することの重要性に関するものです。

同時に、死刑に関する議論は、しばしば暴力やトラウマ、そして正義への要求という文脈において生じます。

LGBT の人々や女性を含むマージナライズされた(社会的少数派の)コミュニティのメンバーは、自身に対して行われた特に凄惨な犯罪の後に、死刑を求める声を支持することがありました。このような要求は、悲しみや怒り、そして往々にして彼らを守ることを怠ってきた社会において「認められたい」という願いの表れであり、理解できるものです。

死刑を求める声は、特定のグループに対する暴力を国家が真剣に受け止めるべきだという要求を反映していることがあります。その衝動は、注意深く考慮されるべきです。

あまりにも頻繁に、暴力や差別の被害者は無関心や不処罰に直面します。したがって、最も過酷な処罰を求めることは、説明責任と法の下での平等な保護を求める要求として理解することができます。

しかし、犯罪を真剣に受け止めるよう要求することと、適切な対応として死刑執行を要求することとの間には、決定的な違いがあります。一貫した人権的アプローチは、最も重大な犯罪に対してさえも死刑を拒否することを私たちに求めます。例外を設けることは、最終的には原則そのものの普遍性を弱めることになります。

したがって、課題は、より厳しい罰によって安全を求めるのではなく、そもそも暴力を可能にしている状況に対処することにあります。

真の保護には、効果的な予防、司法への平等なアクセス、迅速に対応する制度、そして人権を尊重した説明責任の仕組みが必要です。

死刑は保護の失敗を是正するものではなく、コミュニティをより安全にするものでもありません。安全の追求と人間の尊厳の追求は、共に進められなければなりません。

このイベントの参加者が改革のための戦略を検討し、進展と残された課題の両方に思いを馳せるにあたり、死刑廃止への取り組みが、性的指向や性自認に基づく差別が犯罪化、暴力、排除への曝露にどのように影響しているかに留意することが重要です。人権への対応は、平等、尊厳、非差別の原則に基づき、最も直接的に影響を受けている人々の経験から得られた知見を反映したものでなければなりません。

合意の上での同性間の性行為に対して死刑を維持している国家は、直ちにそれらの規定を撤廃すべきです。合意の上での性関係を非犯罪化し、死刑の完全な廃止へと向かうべきです。

また、国家は、個人のアイデンティティ、関係性、または合意に基づくプライベートな道徳的判断を強制したり、それらを理由に個人を標的にするために刑法が使用されないようにすべきです。

私たちが目指すのは、不当な犯罪化の拒絶と、残酷で取り返しのつかない刑罰の拒絶です。

性的指向、アイデンティティ、あるいは合意に基づく関係を理由に、死刑執行の可能性に直面する人がいてはなりません。

人間の尊厳、平等、そして愛する権利は、例外なくすべての人に属するものです。ありがとうございました。

(ファシリテーター司会進行者)

新しく来られた方々のために、2つのルールを再確認させてください。

1つ目は、これからワークグループ(作業グループ)を行いますので、会場を2つに分けます。

私の左側、つまり向かって右側がフランス語圏の方々です。

(会場を見渡して)そして英語圏の方々。

私の……声が出なくなっていました。

2つ目の重要なルールとして、写真撮影はご遠慮ください。

以上です。

お手元のテキストにある通り、皆様に再度お伝えいたします。

それでは、始めましょう。

これらのいくつかの導入を踏めて、皆様に意見交換をしていただきたいと思います。

先ほどもお伝えしたように、経験をもとに、大きく3つのグループに……失礼、2つのグループに分かれていただきます。

皆様、すでにたくさんお話しされているかと思いますが。

申し訳ありません、このように半円形になっていますね。

皆様が振り返って話し合えるよう、少しディスカッションの形を取りましょう。

9 ベラルーシにおける死刑の状況~THE SITUATION OF THE DEATH PENALTY IN

BELARUS : ABOLITIONIST ADVOCACY FROM BELARUSAN CIVIL SOCIETY AND YOUTH, AT THE NATIONAL AND INTERNATIONAL LEVELS

(マキシム・ズナク(Maxim Znak) 基調講演者)

皆さんは死刑制度についてすでにご存知かと思いますが、現在のベラルーシにおける死刑は、近年の国内情勢や、現在ウクライナで続いている戦争と深く結びついています。本日は、私自身がベラルーシの司法制度、そして現在の死刑制度と関わる中で得た個人的な経験についてお話ししたいと思います。

私の名前はマキシム・ズナクです。私は「良心の囚人」と認定されていました。刑務所から釈放された人々や、私たちがバナーで目にする良心の囚人たちの姿は、時期によって随分と違って見えるものです。このスライドの写真がその典型です。Tシャツに写っているのが弁護士としての私、そしてもう一方が、昨年(2025年)12月に釈放された時の私の姿です。

私は一貫して弁護士として活動してきました。しかし、2020年の大統領選挙の後、私は野党本部の首席法律顧問、つまり野党指導者たちの弁護人を務めることになりました。

マリア・コレスニコワと共に、私は刑事告発を受け、同じ事件の被告として同じ独房に収監されました。私たちは共に判決を言い渡され、私は禁錮10年、彼女は禁錮11年の刑を科されました。

何のために、とは聞かないでください。なぜなら、私自身いまだにその理由を知らないからです。私たちは何も知らされず、裁判は非公開で行われたため、それはまさに「秘密の中の秘密」でした。

そうです、私は国家反逆罪という謎めいた罪名で10年の判決を受け、すでに刑務所で5年間を過ごしました。私の友人の多くは今もあそこに囚われており、過酷な経験をしています。本日これから私たちが議論するのは、まさにこの現実についてです。

少々お待ちください。スライドを切り替えます。

私が釈放されて最初に目にしたものの一つに、スコットランド(英国)の出版社が私の著書を出版した際のウェブページがありました。昨日スクリーンショットを撮ったのですが、そこには今もこう書かれています。

「マキシム・ズナクの生還を歓迎する。誰もが彼は死んだと思っていた」

10年の刑を言い渡された人間が死んだと思うのは、決して不自然なことではありません。むしろ、彼がまだ刑務所で生きていと信じ続けることの方が難しいのです。いずれにせよ、彼らが私の生存を祝ってくれたことは非常に嬉しく、心温まるものでした。しかし同時に、「なぜ『死亡』という選択肢がこれほど現実的に語られたのか」と考えざるを得ませんでした。

なぜなら、1994年に採択された、私たち法律家にとっての拠り所であるベラルーシ共和国憲法を見ても、死刑は当時から「廃止されるべき例外的措置(極刑)」と規定されているからです。国の基本法にはっきりとそう書かれているのです。しかし、私のプレゼンテーションを進めるにつれてお分かりいただけるように、現実のベラルーシはまったく逆の方向へと進んでいます。私たちは死刑を廃止するどころか、死刑が適用される対象事例を増やしているのです。

なぜこのようなことが起きているのか。それについては後ほど詳しく議論します。

話を私の個人的な物語に戻します。それは通称「ピシャロフスキー城(Pishalovsky Castle)」と呼ばれる場所から始まりました。ここは19世紀のロシア帝国時代に建てられた城ですが、常に刑務所(監獄)として使われてきました。私たちが歴史教科書で読むような多くの歴史的偉人たちが、ここに収監されていました。

そのうちの一部はここで処刑されました。つまり私たちの歴史は、刑務所に囚われ、処刑された人々によって書かれてきたのです。現在「ヴォロダルカ(Volodarka)拘置所」として知られるこの場所には、19世紀の陰鬱な空気がそのまま残っており、廊下を歩くだけでその雰囲気を感じることができます。

この写真は、私たちが毎日、小さな運動場へ散歩に出かける際に通っていた廊下です。ご覧の通り、この舞台装置は「死刑執行」の場面にこれ以上ないほどおあつらえ向きです。まるで映画のワンシーンのようです。

当然、そこには様々な不穏な噂や伝説が漂っていました。私たちの中に死刑囚はおらず、そのような適用の可能性すらなかったにもかかわらず、死刑にまつわる話が常に周囲にありました。

このような施設に入ると、最初の数日間で、死刑がどのように執行されるかという情報が嫌でも耳に入ってきます。その不気味な廊下をどう歩かされるのか、そして今歩いている散歩道が「最後の歩み」になるのかどうか、自分では気づかないうちに執行されるのだ、といった話です。同房者や看守たちは、まるで自分たちが経験したかのように生々しく、時には冗談を交えながらそれを語ります。しかし、実際にそこに収監されている身としては、それは決して笑える話ではなく、張り詰めた空気をさらに重くするだけでした。

ベラルーシにおける死刑制度の問題は、単に制度が存在するということだけではありません。その執行手続きがあまりにも特殊で残虐な点にあります。法律上、死刑囚は「自分がいつ処刑されるか」を事前に知らされることは決してありません。彼らはただ、それが長い時間なのか短い時間なのかも分からず、その時を待ち続けるのです。

さらに、死刑執行の場所や遺体の埋葬場所は「国家最高機密」とされています。家族には執行後に通知されるか、あるいは通知すらされず、遺族は最愛の人がどこに眠っているのかさえ知ることはできません。

このような恐怖の記憶が、あの空間には充満していました。

私の人生の中で最も幸福だった瞬間の一つは、ある年の12月3日です。私は友人のマリア・コレスニコワやヴィクトル・ババリコ(Victor Babariko)と再会しました。私たちは釈放されたのです。しかし、私たちが刑務所から移送され、最終的にウクライナ側で釈放されるその当日、私たちの目には黒い目隠しがされ、テープで厳重に固定されていました。両手は後ろ手で手錠をかけられていました。

私自身は(米国との政治的取引による釈放の可能性を想定していたため)比較的冷静でしたが、同じバスに乗っていた他の人間に対して、看守たちは「お前たちを今から連れていくのは、処刑するための森の中だ」と脅し文句を告げていたそうです。

目隠しをされ、後ろ手に手錠をかけられたまま、狭いミニバスの中に14時間も閉じ込められていれば、それが冗談には聞こえません。手錠を外される瞬間まで、本当に最悪の事態(超法規的処刑)が起きるのではないかと信じてしまうものです。

私が何を申し上げたいかというと、ひとたび社会や制度の中にこのような「死刑の恐怖」が漂っていれば、国家はそれをどのような方向にも利用できるということです。彼らは恐怖の連鎖を生み出し、あらゆる場面で司法を政治的威嚇の道具として利用しているのです。

もう一つ、皆さんがこの制度の恐ろしさを実感できる場所があります。それは「アメリカ(Amerikanka)」と呼ばれる国家保安委員会(KGB)の拘置所です。放射状に独房が配置された円形の構造をしています。この写真は、ある独房から外を見た景色です。私は短い期間でしたがこの施設に収監され、その場所が持つ独特の「空気」に大きな衝撃を受けました。

この場所の精神、あるいは記憶は、歴史上ある悪名高い事件によって広く知られています。それはスターリン政権下の1937年10月29日の夜に起きた出来事です。一晚のうちに、ベラルーシの多くの優秀な学者、作家、詩人たち総勢130名が、この円形の建物の地下で次々と銃殺されました。彼らはベラルーシの国民文化に多大な貢献をした著名な人々でした。

そしてこの場所は、現在もKGB(国家保安委員会)によって人々を収容し、尋問するために使われ続けています。

ここには私の個人的な家族の歴史も関わっています。私の曾祖父であるアレクサンダー・ズナク(アレクサンダー・シュリク氏の祖父ではなく、私の父方の祖父)の話です。彼は10月29日には処刑されませんでした。その3日後、全く同じ施設で処刑されました。スターリン当時は、国内で何人を処刑すべきかというノルマを定めた特別な命令(特別割当)が存在したからです。

彼らがどこに埋葬されたのか、私たちは未だに知る事ができません。しかしご存知の通り、ミンスク郊外の「クラパティ(Kurapaty)」と呼ばれる場所が、最も有名な集団埋葬地の一つとして知られています。ここに見え

る十字架は、ボランティアの手によって建てられたものです。現政権は今なお、ここが埋葬地であることを公式に認めておらず、その悲劇は秘密のベールに包まれたままです。

私たちが今話しているのは、地理的に見れば、まさに「ヨーロッパの中心」に位置する国での出来事であることを忘れないでください。ベラルーシは、旧ソ連構成国の中で、そしてヨーロッパの中で、今なお死刑制度を維持し、執行し続けている唯一の国であり、国際社会から「悪名高い国」として目されているのです。

クパパティの悲劇やスターリン主義の抑圧に話を戻すと、当時は 7,000 人以上を処刑せよという命令が下され、実際に約 7,000 人が銃殺されましたが、それ以外にも多くの人々が拷問や強制された自殺によって命を落としました。どの国にも歴史の暗部(暗黒のページ)はあります。

問題は、その凄惨な過去が、現代のベラルーシで起きていることと地続きで、密接に結びついているという点です。私はかつて曾祖父が受けた尋問調書を個人的に読みましたが、そこで行われていたことと、今日ベラルーシの刑務所で起きていることの間には、恐ろしいほどの類似性(共通点)が見られます。

私の刑務所システムにおける旅路(移送)はさらに続き、私は「ヴィーツェプスク(Vitebsk)」の矯正労働刑務所(コロニー)へ移されました。これが一般的な刑務所コロニーの様子です。私はしばらくこの建物で過ごした後、さらに過酷な懲罰房(独房棟)のコンクリートの部屋へと移されました。

この写真をお見せしたのは、ベラルーシの死刑を巡るもう一つの重大な事実(冤罪の歴史)をお話するためです。かつてベラルーシで起きた、ある悪名高い連続殺人事件(ヴィーツェプスク連続殺人事件)を担当した捜査官がいました。彼は後に自身の不正(不当捜査)が発覚して逮捕され、このヴィーツェプスクの刑務所に収監されました。その刑務所の図書室には、彼が釈明のために書いた多くの本が残されていました。

その事件の真犯人はミハセヴィッチ(Gennady Mikhasevich)という男で、1971 年から 1985 年にかけて活動していました。彼は最終的に 36 人の女性を殺害したと認め(実際には 43 人の殺害を自供)、そのうちの多くが立証されました。

しかし驚くべきことに、彼が逮捕されるまでの間に、彼の犯行(14 件の殺人)の身代わりにされ、犠牲になった罪のない人々が他にいたのです。なぜそのようなことが起きたのか。それは、捜査官たちが実績作りのために容疑者を激しく拷問したからです。

不当な拷問を受けた無実の人々は、身に覚えのない容疑をすべて認めさせられました。そして、そのうちの 1 人は、真犯人が捕まる前に「すでに死刑を執行されてしまった」のです。

これは国家による二重の犯罪です。個人が犯した凶悪犯罪だけでなく、国家そのものが無実の市民の命を奪うという罪を犯したのです。そして、一度国家によって人間が殺されてしまえば、その状況を元に戻すこと(命を吹き返すこと)は絶対に不可能です。死刑制度には常にこのような取り返しのつかないリスクが伴います。ベラルーシが独立を獲得してからの過去 30 年間で、公式に 400 人以上の人々に死刑が執行されてきました。

この統計は、司法システムにとっては効率性の証明かもしれませんが、一人の弁護人としての私にとっては「悪夢」そのものです。これはベラルーシ最高裁判所のウェブサイトにも公式に掲載されている「無罪率(Acquittal rate)」のデータです。これを見ると、裁判にかけられた人のうち、無罪と認められるのは「1,000 人中わずか 1 人(無罪率 0.1%)」であることが分かります。

もし仮に、1,000 人の人間が殺人の罪で起訴された場合、釈放されるのはわずか 1 人だけ、あるいはそれ以下です。この驚異的な有罪率を前提とした司法システムにおいて、死刑判決が下されれば、その人物はほぼ確実に処刑されます。

私は、人間(裁判官や捜査官)が 1,000 回のうち 1 回しか間違えないなどとは到底信じられません。そんなことはあり得ない。人間はもっと頻繁に間違いを犯すものです。だからこそ、私たちは国家が裁判を通じて人を殺すような制度(死刑)を決して容認してはならず、少なくとも死刑という取り返しのつかない手段を排除しなければならないのです。

この後、他のパネリストの皆さんが、近年の具体的な取り組みや、死刑に対する世論・将来の政策決定者の意識をどう変えていくべきか、そして私たち民主化勢力(Democratic forces)に何ができるのかについて詳しく

お話ししてくださると思います。その前に、この国の複雑な背景を理解していただくために、短い物語を二つ共有させてください。

死刑を巡る問題は、単に刑法の条文を書き換えるだけで解決するような単純な話ではなく、何世紀にもわたって形作られてきた社会システムや人々の精神構造に深く根ざしています。

この写真は、ヴォロダルカ拘置所の運動場の一つです。私たちはここで、政治犯ではない一般の犯罪者、例えば本物の殺人犯たちとも顔を合わせ、言葉を交わす機会がありました。

刑務所コロニーでは、殺人の罪で服役している多くの受刑者に会いました。そのうちの2人は、同じ事件でそれぞれ現行法上の最高刑である「禁錮25年」の判決を受け、別々の棟で服役していました。

彼らから聞いた話では、被害者の遺族や友人、あるいは事件を知った一般市民たちによって、ある組織的な社会的運動が起こされていたそうです。その運動の目的は、彼らを25年の禁錮刑で済ませるのではなく、「何としてでも死刑に処し、抹殺すること」でした。彼らはそのために非常に精力的に署名やロビー活動を行っていました。

自分の命を標的にしたその民衆運動について、当の受刑者たちが、驚きと、妙なプライドと、そして底知れぬ「恐怖」が入り混じった複雑な表情で語っていたのが非常に印象的でした。自分の死を望む人間が社会に何万人、何十万人も存在すると知るとは、決して気分の良いものではありません。しかし、それもまた、私たちが直面している現実(厳罰を望む世論)の一部なのです。

もう一つの短いエピソードは、人々の心理的肖像を補完するものです。私は何度か、刑務所の懲罰房(隔離室)に收容されたことがありました。懲罰房の構造はこの写真に酷似しています(実際のものよりは少し綺麗ですが、設備はこれだけです)。

そこでは夜間であってもマットレスや毛布は支給されず、コンクリートの部屋は骨の髄まで冷え込みます。私たちは少しでも体を温めて睡眠をとるために、一晩に何度も起きて腕立て伏せをしなければなりません。このような極限状態の部屋で、私は他の一般犯罪者たちと全く同じ会話を何度も繰り返すことになりました。

彼らが一様に強い関心(不満)を寄せていたのは、ノルウェーの連続テロ犯であるアンネシュ・ブレイビク(Anders Breivik)の処遇についてでした。ベラルーシの国営テレビは、欧州の司法がいかに「奇妙で非人道的か」を示すプロップ(宣伝材料)として、ブレイビクの事例を好んで放映するからです。

「欧州では殺人犯を死刑に処すこともせず、贅沢で快適な環境でぬくぬくと生活させている」と。

同房の受刑者たちもテレビのナラティブに影響され、私にこう言いました。

「欧州連合(EU)はなぜ殺人犯にあんな生ぬるい真似をするんだ？あいつは死刑になるべきだ。百歩譲って生きるとしても、俺たちと同じように毛布もマットレスもなく、ジャグジーもインターネットもない、この過酷な部屋で苦しむべきだ」

私は彼らにこう問いかけました。

「分かった。しかし、それは刑務所というシステム全体の基準(人権水準)の問題なんだ。もし選択できるとしたら、お前たちはどちらを選ぶ？自分たちがあいつ(ブレイビク)のような人道的な環境で暮らせるようになる未来か、それとも、あいつをわざわざこの極寒の懲罰房に連れてきて、俺たちと同じ苦しみを味あわせる未来か。このフロアにいる1,000人全員の環境を良くするのか、それともあいつ一人をここに引きずり下ろすのか、どちらがいい？」

暗く冷たい独房の中で隔離されている時、人間は物事を非常に深刻に捉えるものです。彼らはしばらく真剣に考え込んだ後、こう答えました。

「……あいつをここに連れてきて俺たちと同じ苦しみを味あわせる方を選ぶ。俺たちが苦しみ続けるとしても、あいつも苦しむべきだ」

これが、ベラルーシの底に流れる人々の「報復感情(メンタリティ)」の実態です。ベラルーシの死刑問題を根本的に解決するためには、こうした人々の意識のあり方をも視野に入れ、変革していかなければなりません。

ご清聴ありがとうございました。私のパートは以上です。

(モデレーター セルゲイ・ディクマノフ)

マキシム、ありがとうございました。当事者としての生々しく、そして非常に示唆に富む貴重な体験談をお話いただき、深く感銘を受けました。

個別の質問はパネリスト全員の発表が終わった後のディスカッションの枠に回したいと思います。ただ、一つだけ私からコメントさせていただくと、今のマキシムのお話の中で、死刑に対する厳罰的な意識が、国家のトップ(現体制)だけでなく、実際に刑務所で苦しんでいる当事者(一般の受刑者)や、ひいては社会の一定の階層にも深く根ざしているという点は、非常に衝撃的であり、かつ重要な指摘です。彼らは死刑を「正義」であり、維持すべき制度だと信じ込んでいるわけです。

本日この会場には、様々な国や地域、大陸から参加者が集まっています。この「死刑を正義とみなす世論」にどう向き合うかという点については、後ほどの全体討論でさらに深掘りしていきましょう。

なぜなら、私たち欧州評議会(Council of Europe)は普段、「ヨーロッパにおいては死刑廃止への普遍的な合意(支持)が存在する」という前提に立ちがちだからです。実際、大半の欧州諸国において死刑はすでに完全に廃止されています。しかし、(先ほどセバスチャン・ポトフ氏の発表でも言及されたように)何年も前に死刑を廃止した国においてすら、凄惨な事件などをきっかけに「死刑制度を復活させるべきだ」という議論や世論の揺り戻しが時折発生するのを、私たちは目の当たりにしています。

マキシムの発表から私が得た重要な教訓は、私たち欧州評議会のような国際機関の取り組みはもちろんのこと、市民社会や NGO による活動において最も重要なのは、「死刑廃止のためのキャンペーンを決して止めてはならない」ということです。たとえ制度上はすでに死刑が廃止され、大多数の国民が廃止に賛同しているように思える状況であっても、啓発活動を止めてはなりません。

なぜなら、社会の空気や世論というものは、何かのきっかけで極めて急速に暗転し、変化(退行)してしまう可能性があるからです。死刑制度の真の姿がどのようなものであるかを常に発信し続け、特に若い世代を巻き込んで記憶と議論を繋いでいくことが、この問題に関わるすべての当事者にとって極めて重要です。

マキシム、改めて素晴らしい発表をありがとうございました。

それでは、次のパネリストをお迎えしましょう。アンドレイ・パルダ(Andrei Paluda)氏です。アンドレイ、よろしくお願いします。

アンドレイ氏は、ベラルーシにおける死刑廃止運動の第一人者であり、最も権威のある専門家です。彼は 10 年以上にわたり、人権擁護活動家として「死刑に反対する人権擁護活動家(Human Rights Defenders Against the Death Penalty)」キャンペーンを率いてきました。また、2022 年のノーベル平和賞受賞者であるアレス・ビアリャツキ(Ales Bialiatski)氏の緊密な同僚であり、右腕としても活動してきました。彼は、ベラルーシ語で「春」を意味する人権センター「ヴィアスナ(Viasna)」の極めて重要なメンバーです。

本日のアンドレイ氏の報告はベラルーシ語で行われますので、私ができる限り原文に忠実に(英語へ)同時通訳を試みます。

(アンドレイ・パルダ スピーカー)

この歴史ある会場で、そして本日お集まりの皆さんの前で、我が国の母国語であるベラルーシ語で発言できることを大変光栄に思います。これは、現在ベラルーシ国内で(現体制によって)不当に抑圧・差別されている私たちの民族文化とアイデンティティを国際社会に示すための、重要な機会でもあります。

私は「死刑に反対する人権擁護活動家」の代表として、特に 2020 年の大統領選挙以降、ベラルーシ国内で死刑制度を巡ってどのような事態が進行しているか、その推移と発展についてお話したいと思います。

私が 2020 年以降のこの特定の期間に焦点を当てて報告を選んだ理由は、これが単に個別の死刑ケースを追うだけでなく、より俯瞰的な構造的変化(broader picture)を捉えるために不可欠だからです。この数年間で、ベラルーシにおける死刑の「役割」がどのように変質し、国家による「組織的抑圧(システムとしての弾圧)」の道具へと完全に組み込まれていったかが浮き彫りになります。

この期間中、ベラルーシの死刑を巡っては、主に「三つの重大な傾向(トレンド)」を指摘することができます。

第一の傾向は、ベラルーシにおいて死刑は決して過去の遺物として消え去ったわけではない、という点です。公式に確認できる死刑判決の数自体は(過去に比べて)比較的小数にとどまっているものの、国家は依然としてこの残虐な刑罰を厳然たる制度として維持し、現在も実効的に執行し続けています。

2020 年以降、私たちは 5 件の具体的な死刑判決を確認しています。具体的には、コストロフ兄弟(Kostsev brothers)、クランジク(Illya Krunk)、アレクサンダー・タラトゥタ(Alexander Taratuta)、そしてドイツ国籍のコペル・クリーガー(Rico Krieger)のケースです。

また、同じ期間中に、国家によって少なくとも 3 件の死刑が秘密裏に執行されたことを確認しています。コストロフ兄弟、クランジク、そして私たちがごく最近になってようやく事実を突き止めたところによれば、アレクサンダー・タラトゥタに対する死刑が 2024 年にすでに執行されていました。

一方で、同じ期間中に、国家による「恩赦(減刑)」が適用された事例も 3 件存在します。コストロフ兄弟の 2 人と、ドイツ国籍のリコ・クリーガーです。

私たち人権擁護活動家にとって、たとえどのような背景を持つ人物であれ、一人の人間の命が刑執行から救われることは、極めて大きな勝利であり、絶対的な重要性を持つ出来事です。特にコストロフ兄弟に対する減刑(禁錮刑への減刑)は、ベラルーシの近現代の司法の歴史において、1998 年以來「実に 20 数年ぶり」に適用された極めて異例の恩赦であり、私たち人権擁護活動家、被害者家族、そして国際社会による執拗なプレッシャーと連帯の取り組みが、現実の国家の決定を動かしたという明確な証明となりました。しかし、大変残念ながら、これらの個別の恩赦は、国家が推進している死刑政策全体の凶暴な方向性を根本から変えるまでには至っていません。

ここで、さらに重要かつ深刻な「第二の傾向」についてお話ししなければなりません。

それは、2020 年の大規模な民主化抗議行動の鎮圧以降、ルカシェンコ政権が「死刑を適用するための法的根拠」を組織的かつ段階的に拡大始めたという事実です。国家の最高権力を守るために、死刑に関する国内の法制(刑法)そのものが急速に改悪されていきました。

具体的には、2022 年に刑法が改正され、単に「テロ行為」を実際に実行した者だけでなく、国家がテロ行為と分類した事象の「未遂(Attempted acts of terrorism)」の段階であっても、国家権力に対する脅威とみなされれば、最高刑として死刑を科すことが法的に可能となりました。

しかし、政権の法的な暴走はそれだけにとどまりませんでした。翌 2023 年には、法律はさらに冷酷な方向へと改悪されました。新たな改正法により、公務員(国家官僚)や軍人による「国家反逆罪(Hight reason)」に対しても、死刑の適用範囲が大幅に拡張されたのです。

これは、私たち人権擁護活動家や法律家にとって、極めて危機的かつ戦慄すべき事態です。なぜなら、世界の圧倒的多数の国々が死刑の完全廃止、あるいは適用範囲の縮小に向けて確実に歩みを進めている中で、ベラルーシだけが完全に世界の潮流に逆行し、国家による処刑の対象項目を意図的に増やし、法的網の目を広げているからです。

そして「第三の傾向」は、先ほどマキシムが自身の体験談で語ってくれた構造とも完全に一致するものです。この数年間、ベラルーシにおける死刑は、もはや「凶悪犯罪に対する例外的(司法秩序維持のため)な刑事罰」としての機能を完全に喪失しました。それは今や、反体制派の口を封じ、市民社会を恐怖によって支配するための、広範かつ冷徹な「政治的恫喝と抑圧のシステム(Intimidation and repression)」の中核的な一要素へと完全に変質したのです。

その最も象徴的かつ悪名高い事例が、先述したドイツ国籍のリコ・クリーガーに対する 2023 年の死刑判決です。

これは、ベラルーシの現代史上、公式に「外国籍の市民」に対して死刑判決が下された初めてのケースでした。そして彼にかけられた罪名は、まさに政権が 2022 年と 2023 年に法改正によって拡張した「テロ未遂」や「国家反逆」に関連するものでした。改正された法律が、まさに政治的意図に基づいて即座に適用されたのです。

クリーガー氏のケースが完全に「政治的取引の具(人質司法)」であったことは、その後の顛末が証明しています。彼は死刑判決を受けた後、突如としてルカシエンコ大統領による恩赦を受け、直後に欧米とロシアの間で行われた大規模な「身柄交換(囚人交換)」の一環として、ドイツ側へと引き渡されました。

この一連のプロセスは、ベラルーシにおける恩赦の手続きがいかに法的な正当性を欠き、大統領の一存(専制権力)によって法律が都合よく無視されているかを露呈させました。本来のベラルーシの法手続きに照らせば、あのような形で死刑囚を突如釈放し、外国へ移送することは法的に不可能なはずですが、政治的利益のためにすべてが超法規的に処理されたのです。

もう一つの忘れてはならない極めて凄惨な事例は、先ほど触れたアレクサンダー・タラトゥタのケースです。私たちは、彼の死刑執行の事実を、執行から長い時間が経過した後ようやく知ることになりました。ベラルーシの死刑制度において、執行に関する徹底的な「秘密主義」は、今なお最も非人道的で残虐な特徴として維持されています。これは、処刑された本人の尊厳を奪うだけでなく、残された家族に対して「自分の子供がいっつ、どこで殺され、どこに埋められたかも分からない」という、生涯にわたる計り知れない精神的拷問(追加的な苦痛)を与え続けているのです。

現在(2026年半ば)に至るまで、例えば2025年や2026年の前半を通じて、私たちは国内で新たな死刑判決が下された、あるいは新たな執行があったという確実な公式情報を掴んでいません。しかし、情報が途絶えている(透明性が失われている)からといって、ベラルーシの司法システムが人道的になったとか、透明性が向上したなどと考えるのは致命的な誤りです。

現実として、ベラルーシは今なお、死刑制度を法的に保持し、国家の意志一つでそれをいつでも国民に対して執行できる「ヨーロッパで最後の唯一の国」であり続けているのです。

私が本日、皆さんに最も強く訴えかけたい結論は、この数年間でベラルーシで起きた真の変化の本質は、死刑判決の「数」の増減にあるのではない、ということです。変化したのは死刑という制度が持つ「本質的な機能(役割)」そのものです。

ルカシエンコ体制は、自らの権力を維持するため、死刑の法的根拠を際限なく拡大し、死刑という極限の暴力を、政治的抑圧と国民全体の恫喝のための最凶のツールとして再定義したのです。

したがって、現在のベラルーシにおける死刑廃止への闘いは、単なる「刑法の条文をどう直すか」という純法的な問題ではありません。それは、人間の根源的な権利である「生命に対する権利(Right to life)」を守る闘いであり、人権、法の支配(Rule of law)、そして我が国の民主主義の未来を奪還するための、極めて政治的かつ実存的な闘いそのもののなのです。

ありがとうございました。

モデレーター(セルゲイ・ディクマノフ)

アンドレイ、極めて明晰で力強い報告をありがとうございました。あなたが現在、安全上の理由から国外(亡命先)での活動を余儀なくされている極限状況にありながら、ベラルーシ国内の極秘の司法動向や死刑の執行情報をこれほど正確に収集し、精緻なデータ分析を維持し続けていることに、私は常に深い敬意と感銘を覚えています。

あなたがどのようにして国内の秘密情報網にアクセスし、データを精査しているのか、その具体的な手法や情報源については、後ほどのディスカッションで詳しく伺いたいと思います。

それでは、次のパネリストをご紹介します。ユリア・ラルコ(Yulia Ralko)氏です。ユリア、ステージへどうぞ。

ユリア氏は高名なジャーナリストであり、同時に、亡命先からベラルーシの若者たちを支援している「ベラルーシ全国青年評議会(RADA)」の国際セクレタリー(国際局長)を務めておられます。「RADA」は、欧州評議会がベラルーシの次世代の若者たちに対して死刑廃止の理念を普及し、人権意識を育むための取り組みにおいて、最も信頼できる極めて重要なパートナー組織の一つです。

私たちはこれまで、若者を対象とした非常に有意義なプログラムを数多く共同で実施してきました。ユリアの本日の発表でも、それらの具体的な成果について言及していただきます。それではユリア、よろしくお願いします。

(ユリア・ラルコ スピーカー)

セルゲイ、ご紹介ありがとうございます。本日、これほど尊敬すべき登壇者の皆様と共に、この重要なパネルディスカッションに参加できることを大変光栄に思います。

本日は、私たちがベラルーシ国内、および国外に避難しているベラルーシの若者たち(ユース)と共に活動する中で直面している特有の課題について共有し、欧州評議会との共同研究・連携から生まれた革新的な「最新の成果物」について皆様にご紹介したいと思います。

私が国際局長を務めるベラルーシ全国青年評議会(RADA)は、現在、本国を離れた亡命先(リトアニア・ヴィリニウス)を拠点に活動を展開しています。私たちは、2020年の大統領選挙における大規模な不正に対する抗議行動の後、国内の市民社会スペースが政権によって徹底的に破壊され、凄惨な大弾圧が開始されたことを受けて、本国から文字通り「追放」されました。市民活動に対する抑圧は極めて過酷なものでした。

現在、RADAは拠点をリトアニアに移し、そこからベラルーシの民主化と若者の支援を続けています。私たちの活動における最大の強みであり、同時に生命線となっているのは、本国ベラルーシ国内に留まりながら今なお果敢に市民活動に関わっている若者たち、あるいは新たにアクティビティに関心を持ち始めた若い世代との間の「地下のネットワーク」を強固に維持し続けている点にあります。

私たちの最大のミッションは、現体制によって完全に歪められた本国の法改正や弾圧の真実を正確に若者たちに伝え、彼らの中に「批判的思考(クリティカル・シンキング)」を養うことです。なぜなら、若い世代こそが我が国の「未来」であり、同時に、この過酷な現代を共に生きる「現在」そのものだからです。

その一環として、私たちはアンドレイ(パルダ氏)が率いる「死刑に反対する人権擁護活動家」のキャンペーンにも深くコミットしてきました。また、欧州評議会との緊密な連携のもと、様々な具体的なアクションを展開してきました。例えば、(先ほどセバスチャン・ポトフ氏の報告でも言及された)リトアニアのヴィリニウスで開催された国際ワークショップや、オンラインを活用した様々なサイドイベントです。

そして本日、この場で皆様に世界で初めて公式に発表したい成果物があります。それが、私たちが欧州評議会と共に開発した「ベラルーシ死刑記憶デジタル・マップ(インタラクティブ・ウェブサイト)」です。

これは、ベラルーシ国内における「死刑に何らかの形で関係している場所」を可視化したデジタル地図です。単に死刑が執行された悲劇の場所(刑務所など)を記録するだけでなく、死刑にまつわる歴史的・現代的な出来事の「記憶を社会に留めるための空間」をマッピングしています。

あいにく会場のネットワーク接続の都合上、ウェブサイトのリアルタイムの画面を直接操作してお見せすることはできませんが、スクリーンにモックアップ(デザイン画面)のトップページを表示しています。

このプロジェクトの成果を一般に公開するのは本日が完全に初めてです。会場の皆様が世界で最初の目撃者となります。

トップページ(メイン画面)の背景に見えるのは、我が国の人権擁護の父でありノーベル平和賞受賞者、そして人権センター「ヴィアスナ」の創設者であるアレス・ビアリヤツキ(Ales Bialiatki)氏の姿です。彼の象徴的な言葉が引用されており、彼自身、まさにアンドレイたちが展開している「死刑制度にNOを(No to Death Penalty)」キャンペーンの象徴的なTシャツを着用しています。

このウェブサイトの設計コンセプトは、ユーザーが直感的にページをスクロールダウンしていくことで、日常の風景の中に隠された「死刑の記憶の場所」に自然と出会える構造になっています。私たちが最もこだわったのは、専門的な法律レポートや冷たい統計データ、あるいは個人の凄惨なストーリーだけを前面に押し出すことではありません。私たちが強調したかったのは、「ミンスクをはじめとするベラルーシの街を生きる一般の市民や若者たちが、毎日何気なく通り過ぎている道路、建物、あるいは地下鉄の駅そのものが、実はこの国の死刑の現実と深く繋がっている」という事実です。

私たちは、若者たちの日常生活の解像度を少しだけ上げ、歴史の闇や国家の暴力によって、それらの場所が持つ真の記憶が「社会から完全に消し去られてしまうこと」を阻止したいと考えました。

スライドに表示されているのは、マップ上に配置された各スポットの小さなシンボルアイコンと、それをクリックした際に表示される解説テキストの画面です。一例として、ある具体的なスポットのケースを見てみましょう。

2011 年、ミンスクで最も利用者の多い中心的な地下鉄の駅(オクチャブルスカヤ駅/Oktyabrskaya metro station)で、凄惨な爆破テロ事件が発生しました。この事件により 15 人の尊い命が奪われ、200 人以上が負傷しました。

事件後、驚くべき短期間のうちに、どこからともなく連行されてきた二人の若い青年(ドミトリー・コノヴァロフとヴラド・コヴァレフ)が、この爆破テロを実行・組織した首謀者として電撃的に逮捕・起訴されました。そして、裁判が開始されてからわずか「半年」という異例の速さで、最高裁判所は二人に死刑判決を下したのです。当時、彼らはまだわずか 25 歳でした。

判決だけでなく、彼らに対する死刑の執行も極めて迅速に行われ、同じ年の 11 月にはすでに二人の命が奪われました。この裁判の手続きの不透明さと速さは、当時国内外で広範な冤罪の疑念を呼び起こしました。

私たちは、この爆破事件が発生した地下鉄の駅そのものを、マップ上の重要なスポットとしてマークしました。そこは単に事件や処刑の歴史の場所であるだけでなく、現代の若者たちが毎日、大学に通うため、あるいは友人たちと遊びに行くために必ず通過する、極めて日常的な場所(recognizable places)なのです。

ウェブサイトには、その地下鉄の駅の現在のリアルな写真も掲載しています。マップに登録されているのは、先ほどマキシムが紹介してくれた「ヴォロダルカ拘置所」や「KGB アメリカンカ拘置所」のような、誰が見ても刑務所と分かる場所だけではありません。一見すると死刑制度とは何の関係もないように思える、人々の生活の動線にある空間も数多く登録されています。ユーザーはクリック一つで、その場所の詳細な歴史的背景と、正確な地図上の位置(GPS 座標)を確認することができます。

ここで、皆さんに特に知っていただきたい重要な事実(統計)があります。

1994 年にルカシェンコ政権が誕生して以来、ベラルーシでは公式に 400 人以上の人々に死刑が執行されてきました。そして私たちの調査(データの精査)により、その死刑執行を受けた人々の圧倒的多数が、「18 歳から 31 歳までの若い世代」であったという衝撃的な事実が判明したのです。

これは何を意味するのでしょうか。死刑制度は、私たち RADA が向き合っている若い世代(ユース)、まさに当事者たちの命を直接的に脅かし、奪ってきたシステムそのものだということです。

本日、会場に入る前に、ある参加者から次のような質問を受けました。

「亡命先から本国へアプローチし続ける闘いの中で、状況を変えられるという『希望(Hope)』は本当にあるのか？」と。

亡命を余儀なくされながらも、命がけで本国の若者たちと繋がり、もう一つの選択肢(オルタナティブ)を提示し続けている私たち RADA の答えは、明確に「YES」です。

私たちがこの問題を語り続ける限り。

私たちが関心を持ち続ける限り。

そして、不義に抗う若者たちが存在し続ける限り。

彼らが批判的思考を持ち、より良い未来(ヨーロッパ的な人権基準と法の支配)への信仰を失わない限り、我が国の民主化への希望が潰えることは絶対にありません。そして、変革の時は必ず、いかなる困難を乗り越えてでもやってきます。

ありがとうございました。

モデレーター(セルゲイ・ディクマノフ)

ユリア、素晴らしい発表をありがとうございました。この革新的なデジタル・マップのアイデアは、まさに数年前に開催されたワークショップにおいて、18 歳から 31 歳までの当事者であるベラルーシの若者たち自身のブレインストーミング(アイデアピッチ)から自発的に生まれ、結実したものです。

このプロジェクトの素晴らしい点は、「死刑制度への認知(Awareness)」を向上させるために、おどろおどろしい刑務所だけを見せるのではなく、日常の風景に潜む記憶と結びつけた点にあります。これは、人権侵害という「現代社会において決して許容されてはならず、存在してはならない不条理」を、市民に絶えず思い起こさせる極めて強力な仕組みです。例えば、西欧や北欧の街の歩道に埋め込まれている「つまずきの石 (Stolpersteine)」(ナチスのホロコースト犠牲者の記憶を日常の道路に刻む記念碑)と同じように、通勤・通学の途上で絶えず歴史の教訓と直面させ、社会の退行を防ぐための記憶の装置(コンスタント・リマインダー)として機能します。

ユリア、素晴らしい取り組みを本当にありがとうございました。

それでは、本日のパネルディスカッションを締めくくる最後のスピーカーをお迎えします。アレクサンダー・シュリク(Alexander Shlyk)氏です。

シュリク氏は、現在はベラルーシ民主化勢力の最高指導者であり、2020 年大統領選の正当な当選者と目されるスヴィアトラーナ・ツィハノウスカヤ(Sviatlana Tsikhanouskaya)氏の選挙・多国間外交担当特別顧問を務めておられますが、それ以前は長年にわたり、欧州安全保障協力機構(OSCE)の民主制度・人権事務所(ODIHR)など複数の国際機関において、選挙監視や民主化支援の要職を歴任されてきました。また現在は、欧州評議会とベラルーシ民主化勢力との連絡グループ(Contact Group)の共同議長としても、私たちと日常的に緊密な連携を行っていただいています。

それではシュリク氏、よろしくお願いいたします。

(アレクサンダー・シュリク)

セルゲイ、ご紹介ありがとうございます。本日、信頼する同志であるパネリストの皆様と共にこの壇上に立てることを、大変光栄に思います。また、欧州評議会の皆様による本 Congress への貴重なご招待に心より感謝申し上げます。

本日は、ベラルーシ民主化勢力(Democratic forces)を代表して、私たちの明確な立場と戦略についてお話しいたします。まず始めに、チハノフスカヤ氏からの皆様への温かい連帯の挨拶と、ベラルーシの未来にとって極めて重要なこのテーマについて継続的な議論の場を設けていただいたことへの深い謝意をお伝えいたします。

私たち民主化勢力が最重要の立脚点(Key point)として掲げているのは、先ほどのパネリストの方々からも指摘があった通り、「死刑制度とは、単なる刑法の条文(法規定)の問題ではない」という認識です。死刑の本質とは、国家による人間の尊厳(Human dignity)への究極の侮蔑であり、人間の生命の価値を徹底的に貶め、社会の中に国家による「暴力の行使を正当化・日常化(ノーマライズ)」させ、結果として他のあらゆる人権侵害(残虐な処遇)への扉を開く元凶に他なりません。

先ほどマキシムが、自身が刑務所で完全に外部との連絡を絶たれた「隔離状態(Incommunicado status)」に置かれていた実態を報告してくれました。現在、ベラルーシ国内に囚われている無数の政治犯たちが、外部の世界や家族、弁護士との接触を一切遮断されたまま収監され続けています。彼らは事実上、社会から「強制的に消し去られて(disappear)」いるのです。

国連の人権特別報告者たちも、ベラルーシにおける政治犯のこの完全な外部隔離の常態化に対して深刻な懸念を繰り返し表明しており、この非人道的な実態を、国際法上の重大な犯罪である「強制失踪(Enforced disappearances)」の概念に直結するものとして厳しく糾弾しています。

さらに、多くの政治犯が適切な医療へのアクセスを完全に奪われたまま劣悪な隔離環境に放置されており、彼らの健康状態に関する客観的・公正な検証すら不可能な状態にあります。これは彼らの命を直接的な危険(生命の危機)に晒すものであり、実際にすでに複数回にわたり、不当な政治的容疑で収監された市民が刑務所内で不審な死(獄死)を遂げるという、取り返しのつかない悲劇を直接的に引き起こしています。

これら現代のベラルーシで日常的に繰り広げられている広範な大弾圧と非人道的な司法実務は、国家が「死刑制度」を維持し、「国家の手によって人を殺すこと(Deaths at the hands of the state)」を社会の基本原則として公然と正当化(ノーマライズ)しているからこそ、初めて可能になっているのです。もし国家が、「誰を生き残

らせ、誰を抹殺するか」を独裁者の裁量一つで決定できるという立場をとるのであれば、国家が市民から尊厳を奪い、生殺与奪の権を握ることもまた、必然的に正当化されてしまいます。

国家による暴力が日常化された社会では、人々は人間の尊厳を根本から剥奪され、実在する、あるいは政権が妄想した(でっち上げた)「罪」によって、非人道的な処遇という名の罰を受け続けることになります。この事実は、そのような暴挙を行っている現ルカシェンコ政権という国家の「本質(nature)」が奈辺にあるかを、雄弁に物語っています。

このような国家は、市民の尊厳の守護者(Protector)では決してありません。各市民の不可侵の価値を基本とする「憲法秩序の保証人(Guarantor)」でもありません。市民を温かく包み込むような国家では到底ないのです。それは、自国民を脅迫し、拷問し、殺害する国家であり、公式の情報空間、市民社会のスペース、そして何よりも「生者の世界」から、死刑執行という物理的な抹殺(Execution)によって市民を排除し続ける、極めて凶暴な権力機構です。

現在のベラルーシの公式な言説(レジームの宣伝)において、死刑制度の維持は、1996年にルカシェンコ主導で行われた「国民投票(Referendum)」において国民が死刑の存続を選択した、という歴史的経緯を最大の拠り所(大義名分)として正当化されています。レジームは一貫して、「死刑はベラルーシ国民の総意(意志)に基づいているのだ」と主張しています。

しかし、これは完全に破綻した「欺瞞(Bogus argument)」に過ぎません。なぜなら、この現体制が歴史上最も軽視し、踏みじり続けてきたものこそが、他ならぬ「国民の真の意志(Will of the people)」だからです。彼らは1994年の選挙を最後に、過去30年間にわたり、我が国において一度たりとも「公正かつ誠実な選挙(開票作業)」を行ったことはありません。ただの一度もないのです。

にもかかわらず、政権は死刑という野蛮な国家実務を「国民の意志」という偽りの架け橋で結びつけ、自らの暴力を糊塗しています。

だからこそ、私たち民主化勢力は、単なる政治的選択としてではなく、人間の尊厳、民主主義の確立、そして「死刑の完全廃止」は、互いに決して切り離すことのできない「三位一体の不可分な原則」であるという固い信念(コミットメント)のもと、死刑廃止を絶対の公約として掲げているのです。

私たちは、死刑制度の廃止という人類普遍の人道的人権課題は、将来の民主化後のベラルーシにおいて「(再びルカシェンコ的なポピュリズムに利用されかねない)国民投票によって賛否を問うべき性質の問題ではない」という確固たる立場をとっています。

次期大統領選の正当なリーダーであり、民主化運動の象徴であるチハノフスカヤ氏は、ベラルーシに民主的な政権交代が実現したその「最初の瞬間」において、即座に実施すべき最優先の人道的国家課題(Immediate priority)として、死刑制度の完全廃止を断行することを国際社会と国民に対してすでに明確に宣言しています。

また、私たちの「暫定議会(Proto-parliament)」として機能している民主化勢力の主要機関である「調整評議会(Coordination Council)」においても、この方針に関する徹底的な審議が行われ、圧倒的多数の賛成によって、死刑の即時完全廃止を全面的に支持する歴史的な決議(メモランダム)が採択されました。すなわち、私たち民主化勢力の執行部(行政)と評議会(立法)の双方が、この人道的大原則において完全に一致団結しているのです。

私たちは、死刑の完全廃止こそが、ベラルーシに真に民主的な社会(Democratic society)を構築していくための、最も自然で避けて通ることのできない第一歩(Natural step)であると確信しています。死刑という国家暴力を残したまま、ベラルーシの民主的な未来を宣言することなど、論理的にも人道長期的にも絶対に不可能です。

民主主義というシステムは、他ならぬ「個人の尊厳」と「人間の生命の絶対的な価値」という強固な土台の上のみ成立します。もし私たちがその人道主義の立場に立脚するのであれば、ベラルーシの未来の法体系の中に、死刑という残虐な制度を存続させる余地など微塵も存在しないのです。死刑廃止は、我が国の民主的な未来のために不可欠かつ生命線となるコンポーネントです。

私たちは長年にわたり、欧州評議会の皆様と共に歩んできました。欧州評議會は、ベラルーシ国内で死刑廃止を叫び続けてきたすべての良心的な人々にとって、常に最大の同盟国(Ally)であり続けました。しかし私は、現在の「連絡グループ(Contact Group)」を通じた私たち民主化勢力と欧州評議會との間の公式なパートナーシップこそが、過去のどの時代よりも「最も誠実で強固な(Honest partner)信頼関係」に基づいていると自負しています。

なぜなら、過去数十年間におけるルカシェンコ体制と欧州評議會(あるいは国際社会)との関係は、遅延戦術と政治的欺瞞に満ちた、極めて不安定な「揺れ動く関係(Oscillating relationship)」に過ぎなかったからです。現体制はある日、国際社会の制裁を逃れるために「死刑の一時停止(モラトリアム)」を検討する用意がある」などと甘い言葉を弄したかと思えば、その翌日には、国内の引き締めのために死刑の適用範囲を大幅に拡大する法改悪を平然と強行する、という裏切りを繰り返してきました。

対照的に、私たち民主化勢力は、死刑廃止に関して一切の政治的妥協を排した「妥協なき絶対的立場(Uncompromising position)」を堅持しています。さらに私たちは、この死刑廃止というテーマを、単独の課題としてではなく、次世代の若者たちに対する「法の支配(Rule of law)教育」や、欧州評議會が誇る国際的な人権水準(Standards of the Council of Europe)をベラルーシ社会の隅々にまで浸透させていくための、広範かつ包括的な民主化アジェンダの極めて重要な柱として位置づけています。私たちは多角的なアクティビティを通じて、この理念を社会に浸透させていく所存です。

最後に、一つの重要な「哲学的な問い(思考)」を共有して、私の報告を締めくくりたいと思います。

私たち民主化勢力の内部における戦略討論の中で、過去に何度か、現実主義的な観点から次のような慎重論(問いかけ)が提起されたことがありました。

「現在のベラルーシ国内において、言論の自由が完全に圧殺され、死刑に対する真の『世論(Public opinion)』の動向が正確に把握できない状況、あるいは、厳罰化を望む民衆の報復感情(世論のリスク)が依然として高い可能性がある状況において、民主化勢力が『死刑の完全廃止』を事前に国際公約として退路を断つように確約することは、政治的・選挙戦略的に本当に賢明な選択(Wise political step)と言えるのだろうか?」と。

この現実的な問いに対する私たちの回答は、明確に二つのレイヤーから成ります。

第一に、現在のベラルーシ社会において「真の世論」などというものはそもそも存在し得ない、という点です。なぜなら、現体制下では死刑の是非に関する自由で開かれた、正確な情報に基づく「まともな社会討論(Debate)」そのものが完全に禁止され、圧殺されているからです。情報が遮断された環境での人々の反応は、操作されたナラティブの反映に過ぎません。

第二に、これが最も重要な点ですが、民主主義のための闘い、政治の本来のあり方に関わる問題です。政治(Politics)とは、単にその時々民衆の顔色を窺い、最大多数の好みに合わせるだけのポピュリズムであってはなりません。それは「政治的(Political)」な利害得失を超えた、国家の根幹となる「不動の原則(Principles)」と人道主義の確固たる土台の上に立脚していなければならないのです。

たとえその原則(死刑の完全廃止)が、現時点における本国の社会において、政権の洗脳や報復感情によって「100%国民に歓迎される人気のある政策ではない」としても、私たちはその人道的正しさを信じて立ち続けなければなりません。それこそが、社会を真の民主主義へと導く(Leading towards democracy)指導者としての責任(Responsibility)であり、困難な選択(Difficult choices)から逃げずに、私たちが信じる未来のために引き受けるべき覚悟なのです。

私たちは固く信じています。将来、ベラルーシに自由な言論が戻り、正確な情報と国際的な人権の現実裏打ちされた「正常で開かれた社会討論」が行われるようになれば、死刑の完全廃止という選択は、単に一部の政治指導者による政治的決断(トップダウンの選択)にとどまらず、ベラルーシ国民全体によって広く、かつ圧倒的な熱意をもって支持される「国民的な総意(Popularly supported step)」へと必ず昇華するはずで、ありがとうございます。

モデレーター(セルゲイ・ディクマノフ)

アレクサンダー、ベラルーシ民主化勢力の揺るぎない人道主義の立場と、未来への明確なロードマップを包括的に総括していただき、心より感謝いたします。あなたの力強い言葉は、まさに法の支配と人間の尊厳という、私たちが共有する最も核心的な理念を体現するものであり、今後のベラルーシの民主化に向けた議論において、極めて重要な道標(極めて論理的で整合性のある指針)となるものです。

(パネリスト全員の発表が終了いたしましたので)予定の時間を少し超過しておりますが、ここからは会場の皆様を交えた「全体討論・質疑応答」の時間を開始いたします。フロアを開放しますので、登壇者の皆様へのご質問やご意見、あるいはご自身の地域での経験の共有などがございましたら、どなたでも自由にご発言ください。

発言を希望される方は、挙手の上、お名前とご所属を述べてからご発言をお願いいたします。

会場の皆様が最初の質問を準備されている間に(素晴らしい質問が届くことを期待していますが)、モデレーターである私から、パネリストのユリアに対して、先ほどの「若い世代(ユース)」を巡る問題について一つ質問させていただきます。

私たちは、死刑廃止の理念を次世代を担う若者たちに伝え、彼らを運動に巻き込んでいくことの重要性について日々深く議論しており、実際にユリアが指摘した通り、ベラルーシ国内で死刑のターゲットにされているのもまさに18歳~31歳という若者たちです。

そこで伺いたいのですが、実際のところ、現在のベラルーシの一般的な若者たちは、死刑制度に対して具体的にどのような「生の意識(Attitude)」を持っているのでしょうか？彼らはこの問題に対して、そもそも強い関心を持っているのでしょうか、それとも(日々の生活の過酷さゆえに)無関心、あるいは現状維持を容認しているのでしょうか？過去にこれらを客観的に測定した調査データや、活動を通じて得た肌感覚があれば教えてください。

(ユリア・ラルコ)

セルゲイ、非常に重要で核心を突く質問をありがとうございます。

先ほどアレクサンダーが指摘してくれた構造(情報遮断と議論の不在)とも重なりますが、前提として、現在のベラルーシ国内においては徹底的な弾圧と活動への厳しい制約が存在するため、私たちは本国の若者全体に対して広範かつ公式な世論調査を行い、その影響(統計データ)を完全に網羅的に数値化できているわけではありません。

しかし、私たちが日々維持している独自の地下ネットワークや、限定的な調査の肌感覚から言えることは、ベラルーシの若い世代の意識は現在、極めて「二極化(Polarized)」しているという冷厳な現実です。これこそが、私たちが直面している真の実態です。

ルカシェンコ現政権(体制)を支持している、あるいはそのナラティブを内面化している本国の一定数の若者たちの間では、政権の厳罰化プロパガンダが根強く浸透しています。彼らは「重大で凄惨な凶悪犯罪を犯した人間が、なぜ死を以て償わされないのか？国家によって厳格に処刑されるのは当然ではないか」という、テレビで流されるナラティブをそのまま肯定する傾向が顕著に見られます。

しかしその一方で、現体制の国営メディアのナラティブを拒絶し、インターネットなどを通じてヨーロッパ的な視点や、弾圧によって国外への移転を余儀なくされた独立系メディア(Independent media outlets)の発信する情報に意識的にアクセスし、視野を広げている「もう一つの若い世代」も確実に、かつ強固に存在しています。この層における死刑へのアプローチは、先ほどの層とはまったく異なる様相を呈しています。

一例を挙げると、私が所属するベラルーシ全国青年評議会(RADA)は、現在、本国のルカシェンコ政権によって公式に「過激派組織(Extremist organization)」という悪名高い指定を受けています。これは、ベラルーシ国内において、私たちが発信する情報をSNSで閲覧したり、私たちと何らかの接触を持ったりしただけで、最悪の場合、若者たちが即座に逮捕され、重大な刑事罰を科されるリスク(犯罪認定)を意味します。

それにもかかわらず、私たちは本国ベラルーシ国内の若者たちから、今なお途切れることなく膨大なアクセスや、私たちと対話し、意見を交わしたいという秘密裏のリクエストを受け続けているのです。本国の若者たちは、現体制が科す「自由の剥奪(逮捕・投獄)」という凄まじい実害のリスクを完全に自覚しながら、そのリスク

を敢えて冒しても、国家が提示するナラティブとは異なる「もう一つの真実(Alternative view)」、物事のオルタナティブな見方を必死に模索し続けているのです。

私はこの命がけの現実からこそ、最大の答え(希望)があると確信しています。

本国の若者たちが、自らの自由や、平穏な日常生活を失うリスクを冒してまで、人権や法の支配の真実を知ろうと行動しているという事実は、彼らの頭脳(精神)の中で、「人間の尊厳とは何か」「公正な司法とは何か」「国家が法の名のもとに人の命を奪うことの不条理(誰が他人の命を奪う権利を持つのか)」という根源的な問いに対する真剣な省察と、批判的思考が確実に機能している何よりの証拠(Answer)に他ならないからです。彼らは、沈黙の底で、真剣に考え続けています。

モデレーター(セルゲイ・ディクマノフ)

ユリア、本質に迫る素晴らしい回答をありがとうございました。若者たちの命がけの批判的思考の中にこそ、未来の変革の種が確かに蒔かれているのですね。

それでは、フロアから質問を受け付けます。そちらで手を挙げられている方、どうぞ前へお進みください。

(以下質疑応答は省略)

10 アジア太平洋地域の転換点～A TURNING POINT FOR THE ASIA PACIFIC : INDONESIA'S DEFACTO ABOLITION AND REGIONAL TRENDS

モデレーター(トム・テンプロサ)(Tom Temprosa)

Transformative Justice Collective(変革的正義コレクティブ)、Capital Punishment Justice Project(死刑正義プロジェクト)、そしてもちろん、インドネシアの「コントラス(Kontras)」。パートナーの皆さんに大きな拍手をお願いします。そしてもちろん、フィリピンの死刑反対連盟(Coalition against the death penalty of the Philippines)も来ています。もう一度拍手をお願いします。

しかし、セッションを始める前に、私たちの地域の同僚である「コントラス・インドネシア」のアンドレ・ユヌス(Andre Yunus)に対する、非常に憂慮すべき襲撃事件について共有し、皆さんと認識を共有したいと思います。ADPANは現地でパートナーや地域の皆さんと協力し、死刑に反対して闘うすべての人が安全であり、誰もが声を上げられる環境を整えるために活動してきました。

そこで、私たちの同僚のひとりに起きたことを決して忘れないために、数分間時間を割きたいと思います。「コントラス」のプリティ(Pretty)、こちらにステージに上がってください。

プリティ、アジア太平洋地域、特にインドネシアでの最近の動向について共有していただけますか？よろしくをお願いします。

(プリティ Kontras)皆さん、こんにちは。インドネシアから来ました、プリティです。「コントラス」という組織に所属しています。本日、アンドレ・ユヌスという私の友人を紹介する場を設けてくれたADPANに感謝します。

私の友人であるアンドレは、インドネシアで軍事改革を求めるアドボカシー活動を行っていたために標的にされた人権擁護派です。3ヶ月前の3月、彼が仕事から帰宅する途中、軍のバイクに乗った2人組に硫酸を投げつけられました。この襲撃により、彼の体の右側が火傷を負いました。右顔面から首、胸、そして右腕全体に及びます。現在までに彼は6回の手術を受け、今もリハビリを続けていますが、医師たちも彼の右目の視力が元に戻るかどうかは分からないと言っています。残念ながら、これは世界中の人権擁護派が直面している、嫌がらせや監視、暴力といった広範な課題を象徴しています。

今日、私は皆さんに連帯(ソリダリティ)をお願いしたくここにいます。国際社会が注視しているとき、私たちの政府は耳を傾けるからです。皆さんの肘掛けに、このケースの詳細が書かれたパンフレットとポストカードを置いてあります。ぜひ事件の詳細を読んでいただき、アンドレへの連帯のメッセージを書いて、セッションの後に私に渡してください。皆さんのメッセージは、彼が人権のための闘いを続ける上で、大きな心の支えになります。

2つ目に、皆さんの国のインドネシア大使館に向けて、独立した事実調査団の設置を求める書簡を送っていただくこともできます。現在、政府はこの件に関して4人の軍関係者しか調査していませんが、私たちの調査では、あの夜、15の異なる部隊が関与していたという結論に達しています。

最後になりますが、人権のための連帯は国境で立ち止まるものではないということを、インドネシア政府に知らしめましょう。ありがとうございました。

モデレーター

私たちが今日ここに集まり、死刑の改革と廃止について語ることは、アンドレとの連帯の証でもあります。彼の勇気は私たちに切迫感を与え、私たちが死刑に反対して一致団結するさらなる理由を与えてくれます。それではセッションを正式に開始するにあたり、まずはアジア太平洋地域における死刑の現状について見ていきたいと思います。チョウ・イン(Chow Ying)、ステージへどうぞ。チョウ・インは現役の弁護士であり、マレーシアにおける死刑廃止運動を率いる主要な活動家の一人です。そして何より、私たちの愛するADPANの副共同招集者です。

(チョウ・イン ADPAN):

(※ADPAN の活動紹介: 公正な裁判の権利の強化、拷問や非人道的な刑罰への挑戦、人道的な処遇の促進などについて言及)

私たちの目標は、アドボカシー、教育、ネットワーク構築を通じて、死刑廃止に向けた社会的支援を生み出すことです。

では、死刑の具体的な数字と統計に直接入っていきましょう。アジア太平洋地域における執行数および死刑判決数には減少傾向が見られます。2023 年は 948 件でしたが、2025 年は 29 件となっています。2025 年に死刑を執行した国は 7 カ国で、2024 年の 5 カ国から増加しました。アフガニスタン、中国、日本、北朝鮮、シンガポール、台湾、ベトナムが執行を行いました。

執行率が最も高い国は、中国、シンガポール(シンガポールは非常に小さな島国であるにもかかわらず)、そしてアフガニスタンです。

いくつかの国では極刑が維持されていますが、他の国では廃止に向けた進展も見られます。日本と台湾では長期のブランクを経て執行が見られました。シンガポール当局は 2024 年と比較して年間の執行総数を倍増させています。一方で、ベトナム当局は 8 つの犯罪について死刑を廃止しました。

死刑存置を支持する要因としては、世論、政治的見解、国家安全保障、法的・制度的要因が挙げられます。これらはアムネスティ・インターナショナルのグローバルレポートからのデータです。私たちの地域(アジア太平洋)のデータをピックアップして見てみましょう。

中国における死刑の数値は公表されていませんが、数千人が死刑を宣告され執行されたとみられています。北朝鮮も数値は不明です。日本は 1 件の執行と 1 件の死刑判決、台湾は 1 件の執行と 2 件の死刑判決が記録されています。

東南アジアに目を向けると、インドネシアでは 60 件の死刑判決が記録されています。ラオスは 1 件の執行と 6 件の死刑判決。マレーシアは 15 件の死刑判決。ミャンマーは 6 件以上の記録。シンガポールは 17 件の執行、タイは 1 件の執行と 119 件の死刑判決。ベトナムは執行数こそ不明ですが、138 件の死刑判決が記録されています。シンガポールにおける執行(2025 年)の内訳を見ると、薬物関連、殺人、銃器関連ですが、その大部分は薬物関連です。

南アジアを非常に迅速に見ると、バングラデシュで 185 件以上の死刑判決、モルディブで 3 件、パキスタンで 68 件、スリランカで 49 件が記録されています。

私たちの提言として、死刑存置国に対しては、必要的死刑(義務的死刑)の廃止、死刑判決の公式なモニタリングの実施、市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR)第 2 選択議定書の批准、そして最終的にはすべての犯罪に対する死刑廃止を求めます。

すでに死刑を廃止している国に対しては、地域における死刑廃止を主導・擁護すること、そしてフィリピン司法改革に見られるように、国家が容認した殺人の被害者も含めた行政の監視を怠らないことを求めます。

さらに多くの対話を促したいと思います。ご希望であれば、ぜひ ADPAN のメンバーになってください。ありがとうございました。

モデレーター(フランシス・トム・テンプロサ)

チョウ・イン、ありがとうございました。さて、私たちの大きな問いは「いま本当にアジア太平洋地域は転換点を迎えているのか?」ということです。私たちは廃止に向かっているのか、それとも現状維持なのか。チョウ・インが言ったように、様々な動きがあります。この日の午後、その問いを解き明かしていきたいと思います。

本日、ADPAN の素晴らしい専門家であり同僚であるパネリストの皆さんに参加していただいています。

まず最初に、アルバート・ウィリヤ(Albert Wirya)をご紹介します。アルバート、ステージへどうぞ。アルバートは、インドネシア・ジャカルタを拠点とする人権組織「Lembaga Bantuan Hukum Masyarakat(LBHM)」のディレクターを務めています。貧困層や取り残されたコミュニティに法的支援を提供しており、ADPAN の重要なメンバーでもあります。

続いて、ハイザン・シャリザド(シェリー)・アブ・ラザク(Khaizan Sharizad (Sherrie) Ab. Razak)です。彼女は企業・商業訴訟、行政法、そして刑法を主に手がけています。彼女はマレーシアにおける「死刑判決の再審理(resentencing)」に携わった第一人者です。以前のマレーシアでは1,300人以上が死刑囚として収監されていましたが、シェリーやチョウ・イン、そしてADPANの優れた弁護士たちの尽力により、現在のマレーシアの死刑囚はわずか97名となっています。ADPANのディレクターでもあるシェリーを歓迎しましょう。

そして後ほど会話に加わっていただく、マーク・ドレイファス(Mark Dreyfus KCMP)閣下です。マークは政界入りする前、メルボルンの著名な法廷弁護士として活躍し、1999年に「王室顧問弁護士(QC/KC)」に任命されました。2007年からアイザックス選挙区の議員を務め、2022年から2025年まではオーストラリアの司法長官および内閣官房長官という重要な役職を歴任されました。現在は国際人権担当特使として、その豊かな経験を活かし、死刑廃止を情熱的に擁護されています。マーク、どうぞ席におつきください。

モデレーター

まずはアジア太平洋地域の明るい兆しである、インドネシアから始めましょう。アルバート、インドネシアは今月で「10年間誰も執行していない(事実上のモラトリアム)」という大きな節目を迎えましたね。これはアジア太平洋地域において重要なマイルストーンです。

あなたの視点から見て、これはどのようにして可能になったのでしょうか？政治的なリーダーシップ、世論、市民社会のアドボカシー、あるいはそれらすべての要因の組み合わせでしょうか？

(アルバート・ウィリヤ LBHM)

トム、素晴らしいオープニングをありがとうございます。その質問についてですが、インドネシアで10年間執行が行われなかった背景には、複数の要因と、そして何よりも「複数のアクター(行動者)」が存在したことを認識することが重要です。

2015年に2回の執行が行われた際、私たちは大統領宮殿の前で徹夜のキャンドルウィザ(祈禱)を行いました。執行を延期させる可能性を探り、死刑という不条理に対する一般の関心を集めるためでした。当時はそれほど多くの人は集まりませんでしたが、それが現在のインドネシアにおける運動の成長の始まりだったと思います。これらすべての主体がいたからこそ、10年間の執行ゼロが実現しました。

戦略的訴訟と法的支援(リーガルエイド)も非常に重要でした。2016年、私たちのクライアントの一人に関してオンブズマンに法的申し立てを行った際、検察庁が私たちのクライアントを執行したことは「悪政(不当な行政執行)」であるという判断を勝ち取りました。これも運動の勝利の一つです。

また、キャンペーンも大きな効果を上げました。インドネシアの大多数は依然として死刑を支持していますが、死刑囚、特に女性や移民労働者、貧困層といった「脆弱な人々」が経験する不条理に対して、人々はより慎重な見方をするようになっていきます。死刑がいかに不公平であるかという新しい世論が生まれています。2022年に刑法を改正する機運が高まった際、多くの研究機関が優れた調査データを提供し、法改正を後押ししました。これにより、10年の猶予期間(保護観察期間)を経て減刑される可能性を認める新しい刑法が誕生しました。

モデレーター

ありがとう、アルバート。しかし同時に、インドネシアでは今でも死刑判決が下され続けています。そして新しい刑法では、10年後に減刑の可能性があるとのことですが、この「事実上の廃止状態(defacto abolition)」と「死刑判決の継続」という矛盾の中で、本当にインドネシアは廃止に向かっていると言えるのでしょうか？それとも実態はもっと複雑ですか？

(アルバート・ウィリヤ)

私たちはゆっくりとですが、前進しています。ただし、あなたが言ったような「矛盾」を抱えながらです。2023 年の刑法改正により、すべての死刑囚に 10 年の猶予期間が与えられ、その間の素行が良ければ減刑される仕組みが導入されました。

しかし現在、刑務所内の死刑囚たちは「宙ぶらりん(Limbo)」の状態で待たされています。減刑をどのように実施するかという政府の具体的なガイドライン(大統領令・政府規定)が、まだ正式に法制化されていないからです。現在、インドネシアには 607 人の死刑囚がいますが、そのうち約 130 人が 2026 年 1 月までにこの 10 年猶予の対象になるはずですが、彼らも、そして刑務所の職員さえも、ガイドラインが承認されるのを待っている状態です。職員は対象者のリストを作り、更生審査の準備をしているにもかかわらずです。

もう一つの矛盾は、このような法改革がある一方で、2025 年には特に薬物犯罪に対して「記録的な数の死刑判決」が出されたことです。アムネステイによると、薬物関連だけで 100 件以上の新しい死刑判決が出ました。事実上の廃止国であれば死刑判決は減るはずなのに、これは矛盾しています。

ある最高裁判所の判事は別のフォーラムで、この減刑規定があるために「かえって裁判官が死刑判決を出しやすくなっている」と指摘しました。なぜなら、最終的にその人が本当に死刑になるかどうかを決めるのは自分たちではなく、大統領の手に委ねられる(減刑されるかもしれない)と裁判官が捉えてしまうからです。

ですから、私たちは矛盾を抱えながら、ゆっくりと進んでいます。私たちは昨日も、ADPAN のメンバーを交えて「事実上の廃止国になった後に、運動をどのように継続すべきか」を話し合いました。そこが闘いの終わりではなく、新たな始まりです。今のインドネシアの宿題は、このすべての矛盾をいかに解決するかです。死刑廃止への道に、矛盾を残す余地はないはずだからです。

モデレーター

素晴らしい言葉をありがとうございます。では、マレーシアの死刑判決再審理(resentencing)のプロセスに深く関わってきたシェリーにマイクを渡します。先ほど言ったように、マレーシアの死刑囚は現在約 97 名となっています。

2023 年、マレーシアでは義務的死刑(強制死刑)を廃止し、裁判官の裁量刑とする画期的な法律が成立しました。このマレーシアにおける非常に大きな前進と支持をもたらした要因は何だったと思いますか？

(シェリー・アブ・ラザク ADPAN)

これは短期間の努力の成果ではありません。活動家、弁護士、法曹三者(弁護士会)による 20 年以上のロビー活動とアドボカシーの積み重ねです。それが大きく状況を動かししました。

マレーシアでは政府の交代が何度もありましたが、それも改革を後押しする要因となりました。2017 年から始まり、最終的に 2023 年に法案が可決され、義務的死刑と終身刑(Natural life sentence)が廃止されました。私たちが今後も頼りにし、維持しなければならない要因は、弁護士、活動家、国際組織、CSO(市民社会組織)、そしてドナーたちです。完全な死刑廃止を達成するためには、彼らによる現場での継続的な活動が不可欠であり、それがマレーシアでの変化を可能にした重要な要因だと信じています。

モデレーター

ありがとう、シェリー。法的改革とともに、弁護士や市民社会の力が大きかったということですね。しかし、マレーシアで再審理のプロセスが一段落した今、どのような課題が残されているのでしょうか？

(シェリー・アブ・ラザク)

私たちは多くの課題に直面しています。1,300 人以上のうち、20 人は死刑が維持されました。また、再審理の対象から除外されているカテゴリーの人々がいます。例えば、この法律が通る前に統治者(国王や州の元首)から「恩赦」を与えられていた人々です。すでに 10 年間死刑囚として服役した後に恩赦で減刑(例えば禁錮 30 年)された場合、その 30 年のカウントは「恩赦された日」から始まってしまい、それまで服役した 10 年が考

慮されません。これは不公平であり、私たちは連邦裁判所に訴えを起しましたが、最終的に敗訴してしまいました。

もう一つの κατηγορία は「少年犯(事件当時未成年だった者)」です。マレーシアでは少年犯に死刑を科すことはできませんが、代わりに統治者の裁量によって期限の定めのない拘留(不定期刑)に処されます。私たちのクライアントの一人は少年時代に薬物密売で逮捕され、すでに 20 年以上拘留されています。もし彼が成人として判決を受けていれば、新しい基準(薬物密売に死刑は適用されなくなったため)によりすでに釈放されているはずですが、少年犯であるがゆえに今も拘留され続けています。量刑の不均衡と不条理が存在しており、こちらも裁判で敗訴してしまいました。

政策提言や法改革を求めるロビー活動、そして「世論の認識(Public Perception)」も大きな課題です。私たちは若者グループや様々な省庁と協力しています。死刑は司法省だけの問題ではなく、貧困、雇用、教育、健康など、すべての問題が絡み合っているからです。これらを総合的に解決しなければなりません。死刑を維持することは、問題解決からの「安易な逃げ道」であり、本当の解決策(教育や雇用の改善)は時間もお金もかかる困難な道です。だからこそ、様々な省庁や CSO と連携していく必要があります。

モデレーター

シェリー、ありがとう。では、シンガポールに目を向けてみましょう。シンガポールは、インドネシアやマレーシアとは対照的に、今も積極的に死刑を執行しています。

ADPAN の理事であり、市民社会の一員であるキルステン(Kirsten Han)にお聞きします。シンガポールで死刑反対の声を上げるというのは、どのような状況なのでしょう？ 公の議論はどのような様子ですか？

(キルステン・ハン Transformative Justice Collective)

シンガポールでは、死刑に関する本当の意味での国民的議論はほとんど存在しません。根本的に、シンガポールは非常に残酷で不寛容な国です。処罰こそが、あらゆる問題に対する「反射的な解決策」とみなされる懲罰的な社会です。

それは家庭でも、職場でも、学校でも見られます。例えば、学校が不登校やいじめ、電子タバコの所持に対して男子生徒を「鞭打ち刑(Caning)」に処す裁量権を持つことが、政府の公式見解となっています。この文脈における死刑は、そのような懲罰文化の最たる現れであり、権力が暴力を正当化する最も極端な形にすぎません。暴力を振るうことが問題なのではなく、「誰が暴力を振るうことを許されているか」が問題なのです。

チョウ・インの発表にもあったように、シンガポールでは昨年 17 件の執行があり、今年もすでに 12 件が執行されました。昨夜、13 件目の執行が今日行われるかもしれないというニュースを聞きましたが、まだ確認はできていません。ここにも「透明性の欠如」が表れています。政府が公式声明を出さない限り、執行があったかどうかさえ私たちには分からないのです。現在、約 24 人が死刑囚として収監されており、その全員が薬物犯罪です。そのため、シンガポールにおける死刑の議論は、実質的に「薬物政策の議論」となっています。

私たちが「Transformative Justice Collective(変革的正義コレクティブ)」として行っている死刑廃止運動は、法制度や政策の提言を超えて、この根深いマインドセット(思考様式)自体にアプローチする必要があります。単に政策を微修正するのではなく、シンガポール人に対して「自分たちは本当はどんな国に住みたいのか」を根本的に再想像してもらうことです。「一度失敗したら、間違ったことをしたら、容赦なく罰せられる国に住みたいのか？」ということです。

私たちはこれをより大きな対話の中に組み込んでいます。小さな規模で経験している懲罰文化が、実は死刑と同じ根っこから生じているのだと人々に気づかせるためです。マレーシアやインドネシアとは異なり、シンガポールには多くのアクターがいません。政府がこの問題での対話を拒否しており、死刑反対のアクティビズムは積極的に弾圧されているからです。

そのため、私たち市民社会は、草の根の組織化と一般への教育に頼るしかありません。政府と話ができない以上、人々の関心を高め、一般からの圧力を政府にかけるしか道はありません。死刑だけでなく、薬物政策、

刑務所の環境、警察のあり方、国家権力全般、さらには資本主義や気候危機、労働者の権利など、あらゆる交差性(インターセクショナルリティ)を交えて話をしています。

例えば、死刑は薬物使用や薬物取引を減らしませんが、生活賃金の保障、医療や住宅へのアクセスは、薬物取引や薬物による死亡に大きな(抑制の)影響を与えます。私たちはこのような観点を持ち込んでいます。先週末には「Support Don't Punish(処罰ではなく支援を)」という世界的なキャンペーンの一環として、ハームリダクション(危害緩和)のワークショップを開催し、法と衝突した経験を持つ人々や警察の嫌がらせを受けた人々のストーリーテリング・セッションを行いました。また、アクティビストが警察の取り調べに呼ばれた際の権利や準備方法をまとめたハンドブックも発行しました。これが私たちの活動です。

また、私たちは死刑囚が「どのような人物なのか」を伝える活動も重視しています。人々は、死刑囚の生い立ちやストーリーを本当に知ったとき、彼らが大物の「麻薬王」などではなく普通の一人の人間であることに気づき、深く共感してくれるからです。

私たちが立ち向かっている最大の難関は、「自業自得(Deservedness)」という政治的・哲学的な思想です。「権利とは普遍的なものであり、誰もが生まれながらに持つものだ」ということを主張し、納得してもらうのは非常に困難です。人々は「その犯罪者は権利に値しない」と考えがちで、刑務所内の人間を「犯罪者＝悪人」としてスティグマ(偏見)化しています。「犯罪者は悪いことをしたのだから、劣悪な環境で苦しんで当然だ」というマインドセットの人々に対して、司法へのアクセスや死刑囚の処遇改善を訴えても、ほとんど同情は得られません。だからこそ、国家が死刑囚の非人間化(人間扱いしないこと)を積極的に進めている中で、私たちは彼らを「人間化(Humanization)」する活動をしなければなりません。

シンガポールでは、裁判と控訴の段階までは法的な弁護表現が保証されていますが、控訴が棄却された瞬間から、法的な弁護表現の保証はなくなります。死刑を待つだけの囚人となり、リーガルエイド(法的援助)の資格を失うのです。彼らの唯一の仕事は、国家が彼らを執行するのを待つことだとされてしまいます。もし控訴棄却後に申し立てを行おうとしても、保証された弁護人はおらず、自分で弁護士を探さなければなりません。

しかし、私たちの経験上、控訴棄却後の申し立てを引き受けてくれる弁護士を見つけるのは極めて困難です。もし裁判所がその申し立てを「不当で無駄な訴え(frivolous case)」と判断した場合、弁護士自身が罰金を科されるなどの報復リスクがあるからです。申し立てを行うためのハードルは信じられないほど高く設定されています。

すべては、彼らを人間として、あるいは尊い命として見ていないというところから来ています。「お前の控訴は棄却された。ケースは終了だ。ただ死を待て」というわけです。これが私たちが直面している現実であり、挑戦しなければならない壁です。

近年、政府は世論のシフトを警戒し、死刑の有効性や「薬物との戦争」の必要性に関するプロパガンダをより緊密に、より大量に発信するようになっていきます。

世界的な政治情勢(戦争やジェノサイドなど)の中で、彼らはどれほど残酷に死刑を執行しても、メディアの関心が他へ移るため、非難を免れられると考えています。現場の活動家は圧倒的に力不足で、この執行のペースに追いつくキャパシティがありません。情報すら遮断されており、もし以前のように情報を提供してくれる人がいなければ、今日執行があったかどうかさえ分からない、というのが今の私たちの置かれている状況です。だからこそ、異なる戦略を考え続けなければなりません。可視化(Visibility)していくことが極めて重要です。現在、彼らは何のコスト(代償)も払わずに執行を強行してしまっているからです。

モデレーター

キルステン、ありがとう。可視化と、枠にとらわれない思考(Thinking outside the box)が必要だということですね。ここで非常に重要な問いになります。アジア太平洋地域には、死刑廃止国、存置国、そして積極的に執行を行っている国が混在しています。マークにお聞きます。オーストラリアのような死刑廃止国は、地域の国々が死刑を廃止していくためにどのような役割を果たすことができるのでしょうか？国際人権担当特使の立場から、外交や国際協力、原則に基づいた関与はどのように地域を動かせるのでしょうか？

(マーク・ドレイファス オーストラリア国際人権担当特使):

ありがとうございます。まず、第9回死刑反対世界会議の傍らで、このイベントを招集して下さったADPANをはじめとする市民社会のパートナーの皆さんに感謝いたします。世界の死刑廃止が私たちの共通の目標です。

オーストラリアのような廃止国にとって、問題は「関与すべきか否か」ではなく、「どのようにその目標を前進させるか」です。オーストラリアは、世界的な死刑廃止を提唱するために、あらゆる外交手段を活用しています。元内閣閣僚として保証しますが、オーストラリアの閣僚や政府高官は、それが効果的であると判断される場合、二国間会談において死刑廃止を優先的な人権課題として提起しています。私たちの外交は、公の場で行われることもあれば、非公開の静かな部屋で行われることもあります。

私たちは国連人権理事会や国連総会などの多国間での取り組みを支援しており、性自認、宗教、政治的見解、あるいは児童に対するものも含め、あらゆる状況下での死刑執行に一貫して反対してきました。また、国連の「普遍的・定期的レビュー(UPR)」プロセスを戦略的に活用し、死刑存置国に対して建設的な提言を行っています。

この関与において、最も重要で不可欠な原則が1つあります。それは、「私たちが望む変化は、その社会のあらゆる片隅で死刑に対する意識を動かしていく『現地のローカルな運動』によってもたらされる」という認識です。

進歩は決して直線的ではなく、政府が単独で行えるものでもありません。市民社会組織、法律家、研究者、コミュニティの擁護者、そして家族が、長年にわたりこの活動の最前線に立ってきたことを私たちは知っています。彼らの努力が、人権侵害を記録し、リスクにある人々を支え、義務的死刑の枠組みに挑戦し、困難な環境下でも死刑廃止を公の議題に載せ続けてきました。地域的・国際的なパートナーシップは、彼らの活動を補強し、支えるためのものです。

2024年、国連の「死刑執行停止(モラトリアム)を求める決議」は、加盟国から過去最高となる130票の賛成票を獲得し、いくつかの国が初めて賛成に転じました。これは心強い進展であり、今年もまたその投票が行われます。

オーストラリア自身の経験を振り返っても、廃止へのプロセスは段階的であり、時には断片的なものでした。オーストラリア最後の死刑執行は1967年2月に行われました。私は当時のことを語れる年齢ですが、1967年2月のロナルド・ライアン(Ronald Ryan)の絞首刑は、当時10歳で政治や政府に関心を持ち始めたばかりの私自身、そしてオーストラリア中の多くの人々に深い衝撃を与えました。私の地元であるメルボルンをはじめ、オーストラリア全土で抗議デモが起きたのを覚えています。

メディアはライアンの裁判、刑務所からの脱走、そして看守の射殺事件を大々的に報じ、彼は殺人の罪で有罪判決を受けました。しかし、そのオーストラリア最後の執行が議論に火をつけ、完全な死刑廃止に向けた新たな機運を国全体にもたらしたのです。

オーストラリアは連邦制であるため、各州が異なる方法、異なる時期に死刑を廃止していきました。クイーンズランド州は早くも1922年に廃止しましたが、西オーストラリア州が最後に廃止したのは1985年でした。そして連邦レベル(国家全体)で、国家議会在「死刑禁止法」を改正し、オーストラリア国内で死刑が二度と再導入されないように法制化したのは、ようやく2010年4月のことでした。私は一貫して死刑廃止を支持しており、当時のこの法改正を強く支持しました。

このプロセスがいかに漸進的(インクリメンタル)であったかを示す例として、オーストラリアが最後の執行を行った1967年当時、世界で完全に死刑を廃止していた国はわずか12カ国しかありませんでした。しかし、それからの59年間で、100カ国以上の国が完全に死刑を廃止しました。段階的ではあっても、これらは重要な成果です。

進歩とは「全か無か(オール・オア・ナッシング)」ではないということは、私たち全員にとって明らかです。死刑の対象となる犯罪の数を減らすこと、死刑が適用される対象の範囲を狭めること、必要的死刑(義務的死刑)を終わらせること、裁判官が刑事事件で適切な裁量権を行使できるようにすること。これらはすべて、オース

トラリアが地域において歓迎してきた進展です。完全かつトータルな死刑廃止を望む私たちは、さらなる前進を期待しつつも、これらの一步一步を歓迎する必要があります。

インドネシアが今月、執行なしで 10 年を迎えたという重要な進展を称えたいと思います。これは私たちの地域にとって非常に歓迎すべき、励みになる兆しであり、より広範な内省を促すものです。事実上のモラトリアムは重要であり歓迎されるべきですが、それがゴールではありません。私たちの課題は、その進展をさらに積み重ねていくことです。

私たちの地域における死刑廃止の未来は、これからの 10 年間の選択によって決まります。進展が不均等な時代だからこそ、私たちは慢心も宿命論(どうせ変わらないという諦め)も拒否すべきです。アジア太平洋地域の動向は、変化が可能であることを示していますが、それには粘り強さ、原則に基づいたアドボカシー、そして国際的な集団行動が必要です。

地域全体において、死刑から遠ざかる道筋(パスウェイ)は、すべての国で同じ形にはならないでしょう。ある国にとっては、透明性の向上、適用の縮小、あるいは義務的死刑の廃止から始まるかもしれません。またある国にとっては、持続的な事実上のモラトリアムや法改正の形をとるかもしれません。

重要なのは、これらの一歩が、害を減らし、制度を強化し、死刑廃止に向けた信頼を築くための「実質的な突破口」として認識されることです。死刑廃止に単一のモデルはありませんが、廃止が定着し持続するための政治的、法的、社会的条件を作り続けるという、共通の必須命題が存在します。

オーストラリアは、私たちの地域、そして世界中で、この進展を恒久的なものにし、死刑廃止を現実のものとするために活動するすべての人々とこれからも共に立ち続けます。ありがとうございました。

【質疑応答(Q&A)】

モデレーター

マーク、ありがとうございました。とても刺激的なお話でした。「同じ場所にとどまり続けるだけでも、多大な努力が必要だ」という言葉を思い出します。

それでは、会場から質問を受け付けたいと思います。

(マリー・ホルツマン Solidarity China 代表):

質問の機会をいただきありがとうございます。パリの NGO「Solidarity China(連帯中国)」の代表を務めるマリー・ホルツマンです。お察しの通り、私は特に中国とシンガポールに関心を持っています。かつて私が計算したところ、もしシンガポールに中国と同じ人口がいたら、中国の 4 倍以上の人を殺していることになるという、衝撃的な事実気づいたことがあります。

私の質問はマークにお聞きしたいです。オーストラリアは地理的にも中国と深く関わっていますが、中国の死刑問題に対して私たちは何ができるでしょうか？20 年前は、それが真実かどうかは別として、まだいくつかの(執行数の)数字や統計を手に入れることができましたが、現在は何もわかりません。情報が全く入ってこないのです。

私の中国人の友人で、インターネットの調査に非常に長けている人権擁護派の人がいるのですが、彼に中国の死刑について調べてもらっても、何も見つけられないと言っていました。中国は世界で最も深刻な死刑大国であるはずなのに、情報が何もないために、国際社会で話題にすら上らなくなっています。私たちはどうすればよいのでしょうか？

モデレーター

ありがとうございます。質問をいくつか集めてから、パネリストの皆さんに答えていただきましょう。アルバート、チョウ・インからあなたへ「インドネシアの 10 年猶予後の大統領による減刑判断は、依然として恣意的なものになるのではないか。インドネシアの CSO としてどのような共通の提言や推奨事項を持っているか」という質問もありましたね。

もう一人、質問をどうぞ。

(ジャン (Free Mumia movement))

パネリストの皆さん、この地域での素晴らしい活動を共有していただきありがとうございます。シンガポールのスピーカー(キルステン)が言っていた「厳罰化や拘禁の仕組みが、政府の目的を果たすために都合よく動かされている」という話に非常に感銘を受けました。死刑廃止の対話は、人々を救い、闘わなければ自由や命を奪われるような現実から人々を守るために「社会をどう再構築するか」という想像力を必要とします。その文脈において、人々を「恐怖から行動へと動かす」プロセス、草の根のレベルや法律家のネットワークをどのように組織化し、動員していくかについて、皆さんの見解をお聞きたいです。特にアンドレイの身に起きたような事件がある中で、人々が社会の再構成に向けて関与していくためのインスピレーションとなるものは何でしょうか？

(※「Free Mumia movement」の活動紹介、主権の主張、国連フォーラムを通じた nation states (国家) への働きかけの重要性についてマークが再登壇してコメント)

(マーク・ドレイファス)

中国についてですが、国連のフォーラムを活用して、地道にアプローチを続けていくしかありません。決議のたびに賛成国は増えています。国家に対して働きかけることができる唯一の実質的なツールは、国連が強く要求することです。

オーストラリアが中国に対して、幅広い人権問題について申し立てを行っていることは保証します。しかし、あなたが言うように、実際の情報を得ることは非常に長い戦いになるでしょう。私たちが 10 年前に知っていたことよりも、現在の中国の執行率について知っていることの方が少なくなっており、状況が後退していることには同意せざるを得ません。少し暗い回答になってしまい申し訳ありません。

(アルバート・ウィリヤ LBHM)

チョウ・インとジャンの質問に対して答えます。法律上、最終的な減刑の決定は大統領が行い、最高裁判所の意見も聴くことになっていますが、最終決定が大統領の手にあるのは確かです。

政府が減刑のガイドラインを策定するにあたり、私たち CSO は少なくとも 3 つの防護策(セーフガード)を推奨しています。1 つ目は、この猶予期間中における「法的支援(リーガルエイド)」の重要性です。多くの人はこれを単なる行政手続きと捉えていますが、私たちはそうは思いません。死刑囚にはこの期間中も法的代理人(弁護士)が必要であり、弁護士がプロセスの進捗を把握できるようにすべきです。

2 つ目は、更生審査の聴聞会(更生面談)のあり方です。法律上、死刑囚が「改心し、良好な行動を示した」場合に減刑されるとあるため、刑務所内での審査が行われますが、私たちは法制化の担当者に対し、その審査へのアクセス(透明性)を認め、囚人それぞれの脆弱性(置かれた環境)を適切に考慮するよう説得を試みています。

(※人々の動員に関するジャンの質問について、キルステンとチョウ・インにマイクを回す)

(キルステン・ハン TJC)

私たちが交差性(インターセクショナリティ)を包括的に受け入れるようになってから、多くの共感が生まれるようになりました。私たちが「Transformative Justice Collective (TJC)」を始めた当初は、死刑と薬物政策の身近な話ばかりをしていました。

しかし、設立から 5~6 年が経過した現在、TJC はシンガポールで再興しつつある「左派運動(レフティス・ムーブメント)」のハブのような存在になっています。もはや死刑や薬物だけの問題ではなく、他の多くの課題と結びついています。私たちは LGBTQ+ の権利を求める集会、労働者の権利を訴えるメーデーの集会、気候危機に関するイベント、独立系メディアの対話の場など、あらゆる場所に足を運んでいます。

これらをすべて結びつけることで、「死刑は自分には関係のない抽象的な問題ではない」と人々に気づかせようとしています。運動が直面してきた警察の捜査や嫌がらせを記録し、それでも運動がいかに成長し続けてきたかを示す活動も行っています。死刑を含めたより広い対話の中に自分たちを位置づけることで、すべてが地続きであり、私たち全員に関係のあることだと理解してもらえるのです。

また、人々がこの問題に関わるための「入り口」をできるだけ多く作るようにしています。シンガポールは小さな国で政府のコントロールが強いので、政府が議論させたくないテーマに触れる機会自体がほとんどありません。政府が話したいテーマ（例えば最近の電子タバコ禁止キャンペーンなど）であれば、地下鉄の駅に5枚以上のポスターが貼られ、嫌でも目に入りますが、議論させたくないテーマは主流メディアにもテレビにも一切出てきません。アクセスするのが極めて困難なのです。

私たちの仕事は、人々がこれらに触れる機会を創り出すことです。私たちはほとんどがボランティアで、本業があつたり学校に通つたりしており、時間もお金もありませんが、それぞれのスキルを活かしています。私はジャーナリストとして、自分が書く記事が、誰かにとって死刑や罰、社会のあり方について考える「最初の出会い」になるかもしれないという思いで、死刑や権威主義についての記事をたくさん書いてきました。

ソーシャルワーカーやコミュニティ・オーガナイザーの経験を持つボランティアたちは、以前は一軒一軒、文字通りドアをノックして「死刑について話しませんか」と回る活動をしていました。首相や内政難民大臣の選挙区でドアノックを行った際、違法なことは何もしないにもかかわらず警察を呼ばれ、1〜2時間拘束されるといった事態が起きたため現在は休止していますが、他にも映画の上映会やワークショップ、ストーリーテリング、SNSでの図解発信など、あらゆる方法を試みています。どこで誰が最初のきっかけを掴むかは分かりません。私たちが創り出す出会いが増えれば増えるだけ、それだけ多くの変化の引き金になると信じています。

(チョウ・イン ADPAN)

マレーシアでの過去18年間の経験から言えば、公の場で死刑について話すのは非常に困難でした。世論は常に死刑賛成に傾いていたからです。

2023年の法改正前、私たちが有効だと信じて取り組んだ手法の1つが「ストーリーテリング(ナラティブ)」でした。私たちは死刑囚のドキュメンタリー映画を制作し、それを対話のツールとして使いました。相手が死刑に賛成か反対かは問題ではなく、まずは会話を始めるためです。私たちはそのドキュメンタリーをマレーシアの国会内で2回上映し、国内外の映画祭や、台湾などのパートナー国でも上映会を行いました。これにより対話が生まれ、国会議員たちが映画の主人公やその家族を支援してくれる動きにも繋がりました。

ここで、ADPANが直接取り組んでいるキャンペーンに関する特別なビデオを上映します。パネリストの皆さんは一度降壇をお願いします。すみません、お時間です。

(※パネリスト降壇)

それでは、ADPANが死刑に反対して直接取り組んでいるキャンペーンのビデオをご覧ください。

【ビデオ上映(メアリー・ジェイン・ベローソ(Mary Jane Veloso)のケース)】

(ビデオ音声)

「彼女は海外での仕事を求め始めました。他の何百万人ものフィリピン人女性と同じように、メアリー・ジェイン(Mary Jane)は愛する家族のより良い未来を願い、何年も家族と離れて暮らすことを覚悟で、海外での仕事を探し始めました。

彼女はかつて中東で海外労働者として働いていましたが、雇い主の親族、あるいは雇い主本人から強姦されそうになり、フィリピンに帰国せざるを得なくなりました。

そしてフィリピンに戻った際、姻族(親戚)にあたる義理の姉妹から、マレーシア経由での仕事を提案されたのです。しかしマレーシアへ向かう途中で、その予定されていた仕事はもう無くなったと告げられ、彼女の手元には荷物(衣服)だけが残されました。

その後、彼女とその姉妹は、2人のアフリカ人の男たちに出会ったのです——」

(この後、動画が続きました。)

11 閉会式 ～CLOSING CEREMONY

(1) イントロダクション(司会進行)

(アリアンヌ・グレジョン(ECPM 副事務局長))

皆さん、こんばんは。マルティン、こんばんは。皆さん、こんにちは。お元気でお過ごしでしょうか。

私は、皆様のために本イベントを主催いたしました ECPM 副事務局長のアリアンヌ・グレジョンです。この閉会式で再び皆様とお会いできたことを、心から嬉しく思います。

今年は、この美しいラッセイ公邸の「祝祭の間(Galerie des Fêtes)」において、マルティン・バビンジュナ氏と共に司会を務めることができ、大変光栄に思っております。

(マルティン・バビンジュナ「死刑廃止世界連盟」副代表)

アリアンヌ、ありがとう。各国閣僚、高官の皆様、著名なゲストの皆様、そしてご列席の紳士淑女の皆様。

私はマルティン・バビンジュナです。「死刑廃止世界連盟」の副代表として、皆様の前に立ち、お仕えできるところを大変光栄に、また誇りに思っております。

共同進行役のアリアンヌと共に、この閉会式を極めて興味深く、人々の記憶に残り、そして素晴らしいイベントにしたいと願っております。ありがとうございました。

(アリアンヌ・グレジョン)

45年前、ここからほんの数歩離れた場所(国民議会本会議場)で、ある言葉が響き渡りました。それは、一世代のアボリショニスト(死刑廃止運動家)の活動家たちにとって歴史的なものとなった、ロベール・バダンテール氏の演説です。

本日、この「第9回死刑廃止世界会議」を締めくくりにあたり、このラッセイ公邸(Hôtel de Lassay)以上の場所があるでしょうか。私たちのためにこの門戸を開いてくださった国民議会議長のヤエル・ブロン＝ピヴェ閣下、ならびに多大なサポートをいただいた議長チームの皆様、心より熱く御礼申し上げます。

紳士淑女の皆様、それでは、この式典の幕開けを飾ってくださる国民議会議長、ヤエル・ブロン＝ピヴェ閣下を温かい拍手でお迎えください。

(2) 開会挨拶 ヤエル・ブロン＝ピヴェ フランス国民議会議長

(ヤエル・ブロン＝ピヴェ フランス国民議会議長)

皆様をここにお迎えできることを、なんと嬉しく思うことでしょう。

各国閣僚の皆様、国会議員の皆様、人権担当大使の親愛なるイザベル・ローム氏、各国大使の皆様、ECPM 会長、全国弁護士評議会(CNB)会長、パリ弁護士会会長、裁判官、弁護士、NGO・市民団体の皆様、そして高い志を持って参集された市民の皆様、紳士淑女の皆様。

先ほどご紹介にありました通り、45 年前の 1981 年 9 月 17 日、私たちからわずか数メートルの場所にある国民議会の本会議場で、伝説的な声が響き渡りました。

演台を固く握りしめ、当時の司法大臣であり、後に ECPM の名誉会長となる人物はこう宣言したのです。「明日、皆様のおかげで、フランスの司法はもはや人を殺す司法ではなくなります。明日、皆様のおかげで、私たちの共通の恥であった、フランスの刑務所の黒いカーテンの奥で夜明けに密かに行われる処刑はなくなります。明日、私たちの司法の血塗られたページはめくられるのです」

その男こそ、ロベール・バダンテールでした。彼は現在、フランス共和国の偉人たちが眠るパンテオンに祀られています。

ロベール・バダンテールは、ヴィクトル・ユーゴーの次の言葉を好んで引用していました。

「誰からも奪ってはならない権利、それは『より良い人間になる権利』である」

また、ユーゴー議員と同様に、バダンテールも死刑を「野蛮さの特別かつ永遠の象徴」とみなしていました。バダンテールは、個人的な信念と政治的行動の融合そのものでした。1981 年にフランスで死刑が廃止された後、彼の人生の最大の闘いは「普遍的な死刑廃止(世界中からの死刑根絶)」へと移りました。それは、普遍的な人権の名の下における、哲学的、倫理的、政治的、そして外交的な闘いでした。2001 年、ヨーロッパの人権の首都であるストラスブールで ECPM が開催した「第 1 回死刑廃止世界会議」で、彼が先頭に立って始めたこの闘いを、私たちは今日、共に引き継いでいます。

皆様、私たちがここに集う理由を明確にしましょう。死刑に反対することは、単なる活動家のポーズではありません。特定の文化的特異性を守るためでもありません。死刑廃止は、きわめて政治的で、ヒューマニズムに満ちた、普遍主義的な行為です。

私たちは「正義の精神」に基づき、廃止論者であることに誇りを持っています。国家が人を殺すとき、それは正義を体現しているのではなく、「目には目を」という復讐の掟を制度化しているに過ぎないからです。司法は人間が行うものであり、それゆえに過ちを犯し得る(誤判の可能性があるので)からです。絞首刑の縄、電気椅子、あるいは注射は、人間が「より良い人間になる権利」を抹殺してしまうからです。

私たちは「人間愛(ヒューマニズム)」に基づき、廃止論者であることに誇りを持っています。私たちは死刑囚監房がどのような場所かを知っているからです。それは単なる監禁ではありません。「苦悶の制度化」です。冷酷で非人間的な墓場であり、肉体が破壊される前に、まず精神が破壊される場所なのです。

私たちは「現実主義(プラグマティズム)」に基づき、廃止論者であることに誇りを持っています。国民議会図書館には、1780 年版の『犯罪と刑罰』が保管されていますが、著者のチャーレス・ベッカリーアは私たちにこう警告していました。

「犯罪を最も確実に防ぐのは、刑罰の残酷さではなく、処罰の確実性である」

統計もそれを証明しています。米国では、死刑制度を維持している州の方が、廃止した州よりも平均殺人率が 20%から 30%高いのです。

そして最後に、私たちは「普遍主義(ユニバーサリズム)」に基づき、廃止論者であることに誇りを持っています。ここからすぐ近くの場所で署名された世界人権宣言の第 3 条、「すべての人は、生命に対する権利を有する」という言葉を信じているからです。例外なく、あらゆる場所の、すべての個人にその権利があります。この命への権利、より良い人間になる権利は、日に日にその領土を広げています。私は、ロベール・バダンテールの精神に忠実な、この楽観的なメッセージをまず皆様に届けたいと思います。彼はかつてこう指摘していました。

「私が若かった頃は、死刑廃止を主張するために自分を正当化しなければならなかった。しかし今では、死刑に賛成する側が自分を正当化しなければならず、彼らは当惑し、守勢に立たされている」

今日、死刑廃止は、世界で前進を続けている数少ない人権の一つです。1981 年当時、世界の 3 分の 2 の国家が未だに死刑を執行していましたが、その傾向は逆転しました。193 の国連加盟国(地域等を含む 199 国)のうち 77%がもはや処刑を行っていません。114 カ国が完全に法制度上廃止しており(直近ではジンバブエが廃止への動きを見せています)、29 カ国が事実上の執行停止(モラトリアム)を適用しています。

しかしながら、残酷なパラドックス(矛盾)も存在します。

確認された年間執行数は 1981 年以来最悪の規模に達しており、わずか 17 カ国の当局によって 2,707 人以上が処刑されました。とりわけ、人口比で世界で最も多くの国民を処刑しているイラン・イスラム共和国は、それだけで執行数全体の約 80%を占めています。追い詰められたこの政権は、死をもたらす暴走を続けており、私たちはこれを最も強い言葉で非難します。

国民議会がイランの女性たち、そしてイランの人々と共にあるという絶対的な連帯を示すため、私はここラッセイ公邸に一つの胸像を設置しました。皆様も今日、その前を通られたはずです。それはフランスの象徴であるマリアンヌの胸像ですが、ただのマリアンヌではありません。あのマフサ・アミニの面影を残すマリアンヌです。

今週月曜日にも、私たちはフランソワ・オランド元大統領、フランス・イラン友好議員連盟会長のアイダ・ハジザデ議員、そして複数の国会議員と共に、イランの反対派の代表たちを囲み、イランでの処刑に「ノー」を突きつけるために集まりました。

他にも、中国、サウジアラビア、イエメン、エジプト、ソマリア、北朝鮮、ベトナム、そして米国の約半数の州などで、時に大量の処刑が続いています。現在、世界中で 2 万 5,000 人以上が死刑囚監房にいます。そして、その最前線に立たされているのが誰であるかを決して忘れてはなりません。それは政治的反対派、外国人、民族的・宗教的マイノリティ、そして性的マイノリティです。今日でも、12 カ国で同性愛が死刑の対象となっており、ウガンダは 2023 年にこの忌まわしいリストに加わりました。

さらに、コンゴ民主共和国やイスラエルでの憂慮すべき後退が証明しているように、いかなる進歩も永遠に保証されているわけではありません。これらの逆行は悲劇的であり、私たちに警鐘を鳴らしています。

では、フランス国内はどうでしょうか。フランス国内でさえ、廃止から 45 年が経った今でも、この進歩は「永遠に勝ち取られた既得権」ではありません。凄惨な事件が起きるたびに、ギロチンを懐かしむ人々が法的殺人の復活を叫びます。私はここで明確に宣言します。死刑は、決して国民投票の対象にしてはなりません。妥協してはならない原則があるのです。

だからこそ、かつて欧州経済共同体(EEC)の中で最後まで死刑を執行していたフランスは、現在、この分野の先駆者(パイオニア)たらんとしています。だからこそ、2007 年に両院合同会議に集まった国会議員たちは、憲法第 66-1 条に次のシンプルで力強い言葉を刻んだのです。

「何人も、死刑に処されることはない」

もし私に願いが許されるなら、すべての国がその法的規範の最高位(憲法)に死刑廃止を明記することを望みます。

紳士淑女の皆様、フランスはこの人道的な闘い、政治的な闘いを外交を通じて展開しています。ここで、我が国の議会外交の取り組み、外交委員会の議員たちの献身、フランコフォニー国際議員連盟(APF)や欧州評議会議員会議(PACE)の代表団の尽力に敬意を表したいと思います。皆様が今朝出席された会議の運営を通じて、その並々ならぬ熱意を改めて実感されたことでしょう。

この普遍的原則のために日々尽力している国会議員の皆様、そしてこの松明を絶やすことなく掲げ続けてきたすべての人々に、深い敬意を表します。ここで私の親愛なる同僚、アラン・トゥーレ議員の顔が思い浮かびます。また、外務省(ケ・ドルセ)のチーム、親愛なるエレオノール・カロワ副大臣、そして人権大使のイザベル・ローム氏、お二人の毅然としたコミットメントに感謝いたします。

皆様のおかげで、フランスは国連の場において毅然とした擁護論を展開することができ、我が国は、過去最高となる 130 カ国の支持を得て「普遍的な死刑執行モラトリアム決議」を採択させるための最前線に立ちました。フランス外交はまた、死刑廃止を直接の目的とする唯一の世界的条約である「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 2 任意議定書(自由権規約第 2 外の選択議定書)」の批准を推進する原動力ともなっており、現在までに 92 カ国が締約国となっています。

しかしながら、すべてを国家や条約、議会だけに依存してはなりません。進歩は法律だけで決まるものではなく、全員で築き上げるものです。それは上からの命令ではなく、皆で共有する勝ち取りのプロセスです。したがって、普遍的な廃止は、皆様が代表されている活動家、団体、市民社会といった「参加型社会」によっても勝ち取られるものです。

ここで、死刑廃止世界連盟(World Coalition)およびすべての市民社会組織に対し、特別な感謝の言葉を述べたいと思います。この第9回会議には、100カ国以上から1,500人以上の参加者(裁判官、弁護士、活動家、政治家、市民)が集まり、対話を交わしました。皆様のコミットメントに感謝いたします。この「良心の連盟」からこそ、明日、そして今日の勝利が生まれるのです。

実際、皆様の動員のおかげで、この会議期間中に具体的な進展が見られました。レバノンからは、死刑廃止法の制定プロセスが開始されたという素晴らしいニュースが届きました。シエラレオネ、カンボジア、中央アフリカ共和国、チャドが第2選択議定書の批准に向けて前進していることも心強い限りです。そして、次回の世界会議のホスト国となることを表明してくれたモロッコの強い意志に敬意を表します。これらはすべて、この2日間の具体的な成果です。

紳士淑女の皆様、この2日間で状況を動かしたこの参加型社会は、今大会で私たちが焦点を当てた2つの計り知れない力を持つ柱に支えられています。それは「文化」(『迷子の足跡の間(Salle des Pas Perdus)』での展示など)と、そして「若者」です。

先ほどお会いした、世界各国から集まった50人の「死刑廃止ユースアンバサダー(青年大使)」の皆様へ、改めて挨拶を送りたいと思います。若い友人である皆様が、その目で「世界からの完全な死刑廃止」を見届けられることを願っています。私たちは皆様に期待し、皆様がこの松明を引き継いでくれることを信じています。

紳士淑女の皆様、2021年にまさにこの場所、この「祝祭の間」でロベール・バダンテールが残した予言的な言葉で、私の挨拶を締めくくらせていただきます。私はその時、彼の目の前にいました。彼はこう言いました。「遅かれ早かれ、死刑廃止が勝利することは確実である。なぜなら、それは『命(生命)』のための闘いだからだ。一つの命のためではない、命そのもののための闘いなのだ」

それでは共に、命のために働き続けましょう。ありがとうございました。

(3) 来賓祝辞 エレオノール・カロワ フランス欧州・外務副大臣

(マルティン・バビンジュナ)

国民議会議長閣下、素晴らしいスピーチをありがとうございました。

著名なゲストの皆様、紳士淑女の皆様。ここで次のスピーカーをお迎えいたします。

フランス欧州・外務大臣付フランコフォニー・国際パートナーシップ・在外フランス人担当副大臣、エレオノール・カロワ閣下です。大臣、よろしくお願いいたします。

(エレオノール・カロワ フランス欧州・外務副大臣)

ありがとうございます。国民議会議長、親愛なるヤエル、国際機関および非政府組織(NGO)の代表の皆様、閣僚、国会議員、大使の皆様、弁護士会会長、弁護士、裁判官の皆様。すべてのプロトコルを遵守しつつ、何よりも、日々人権のために尽力されているすべての皆様に敬意を表します。

死刑の現実を目を開く社会は、必然的に廃止へと向かいます。フランスは、先ほど言及があった通り、40年余り前にロベール・バダンテールらのおかげで死刑の現実を目を拓きました。確かに、隣国ポルトガルなどと比較すれば、フランスの歴史の中では比較的遅い廃止でした。人権擁護の伝統や、先駆者である高名なユーゴー議員、ラマルティーヌ議員がいたにもかかわらず、私たちはこの闘いの最前線にいたわけではありません。時間がかかったのです。

しかし、1981年以来歩んできた道を振り返ると、それだけに大きな誇りを感じます。フランスは今日、世界中で死刑廃止のために闘う主要なアクター(当事者)となっています。欧州・外務副大臣として、私は多くの皆様と共に、この政策の擁護に貢献できる特権を得ています。ここで改めて、人権大使である親愛なるイザベル・ローム氏の尽力に敬意を表します。

私個人の家族の歴史から見ても、これは個人的な誇りであり、フランスの国際的な関与を証明するものです。私たちは、国際舞台において、持てるすべての外交リソースを投入する2つの主要な行動軸を持っています。

第1の軸は、国家間の対話である「外交そのもの」です。私たちはパートナー諸国の法改革を支援し、司法制度の強化に貢献し、多国間の枠組みの中で人権を推進しています。死刑廃止の防衛は、民主主義の防衛と同様に、必然的に「集団的な努力」を要するものであるという点を強調したいと思います。人権を持続的に進歩させるのは、長期的な連合、同盟、そして動員です。だからこそ、この世界会議のようなプラットフォームが極めて重要なのです。次回の世界会議の開催を引き受けてくださったモロッコのコミットメントに、改めて感謝いたします。

しかし、法改革の背後には、皆様一人ひとりの熱意があることを私は忘れません。議長、あなたが仰ったように、これは一つの命の闘いではなく、多くの人々の命の闘いであり、この闘いを共有するすべての命が関わっています。国際機関の動員だけでなく、何よりも市民社会、そして日々この闘いを現場の最も近い場所で支えている草の根の人権擁護活動家の皆様の勇氣ある活動にかかっています。

フランスは、彼らがどこにしようとも、彼らを支え、支援する義務があると考えています。この点に関し、間もなく授賞式に参加される、人権擁護者のための「マリアヌヌ・イニシアチブ」の3名の受賞者——ファン(Fang)氏、ミスラ(Misra)氏、そしてマヤンバ(Mayamba)氏に特別な敬意を表したいと思います。皆様、彼らに大きな拍手をお願いいたします。

彼らに感謝するとともに、ジャーナリスト、元拘禁者、元死刑囚、当事者のご家族、そして弁護士など、人権のために活動が続けているすべての活動家の皆様に思いを馳せています。とりわけ、彼らの闘いに対して敵対的になりつつある環境の中で活動する弁護士の存在は非常に重要です。世界的に見ても、現在、民主主義は大きな打撃を受けています。民主主義の進展は鈍化し、多くの国で後退、それも著しい後退が見られます。死刑は、権威主義を強め、体制の正当化を試みる政権にとって、明らかに「トーテム(象徴)」となります。たとえ限定的な条件であれ、あるいは例外的なケースであると言い訳を並べようとも、一度死刑を復活させることは、安全弁、否、人道的な「防波堤」を決壊させることを意味します。ひとたびそれが崩れれば、人間の尊厳は二の次の、付随的な要素へと格下げされてしまいます。それこそが、絶対に容認できない理由です。

実際、世界のいくつかの地域では、特定のポップ(人々)を非人間化し、彼らの人間性の根幹をなすものを、陰湿にあるいは極めて暴力的に剥奪しようとする言説や慣行が再燃しています。それは、端的に言えば「生きる権利」の剥奪です。

だからこそ、私はここパリで示された前向きな機運を讃えたいと思います。完全な死刑廃止に向けて迅速に進展させることを約束してくれたレバノンの代表団に感謝します。また、シエラレオネの大臣、カンボジア、中央アフリカ共和国、チャドが第2選択議定書の批准への道を歩んでいると表明されたことにも敬意を表します。

これまでの進歩にもかかわらず、死刑は依然として「現在の課題」であり、死刑が廃止された国にいるか否かにかかわらず、私たち全員が現在進行形で取り組まなければならない闘いであることを忘れてはなりません。

したがって、歴史的な引用で締めくくる代わりに、皆様に一つの映画をお勧めしたいと思います。すでにご覧になった方もいるかもしれませんが、モハマド・ラスロフ(Mohammad Rasoulof)監督の映画『悪は存在しない(There Is No Evil)』です。この作品は、権威主義体制によって「人を殺す責任」を委ねられた人々、そしてその責任を背負わされた人々、あるいは逆にそれを拒絶した人々を描いています。どちらの場合も、死刑がモラル(道徳)および社会的な泥沼であり、一言で言えば「行き止まり(不条理)」であることを非常に美しく見せてくれます。ラスロフ監督のカメラを通して、死刑は、繊細に描かれた花畑の奥にまで忍び寄り、目に見えないが不穏な影として浮かび上がります。そして、この影こそが社会全体の生活を毒しているのです。

この映画は、本会議の余韻の中で、私たち一人ひとりの思索を深めてくれる啓発的な作品です。いかなる残酷な扱いも、いかなる厳罰も、犯罪を効果的に抑止することはできず、被害者が被った損害を回復することもできません。正義は、本質的に別の次元にあるべきものだからです。

ですから、警戒を怠らないようにしましょう。妥協せず、毅然と、闘志を燃やし、どこであっても、そしていつでも、共に死刑に反対して闘い続けることに誇りを持ちましょう。ありがとうございました。

(4) 主催者謝辞 マルティン・バビンジュナ

(アリアンヌ・グレジョン)

カロワ副大臣、力強く、そして人々を結びつける素晴らしいスピーチをありがとうございました。

この場をお借りして、ECPMを代表し、本会議の主唱者(パトロン)であるフランス政府、とりわけ欧州・外務省に心より深甚なる謝辞を申し上げます。また、本大会を共同主催してくださったスイス連邦および欧州連合(EU)、ならびにすべての資金拠出国・機関(ドイツ、ポルトガル、モナコ、ルクセンブルク、アイルランド、欧州評議会、フランコフォニー国際機関、パリ弁護士会、そしてパリ市)に対しても、感謝の意を表します。皆様のご支援なしには、この会議が日の目を見ることはありませんでした。

そしてもちろん、本日ここにいるマルティンが代表を務める「死刑廃止世界連盟」にも感謝いたします。連盟は、私たちの学術プログラムにおけるパートナーであり、世界中で死刑廃止を進展させている人々を顕彰するために、この式典を共に企画した大切な仲間です。

(マルティン・バビンジュナ)

ありがとう、アリアンヌ。

各国閣僚の皆様、高官の皆様、著名なゲストの皆様、ECPM 理事会の皆様、死刑廃止世界連盟の理事およびスタッフの皆様、国会議員の皆様、市民社会の代表の皆様、ユースアンバサダーの皆様、アフリカ人権委員会の委員長および副委員長、ならびにすべての特別手続きのホルダー(任務保持者)の皆様、こんにちは。

ここで、死刑廃止世界連盟を代表して、謝辞を述べさせていただきます。

死刑廃止世界連盟は、創設メンバーの一員である ECPM と共同で、この「第 9 回世界会議」を開催できたことを光栄に思い、また誇りに感じています。加盟組織、パートナー、政府、そして世界中の市民社会の同盟者と共に、私たちは「死刑の普遍的廃止」という一つの共通の目的の下に結ばれた、真にグローバルなコミュニティを集める特権を得ました。

この数日間、私たちは裁判所、政府、市民社会、ユース、国家人権機関、各国議会、その他の重要な機関が死刑廃止を推進する上で果たす極めて重要な役割について議論してきました。私たちは、未だ残る課題に直面し、情報の透明性と非開示の重要性を再確認し、グローバルな運動を強化するための新たな機会を展望してきました。

最も重要なことは、この会議が次の一つのシンプルな事実を補強したことです。すなわち、「死刑廃止運動はより強くなっている」ということです。新しい声、新しいパートナーシップ、そして高まる国際的な支持は、私たちに希望を抱かせるに十分な理由を与えてくれます。

世界連盟は、この世界的な運動を一つにし、組織を団結させ、死刑のない世界という私たちの共有のビジョンを増幅し、前進させるために存在しています。この会議は、私たちが集団として(コレクティブに)働くときに何を達成できるかを思い起こさせる、強力な機会となりました。

この厳かな閉会式が始まるにあたり、ここでなされたコミットメントを意味のある行動へと変えていくという、新たな決意を胸に刻みましょう。

挨拶を終える前に、初日の式典に出席してくださったフランス共和国大統領エマニュエル・マクロン閣下の臨席に敬意を表したいと思います。マクロン大統領、そして多くの異なる政府の著名な代表者の皆様の出席と、死刑廃止への継続的なコミットメントに感謝いたします。最後にこの点に触れておきたいと考えました。

結びとして、私たちは死刑が廃止されるその日まで、共に働き続けることを誓います。

ありがとうございました。

(5) 死刑生還者の証言 アハメッド・ハオウ モロッコの元死刑囚

(アリアンヌ・グレジョン)

マルティンが言った通り、私たちの闘いを続けましょう。

この式典では、4つの賞と、そして「ロベール・バダンテール大賞」が授与されます。しかし皆様もご承知の通り、今夜ここに「敗者」はいません。ここにいるのは、それぞれのアプローチで廃止の理念を前進させている女性たち、男性たちです。

これから贈られる賞は、誰かを他者より優遇して区別するためのものではありません。特定の人物や組織を通じて、多くは陰の存在として、人間の尊厳と「尊厳への権利」を守るために闘っているすべての人々のコミットメントを具現化するものです。皆様が称えるために選んだ受賞者たちは、不条理を拒絶する運動全体の象徴なのです。

なぜなら、いかなる勝利も、一人の男や一人の女だけで勝ち取れるものではないからです。弁論、キャンペーン、報告書、会議の背後には、表舞台には立たなくとも、運営を担い、翻訳をし、予算を管理し、皆様を迎え、メモを取り、メールに返信し、これらの出会いを可能にしている無数の人々がいます。ですから今夜、代表となるいくつかの顔を祝福すると同時に、彼らが代表している何千もの仲間たちの存在を決して忘れないようにしましょう。

また今夜、私たちは「世界会議の25周年」をも祝福します。四半世紀もの間、皆様の傍らで、私たちが一刻も早く「過去の遺物」としたいと願うこの刑罰を後退させるために尽力してきました。

25年——しかし、あと何年かかるのでしょうか。死刑囚監房という名の拷問を耐え忍ばなければならない人間が一人もいなくなるまでに、あと何年の歳月が必要なのでしょうか。あと何年でしょうか。

この試練を乗り越えられた皆様、あなた方は生存者(サバイバー)であり、私の、そして私たちのヒーローでありヒロインです。

それでは、その貴重な証言を共有するために、モロッコから遥々パリまでお越しいただいた元死刑囚、アハメッド・ハオウ(Ahmed Haou)氏をステージにお迎えいたします。

(アハメッド・ハオウ モロッコの元死刑囚)

(※証言の冒頭部分。感情が高まり、記憶が去来する中で言葉を紡いでいます)

単なる好奇心からではありません。

私は、記憶の、あの頃のスローガンを胸に行きます。

私は、222の魂(かつての仲間たち)の間に身を投じようとしています。

私は立ち止まりました。

私は、モロッコで非常に有名な、ある「浴場(監獄の暗喩、あるいは過酷な拘留環境)」の中に置かれました。

非常に甘い言葉をかけられながら、私たちは完全に「未知の領域(異常な空間)」に置かれていたのです。

私はそこで15年(実際の独房監禁期間)を過ごしました。

目の前にあるのは、日常的な拷問でした。

その後、私たちは……

私はかろうじて息をしていました。激しい苦痛の中で眠っていました。

私に対する「罪状」を知ったのは、その時のことです。

それは、国家転覆を企てたクーデターの罪(putschiste)という罪状でした。

私には何の心当たりもありませんでした。

(監獄の上空を飛ぶ)戦闘機の音だけが響いていました。

私が試みたこと、それはただ、自由に表現することだけだったのです。

裁判長……

私は……

(この後、よく聞き取れませんでした。)

12 表彰式 ～AWARDS CEREMONY

第9回死刑廃止世界会議表彰式およびロベール・バダンテール・グランプリ発表

(1) ユース・イニシアチブ賞 (Youth Initiative Prize) の授与

司会(マルティン)

それでは、アリアンヌからこれらの賞について詳しく説明してもらいましょう。

(アリアンヌ)

わかりました、あと15分ほどですね。マルティン、ありがとうございます。これより、公式に授賞式を執り行います。すでにお伝えした通り、いくつかの賞が授与される予定であり、受賞者の皆様にはそれぞれスピーチのお時間があります。ここにいる皆さんが受賞者です。

先週火曜日、私たちは世界中から集まった若者たちの調和した、個性的で、希望に満ちた声とともに、この会議を開会しました。若者は今回の大きなテーマの一つでした。その深い関与、アイデア、そしてエネルギー。若者たちは今日、明日の死刑廃止への道は自分たちと共に築かれるのだと私たちに語りかけています。ですから、最初の賞が彼らに贈られるのは極めて自然なことでした。

「ユース・イニシアチブ賞(若者イニシアチブ賞)」を授与するため、ポルトガルのリタ・アラカウジョ・ジュディス (Rita Alarcão Júdice) 司法大臣をステージにお迎えいたします。ポルトガルは死刑廃止に深くコミットしており、本会議の支援国でもあります。大臣、ありがとうございます。

(リタ・アラカウジョ・ジュディス ポルトガル司法大臣)

国民議会議長、大臣、世界死刑廃止連盟およびECPMの代表の皆様、著名なゲストの皆様、紳士淑女の皆様。本日、第9回死刑廃止世界会議の閉会式に参加できることを大変光栄に思います。ECPM、フランス当局、そしてこの重要なイベントを可能にくださったすべてのパートナーに心から感謝の意を表します。ポルトガルを代表してここに立つことは特権です。我が国は1世紀半以上にわたり、死刑廃止の側に確固として立ってきました。昨日、7月1日は、国王ルイス1世がポルトガルにおける一般犯罪に対する死刑廃止法案に署名してからちょうど159年目にあたる日でした。これにより、我が国はこの歴史的な一歩を踏み出した世界で最初の国の一つとなったのです。

この決断は、国境を越えて広く響き渡りました。祝福した人々の中には、ヴィクトル・ユーゴーがいました。彼は当時のポルトガルの著名人に手紙を送り、この決断への賛辞を表明し、これを進歩の真の兆候として広く讃えました。その手紙の中で、ヴィクトル・ユーゴーはこう書いています。

「ポルトガルは死刑を廃止したばかりだ。このような進歩を遂げることは、文明にとって偉大な一歩を踏み出すことである。この時代から、ポルトガルはヨーロッパの最前線に立っている。あなた方ポルトガル人は、果敢な航海士であることをやめたわけではない。かつては大洋を渡って前進し、今日は真実の追求のために前進している。原則を宣言することは、世界を発見することよりもさらに美しい」

ポルトガルはそれ以来、その遺産を重んじてきました。死刑が復活したことは一度もなく、ユニバーサルな(世界的な)死刑廃止の推進は、人権に関するポルトガルの外交政策の最優先事項であり続けています。だからこそ私たちは、まだ死刑を廃止していないすべての国家に対し、法と実践における廃止への第一歩として、死刑執行のモラトリアム(一時停止)を適用するよう改めて呼びかけます。

紳士淑女の皆様、この大義の未来は次世代の双肩にかかっています。ポルトガルは、若者が公共の場や、自分たちに影響を与える政策の形成において、意味のある発言権を持たなければならないと信じています。これは、国連をはじめとする国際的なユース・アジェンダへの我が国の長年の関与に反映されています。したがって、ここに「ユース・イニシアチブ賞」を授与できることを嬉しく思います。しかし、受賞者を発表する前に、最後に一言お伝えさせてください。

受賞したプロジェクトは、若者が知識、創造性、そして決意を与えられたときに、何を達成できるかを証明しています。それは、若者の並外れた動員力と波及効果、そして人権を前進させる上での教育と信頼できる情報の代えがたい役割を浮き彫りにしています。ノミネートされた皆様、あなた方のコミットメント、信頼、そして人権の進歩への刺激的な貢献に感謝します。あなた方の活動は、情報に基づき関与する市民、特に若者が、より人道的な未来を形作る力を持っていることを思い出させてくれます。

ヴィクトル・ユーゴーが手紙に書いたように、死刑の廃止は人類の進歩の証であることを常に心に留めておきましょう。彼がポルトガルの通信相手に送った、人々を鼓舞する言葉を借りて締めくくることがお許しください。「死に、死を (Mort à la mort)。戦争に、戦争を (Guerre à la guerre)。生命よ、万歳 (Vive la vie)。自由とは、私たち全員がその市民である広大な広がりなのだ」

それでは、今年の「ユース・イニシアチブ賞」の受賞者を発表いたします。

|DRC(コンゴ民主共和国)の若者による受賞スピーチ

ポルトガル司法大臣/司会:

今年のユース・イニシアチブ賞は、「アボリション・ナウ・DRC(コンゴ民主共和国)」に贈られます。おめでとうございます！

(拍手と歓声)

(シヤナ(Shiana) 受賞者・DRC 代表):

今夜、この賞を受け取るために皆さんの前に立てることを嬉しく思います。この新しい世界会議に参加できること、そして今日、この賞を手に行うことは、私、そして私の国であるコンゴ民主共和国にとって真の名誉です。

私の手にあるこの賞は、単なるサービスへの褒賞や一瞬の輝きではなく、大きなモチベーションです。私と、ここにいる友人たち、そして大使と共に歩むための原動力となります。私たちは自国に死を望んでいません。法律があり、メッセージがあります。ありがとうございました。

(2) アドボカシー賞 (Advocacy Award) の授与

司会(マルティン)

最初の賞の受賞者に祝意を表します。紳士淑女の皆様、次の賞に移る前に、「ユース・セーフティ・イニシアチブ」と「クライム・サポート・コミュニケーションズ」のチームについても特別に言及させてください。この賞は非常に競争が激しく、僅差の選考でした。

それでは、次の賞である「アドボカシー賞(啓発・擁護活動賞)」のプレゼンターをお呼びいたします。「プリズンズ・フューチャー・ファンデーション」のエグゼクティブ・ディレクターであるゴドフリー・ミアンバ氏、そしてマリアンヌ・イニシアチブのフェローであるニコール・フォン氏です。

(ゴドフリー・ミアンバ)

閣下、著名なゲストの皆様、同僚の皆様、死刑廃止運動の仲間の皆様、そして親愛なる友人たち。本日、第9回死刑廃止世界会議において、アドボカシー賞を共同で授与できることを大変光栄に思います。

私はザンビアの人権擁護家として、また2026年マリアンヌ・イニシアチブのフェロー、そして世界国連総会における死刑執行モラトリアム決議に向けたアドボカシーを支えるワーキンググループの共同議長として、ここに立っています。世界中の同僚たちと共に、私たちは国連総会や人権理事会における死刑に関する取り組み、そして普遍的定期審査(UPR)を通じた対話をサポートしています。

しかし、これらの責任以上に、私にとって死刑廃止へのコミットメントは極めて個人的なものです。1997年、私はザンビアで死刑執行を目の当たりにしました。その経験は、司法、人間の尊厳、そして死刑の「取り返しのつかない性質」に対する私の理解を決定づけました。それが、私の生涯をかけた死刑廃止運動への転換点となったのです。

ザンビアの矯正施設での 10 年間の生活を含む、私自身の生々しい体験から、私は過去 18 年間にわたり、法制度の改革、人権、そして社会的に排除され脆弱な人々、特に刑事司法制度に直面している人々を支援する組織を立ち上げました。

今日、私たちが卓越したアドボケイト(擁護活動家)を表彰するとき、私たちは個人の功績以上のものを祝福しています。私たちは、変化は可能であるという勇気、忍耐、そして揺るぎない信念を祝福しているのです。

私たちの運動は、非常に異なる文脈の中で行われています。今なお死刑が執行されている国で活動続ける人もいれば、法律上死刑が存在するものの実質的に執行されていない国、あるいはすでに廃止された国で活動する人もいます。これらの違いに関わらず、私たちは人間の尊厳を守り、すべての人の命を重んじる正義を前進させるという共通のコミットメントによって結ばれています。

私たちの活動には困難が伴います。世界中で、市民社会の縮小、政治的不安定、紛争、そして変化する安全保障上の懸念が、人権擁護家の決意を試し続けています。廃止を訴えるには、並外れた勇気と回復力が必要です。しかし歴史が教えてくれるのは、永続的な進歩は諦めることを拒む人々によって達成されるということです。世界の死刑廃止運動が前進したのは、無数の活動家、組織、サバイバー、弁護士、国会議員、宗教指導者、そして政府が、恐れよりも希望を、沈黙よりも対話を、そして虚無よりも人間性を選んできたからです。

本日の受賞者、そしてこの部屋にいるすべての活動家に感謝を伝えます。あなたが守るすべての命、あなたが改革を助けるすべての法律、あなたが呼び起こすすべての対話、そしてすべての連帯の行動が、死刑が歴史の過去のものとなる世界へと私たちを近づけています。

この旅を共に続けるにあたり、進歩が遅くとも毅然とした態度を保ちましょう。課題が生じても辛抱強く進みましょう。お互いから力を得て、勇気、決意、慈悲、そして死刑のない世界は可能であるだけでなく「私たちの手の届くところにある」という揺るぎない信念を持って進み続けましょう。受賞者の皆様、おめでとうございます。ありがとうございました。

(ニコール・フォン)

こんにちは。今年の世界会議で、マリアンヌ・イニシアチブのフェローであるジョフリーと共にアドボカシー賞を授与できることを嬉しく思います。

前職のアムネスティ・インターナショナル・マレーシアでは、死刑廃止に向けた調査、アドボカシー、キャンペーンに携わってきました。過去数年間、私は 2 つの隣国が死刑に関して全く異なる道を歩むのを目撃してきました。マレーシアが死刑の使用を削減する方向へ着実に進んでいる一方で、シンガポールは特に薬物関連犯罪に対する死刑執行を強化しています。昨年、シンガポールは 17 人の死刑を執行し、そのうち 15 人が薬物関連でした。今年もすでに 12 件の執行があり、そのすべてが薬物関連犯罪によるものです。

これとは対照的に、マレーシアは大きな進歩を遂げました。2023 年、マレーシアは義務的死刑制度(法定刑として死刑のみを規定する制度)を廃止し、12 の犯罪から義務的死刑を排除しました。また、7 つの犯罪において死刑を完全に廃止し、終身刑の判決に関しても見直しを行いました。さらに、死刑囚が判決の再審理を受けられるプロセスを開始し、2018 年からの執行モラトリアムも維持しています。これらの改革の結果、死刑囚の数は 1,200 人以上から、現在は 100 人未満へと大幅に減少しました。

私の心にずっと残り続ける一人の人物がいます。私の友人であるマレーシア人のパニール・セルバムです。彼は残念ながら、昨年 10 月にシンガポールで死刑が執行されました。彼の唯一の願いは、家族のために生き直し、償いをし、死刑の残酷な現実を伝えるための「第二のチャンス」を与えられることでした。獄中にあっても、パニールは愛、許し、そして希望を語る詩や音楽、手紙を書き続けました。

本日この場にきているパニールと彼の姉妹たちに、彼の詩『セントラル・リテラチャー』の短い一節を読んで、このスピーチを捧げたいと思います。

「死刑は万能薬(特効薬)ではない。すべての命は神聖なもの。それを秘密にしないでおう。死を主張する者たちは、さらなる遺体を貪り、さらなる血が流れることを頑なに望む。国家を純粋に保つための扉は、殺人に殺人を重ねることだと言うのか」

今日、私はとてもシンプルな呼びかけで終わりたいと思います。私はマレーシアに対し、死刑の完全廃止に向けた最後のステップを踏み出すよう促します。そして国際社会に対し、シンガポールがすべての死刑執行に対するモラトリアムを直ちに確立するよう、共に声を上げることを強く求めます。

最後に、ジョフリーが言ったことに同調し、今日のアドボカシー賞の受賞者を祝福します。あなた方の勇気とコミットメントは、抑圧に直面しても連帯して共に立つ市民社会とすべての人々の不屈の努力があって初めて、死刑廃止への進歩が可能になるということを思い出させてくれます。ありがとうございました。

司会(ニコール・フォン)

それでは、今年の第9回死刑廃止世界会議「アドボカシー賞」の受賞者をお呼びしましょう。

モロッコのラヒム・ジャマイ氏です！

(拍手)

司会

ジャマイ先生、マイクをお取りください。イヤホンからの指示で、少し時間が押しているとのことですが、先生のスピーチの力強さと要約力はよく存じ上げております。

(ラヒム・ジャマイ 受賞者)

私たちの社会において、そしてここ ECPM での私たちの活動において、死刑廃止のために働くことは正義に基づいています。死刑に反対する国会議員のネットワークの皆様にご感謝いたします。

そして、私たちは ECPM の支援、そして昼夜を問わず働き、今日この会議に私たちを集めてくれた人々の支援に深く感謝しています。司法大臣やここにいるすべての死刑廃止論者と同様に、私は皆さん全員をマラケシュでの次回会議(※将来の開催予定)でお待ちしています。それまでにモロッコが、この廃止への歩みの中で歴史的な決定を下すことを願っています。ありがとうございました。

(アリアンヌ ECPM)

ECPM として、この賞を非常に嬉しく思います。私たちは長い間、皆さんと共に活動してきました。

(3) ディフェンス賞の授与

それでは、時間を遅らせることなく、このセレモニーを続け、「ディフェンス賞(弁護・防衛賞)」の授与に移りましょう。自分の命や自由、安全を危険にさらしてまで死刑に直面している人々を弁護する人々に敬意を表するこの賞を授与するのに、法曹界の代表者以上の適任者がいるでしょうか。

全国弁護士会(CNB)会長のジュリー・クチュリエ(Julie Couturier)氏、そしてパリ職能弁護士会(Barreau de Paris)会長のレイ・ドゴス(Louis Degos)氏をステージにお迎えします。温かい拍手でお迎えください。

(ジュリー・クチュリエ 全国弁護士会会長)

国民議会議長、大臣、人権大使、著名な高官の皆様、親愛なる同僚の弁護士の皆様、死刑廃止運動のパートナーおよび友人の皆様。パリの多くの弁護士を代表する立場として、死刑廃止の闘いの友人である皆様の前に立てることを大変光栄に思います。

極刑は単なる刑事罰ではありません。それは「社会の選択」そのものです。たとえ犯された犯罪が最も重大な部類のものであったとしても、それは司法、人間の尊厳、そして基本的人権に対する私たちの関係を問い直すものです。この点において、弁護士は世界的な死刑廃止の闘いにおいて特異な立場を占めています。彼らはしばしば、個人と恣意的な権力との間の最後の砦となります。彼らは、司法は決して復讐と混同されてはならないこと、弁護は最後まで聞き入れられなければならないこと、そして人間の権利は感情や政治的怒りの前に決して消し去られてはならないことを思い出させる存在です。

歴史が証明しているように、死刑が存続する場所ではどこでも、手続き上の保証が厳しい試練にさらされます。誤判は存在し、差別は存在し、強要された自白は存在し、不公正な裁判の結果としての有罪判決は存在します。しかし、判決が「不可逆(取り返しがつかない)」であるとき、いかなる過ちも修正され得ません。だからこそ、弁護活動と弁護士会間の連帯は、死刑廃止の闘いにおける中心的な課題なのです。

死刑の危機に瀕している人を弁護することは、犯罪を擁護することではありません。どんなに重い罪で告発されていようと、すべての人間はその尊厳と権利を保持するという原則を擁護することなのです。この信念は、1981年のフランスでの死刑廃止以来、フランスが掲げてきた価値観の中核であり、親愛なるロベール・バダンテールのように、民主主義の人道性は「自国の最大の敵をどのように扱うか」によって測られるということを証明するために生涯を捧げた人々の価値観の中核にあります。

それはまた、一昨日、エマニュエル・マクロン大統領によって、次のような言葉で力強く表現されました。「死刑にはいかなる抑止効果もなかった。それは武器になり得るが、決して盾にはならない。廃止とは尊厳の承認である」

そしてこの原則こそが、私たちの民主社会と共生(vivre ensemble)の基盤なのです。

多くの国で、死刑の危機に瀕した人々を弁護する弁護士は、極めて困難な状況下で働いています。圧力や脅迫、誹謗中傷、さらには訴追を受ける者もいます。単に弁護という使命を果たしたという理由だけで、自由や命を危険にさらす者もいます。彼らを防衛し、彼らの独立性と安全を守ることまた、死刑廃止の闘いの一部です。だからこそ、CNBとパリ弁護士会は共同で、今年で活動10周年を迎える「危険にさらされている弁護士のための国際監視機構」の枠組みを通じて、脅迫を受けている弁護士の保護に取り組んでいます。

死刑と、公正な裁判を受ける権利の弱体化との間には、深い結びつきがあります。多くの場合、極刑は弁護権が制限され、例外的な手続きが通常の保証に優先し、真実の探求よりも迅速な鎮圧が好まれる文脈で蔓延します。だからこそ、死刑との闘いは、議長が仰ったように「法の支配」の防衛と不可分なのです。弁護は特権ではなく、司法の条件なのです。

今日においても、闘いは終わっていません。世界のある地域では死刑執行が再開され、私たちの近くを含む他の地域では、退行的な誘惑が再浮上しています。これらの課題に直面して、弁護士会、人権組織、そして弁護士には特別な責任があります。法、理性、そして尊厳に基づいた断固とした言葉を発信し続けることです。私たちは、司法は人を殺すときに最も強いのではなく、基本的人権を守るとき、公正な裁判を保証するとき、そして「取り返しのつかない事態」を拒絶するときに最も強いのだということを、絶え間なく呼びかけなければなりません。

死刑廃止の大義は、単に死刑囚の弁護だけでなく、私たちが集団として何者であるかの防衛でもあります。それは、人間の尊厳がいかなる状況をも超えて存在するという言明です。したがって、この世界的なコミットメントを支援するために尽力している同僚の弁護士を表彰する「ディフェンス賞」を授与できることを、大変光栄に思います。

それでは、会長に封筒を開けていただきましょう。今年のディフェンス賞は、2つの受賞者に授与されることを大変嬉しく思います。

(フランス法曹界代表):

ディフェンス賞の受賞者は、「コーネル死刑全世界センター(Cornell Center on the Death Penalty Worldwide)」,そして「台湾のプロボノ(無償)弁護団(The90probonolawyersinTaiwan)」です!

(※コーネル大学の代表者は欠席のため、台湾の代表者が登壇)

(林欣怡(Lin Hsin-yi) 台湾死刑廃止推進連盟・代表):

私は弁護団の弁護士の一人ではありません。私は弁護士ですらありません。なぜ私がここにいるのかをお話しします。ほんの数時間前に知らされたのですが、本来登壇するはずだった弁護士が出席できなくなったため、非常に緊張しながら、台湾を代表してここに立っています。

台湾では 2024 年、死刑廃止のための憲法解釈の運動を行っていました。その際、この部屋にいる世界連盟、ECPM、TAEDP(台湾死刑廃止推進連盟)、そして多くの NGO や教授の皆様から多大なご支援をいただきました。しかし非常に悲しいことに、私たちが望んだ完全廃止の瞬間は訪れず、大きな失望を味わいました。それでも運動は続いています。憲法解釈を申し立てた 37 人の死刑囚にとって、それが最後の希望であり、最後のセーフガード(安全装置)でした。憲法裁判所の判決は、「台湾は死刑を維持できるが、それは最も重大な犯罪に限られ、厳格な適正手続き(スーパー・デュー・プロセス)を伴わなければならない」というものでした。しかし同時に憲法裁判所は、最高検察庁長官(検事総長)に対し、すべての死刑囚のために「非常上告(特別上告)」を申し立てるべきであり、彼らの訴えは新しい状況下で再審理されなければならないとも述べました。判決が出た金曜日、死刑囚たちはニュースを見ても裁判所の意図が理解できませんでした。そのため、私の同僚と私は月曜日に拘置所へ行き、何が起きたのかを説明しました。彼らは非常に悲しみ、不安がっていました。私たちは彼らに「心配しないで、私たちが弁護士を見つけて非常上告を助けるから」と説明しました。それからわずか数日の間に、台湾の法律扶助基金会、台北弁護士会、民間司法改革基金会と話し合い、彼らのための弁護士を探そうとしました。

そしてすぐに弁護士が集まり、私たちはすべてのケースの調査を始めました。しかし、2025 年 1 月に台湾で死刑執行が起きてしまいました。さらに 4 月には、法務省が死刑執行を容易にするために執行規則を変更しました。そのため、チームとなった 90 人の弁護士たちは、時間がなく、多大なプレッシャーにさらされていました。彼らはケースを研究し、検事総長に非常上告を申し立てなければならなかったのです。

この賞への応募について、私は当初彼らには言いませんでした。なぜなら、私たちはまだ一件も勝訴しておらず、受賞できるとは思っていなかったからです。しかし最後の瞬間に応募しました。なぜなら台湾では、あなたが「悪人」である死刑囚を弁護するとき、メディアから「悪魔の弁護士」と呼ばれるからです。法務省はルールに従わず、執行はいつでも行われ得る状態でした。彼らには時間がなく、ものすごいプレッシャーがかかっていました。

しかし私が彼らにメッセージを送ると、ベテラン弁護士も若手弁護士も、誰一人として躊躇しませんでした。彼らはただ「欣怡(シンイー)、手伝うよ」と言ってくれたのです。彼らはプロボノ(無償)で活動し、ベテラン弁護士たちはすぐに承諾し、若い世代の弁護士たちを連れてきてくれました。

こうして 90 人の弁護士がチームとなり、共に懸命に活動してきました。現在、約 2 年が経過しました。検事総長は弁護士からの書類を受け取りましたが、非常上告を申し立てたのは 4 件のみで、他の人々はまだ待っている状態です。憲法解釈を申し立てたときは 38 人いましたが、一人は結果を待たずに病気で亡くなり、一人は昨年執行され、もう一人は今年 1 月に病気で亡くなりました。

私たちが言いたいのは、私たちは今も戦いの中にあり、まだ勝ったわけではないということです。しかし、その懸命な努力と困難を皆さんが見てくれたことに感謝します。台湾は今、真夜中なので彼らはまだこの受賞を知りません。

ここに一緒に来ている王弁護士(Wang YingZhu)は、法律扶助基金会を代表してこの困難な仕事をやり遂げました。彼女がこのメッセージを台湾の弁護士たちに持ち帰ります。

最後に一つだけ言わせてください。私たちは絶対に勝ちます。なぜなら、すべての弁護士が同じ困難な仕事を共にに行っているからです。私たちが勝てるのは、この 90 人がいるからです。この部屋にいるすべての弁護士の皆さん、どうか立ち上がってください。この賞は、あなた方全員のためのものです。ありがとうございました。

司会(アリアンヌ)

コーネル大学の皆様は都合により出席できませんでしたが、彼らも素晴らしい活動を行っています。このディプロマ(賞状)を彼らに届けます。

(4) ドキュメンテーション賞(Documentation Award)の授与

司会(司会)

フランス全国弁護士会会長およびパリ弁護士会会長、受賞者の皆様、ありがとうございました。次の賞に行く前に、先ほどのユース賞の次点として「ユース・セーフティ・イニシアチブ」と「クライム・サポート・コミュニケーションズ」のチームがあったことを共有させてください。彼らにも盛大な拍手をお願いします。それでは、次のカテゴリーである「死刑ドキュメンテーション賞(記録・調査賞)」に移ります。プレゼンターは、2022年のベルリン会議で同賞を受賞したマイティレイ・ミスラム氏です。

(マイティレイ・ミスラム)

皆さん、こんばんは。本日、ドキュメンテーション賞を授与できることを光栄に思います。

情報の誤認やフェイクニュースが蔓延し、国家による抑圧に加担している今日の社会政治環境において、活動家や学者が単に「真実を述べる」というシンプルかつ強力な行為は、容易でも安全でもありません。政府に責任を追及することは決して簡単ではありませんが、私たちの多くはそれを続けています。私たちが勇敢だから、あるいはヒーローだからではなく、それが世界における私たちの役割であり、障壁や脅迫があっても、不条理の物語、Tragedy(悲劇)の物語、そして時には希望の物語を記録せざるを得ないからです。

私たちは、共通の人間性の認識が後世に記録されることを願って、物語を記録しています。本日、私たちは大きなリスクを冒しながら、不正に光を当て、権力を監視し、世界を確実に変えていく物語を記録・記録した人々を称えます。

受賞者は、「トランスフォーマティブ・ジャスティス・コレクティブ(Transformativ Justice Collective-シンガポール)」、および「イラン・ヒューマン・ライツ(Iran Human Rights)」です！

(拍手)

(シンガポール代表 トランスフォーマティブ・ジャスティス・コレクティブ):

ECPM、世界連盟、そして死刑と戦っているすべての同盟の皆様、ありがとうございます。シンガポールにおける私たちの経験では、沈黙、不可視化、そして抹殺があるとき、死刑は繁栄し、政府は免責されて行動します。だからこそ、死刑囚やその家族の物語を記録し、伝え続けることが重要なのです。人々が死刑について、そしてそれが私たちの社会をどのように反映しているかを見つめ、理解すればするほど、運動は成長します。ありがとうございました。

(マフムード・アミリ=モガダム イラン・ヒューマン・ライツ代表)

この認識に深く感謝します。これは何よりも、私たちに情報を提供してくれている「すべての勇敢な人々」への認識です。ご存知のように、イランでは全死刑執行の90%以上が公式に発表されません。過去19年間で私たちは約11,000件の執行を記録し、昨年だけでも多くの執行(※具体的な数字の言及)を記録しました。情報を提供してくれる人々は、命の危険を冒しています。彼らは世界に何が起きているかを知ってほしいと願っており、世界が沈黙しないことを望んでいます。

また、夜間に携帯電話でこの情報を受け取っている私の同僚たちへの認識でもあります。電話が鳴り、メッセージが届くとき、そこには名前があり、年齢があり、一人の人間が存在しているのです。私たちのパートナーであるECPMが、私たちのレポートに可視性を与えてくれます。

また、この賞をイラン国内の死刑廃止運動に捧げます。毎週火曜日には、57の刑務所の囚人たちが日々の死刑執行に抗議してハンガーストライキを行っています。

最後になりますが、過去数ヶ月間、イランの人権状況は戦争の影に隠れてきました。戦争が終わり、二度と戻らないことを願っていますが、人権の原則を重んじる国々、特に本日ここに集まっている国々は、イスラム共和国(イラン政権)とのあらゆる対話において、死刑執行のモラトリアムを核心的な要求として掲げなければなりません。

私たちは活動を続けます。私たちの世代が世界の死刑廃止を目撃することを心から願っています。

ありがとうございました。

(5) ロベール・バダンテール・グランプリ(Grand Prix Robert Badinter)の発表と授与 司会(アリアンヌ)

2組の受賞者にお祝いを申し上げます。さて、これまでに4つの賞を授与し、残るは5つ目の賞です。これらの賞は、世界死刑廃止連盟の全メンバーによる参加型のプロセスであり、まさに「仲間による承認(ピア・レビュー)」であることを皆様にお伝えしておきます。

5つ目の賞は、皆様が投票された、一般投票による、心からの賞である「ロベール・バダンテール・グランプリ」です。これより、ECPM 事務局長のラファエル・チェノー＝アザンを呼びます。

(ラファエル・チェノー＝アザン ECPM 事務局長)

皆さん、こんにちは。ロベール・バダンテールはよく閉会式で「時間が遅くなっている、私たちは遅れている」と言っていたものです。これは本当に彼らしいエピソードです。

私たちがロベール・バダンテールに、この賞に彼の名前を冠することを提案したとき、彼はただ一つのことだけを言いました。「この賞が何よりも、現場で廃止運動を生かし続けている人々を助け、彼らに光を当てるために使われるように」と。彼にとって重要だったのはその条件だけでした。彼は自身の名前が機関や勲章に関連付けられることを常に拒んでいましたが、この賞に名前をつけることには、存命中に直接同意してくれたのです。

これは私たち ECPM にとって多大な栄誉であり、同時に、世界中で彼のコミットメントを生かし続けるという責任でもあります。彼の戦いを引き継ぐ皆さん全員を通して。実際、彼は今日、私たちと共にここにいます。前を見てください、彼は活動家たちと共に、ここにいます。

ここで、2022年のベルリン会議の閉会式で「ECPM ロベール・バダンテール賞」を受賞した最後の受賞者である、イランの弁護士ナスリン・ソトウーデ氏に思いを馳せたいと思います。彼女は投獄されていたため、当時賞を受け取ることができませんでした。彼女は今もイランにおり、去る5月13日に解放されたばかりですが、依然として非常に困難な状況にあります。

この「ECPM ロベール・バダンテール・グランプリ」は、世界会議の参加者である皆様自身が投票された、特別な賞です。3人のファイナリストが選ばれました。私の心は痛みます。なぜなら、この3人の偉大な死刑廃止のリーダーの中から一人だけを選ぶことなど不可能だからです。

まず、コンゴの NGO「平和と正義のための文化」の会長であるリエヴァン・ンガンジ(Liévin Ngondji)氏。平和と正義、この2つの言葉が、2001年のストラスブールでの第1回会議から ECPM と共に歩んできた彼を要約しています。

次に、ナイジェリアのアンジェラ・ウウエンドウ(Angela Uwendu)氏。彼女は、今なお死刑を維持している巨大な国ナイジェリアにおいて、何千人もの死刑囚への支援を担っています。

そして3人目のファイナリストは、レバノンのウワリド(Walid)氏のパートナーであり、共にレバノンでの廃止運動を率いてきた人物です(※レバノンは先頃、死刑廃止に向けた前向きな発表を行いました)。彼らは死刑廃止だけでなく、非暴力の価値観の周囲でキャンペーンを展開してきました。死刑廃止の背景には、民主主義、非暴力、尊重、連帯、そして人間の尊厳という価値観があるというモデルを、私たちは支持したいのです。

紳士淑女の皆様、この一般投票による「ロベール・バダンテール・グランプリ」を授与するため、国民議会議長のヤエル・ブロン＝ピヴェ氏(Yaël Braun-Pivet)をお呼びできることを大変光栄に思います。また、本日この場にロベール・バダンテールの家族である息子のベンジャミン・バダンテール(Benjamin Badinter)氏、そして彼の重要な元同僚たちがどうしても出席したいと駆けつけてくれたことにも敬意を表します。

ヤエル・ブロン＝ピヴェ(フランス国民議会議長)：

ロベール・バダンテール賞を授与する光栄をいただき、ありがとうございます。私はかつてここに座り、法律委員会の委員長を務めていた際、彼(バダンテール)の言葉を聞くという素晴らしい機会に恵まれ、共に死刑廃止の記念日を祝いました。

私たちが言ってきたように、世界的な死刑廃止は要請であり、人間の尊厳の奥深くに根ざした絶対的なモラル(道徳的)な要請です。先ほど冒頭のスピーチでも申し上げたように、法や条文だけでは十分ではないことを

私たちは知っています。テキストは宣言でき、条約は禁止できます。しかし、社会が沈黙し、良心が無関心なままであれば、ギロチンは常に抜け道を見つけるでしょう。

だからこそ、死刑廃止の闘いは国家や機関の側からだけ来るものであってはならず、市民社会の深層から湧き上がらなければなりません。それは、日々のコミットメント、自由な声、自由な力を見出さなければならないのです。そこに、私が「コミットメントの社会(社会への関与)」と呼ぶ力が介入します。私は一人ひとりの責任を深く信じています。それぞれが自分の場所で、それぞれの役割において、物事の流れを変えることができるのです。

私たちの良心の結合によってのみ、私たちは司法から復讐の要素を完全に排除することができます。司法がいかなる国においても、二度と「人を殺す司法」にならないようにするために、私たちは、絶え間なく弁護する裁判官や弁護士、世論を喚起し動員する市民団体、人権活動家、他者の命のために時に自由を危険にさらすアーティスト、そしてこの闘いの先頭に立つ希望である若者たち、あなた方全員を切実に必要としています。ここに集まった皆様、あなた方こそがこの「コミットメントの社会」の職人です。心の底から感謝いたします。そして、まさにこの市民の勇気に光を当てるために、2022年の第8回会議において「ロベール・バダンテール・グランプリ」が創設されました。ロベール・バダンテールの名前を冠することは、戴冠(ゴール)ではなく、「受け入れがたい事態に直面したときに、決して目を背けない」という誓い(サーム)なのです。

ECPM が主催するこの第2回のグランプリにおいて、一般の動員は並外れたものであり、この闘いが国境を大きく超えるものであることを証明しました。3人のファイナリストを含むすべての参加者を祝福します。しかし、勝者は一人だけです。

それでは、ロベール・バダンテール・グランプリの受賞者は……

リエヴァン・ンガンジ(Liévin Ngondji)氏です！

(盛大な拍手と歓声)

(ラファエル)

素晴らしい！おめでとうございます！

(以下、録音できず。)

13 第9回死刑廃止世界会議・閉会スピーチ

(司会者)

本日を閉じるこの大会(第9回世界会議)は、私たちの協会、パートナー、そして市民社会が、多くの国々で死刑廃止を前進させる力を持っていることを明確に証明するものです。

この場をお借りして、世界でも類を見ないこの市民の挑戦を、日々現場で支え、命を吹き込んでくださっているすべての方々の傑出した取り組みに、心から敬意を表したいと思います。

私たちはこれまでの進歩を喜び、歓迎すべきですが、同時にそれと同時に強調しなければならないことがあります。それは、私たちが今、非常に厳しい、後退の危機に満ちた時代に直面しているということです。

かつては、死刑廃止への流れはもはや逆戻りできない、不可逆なもののように思われていました。

しかし現在、この進歩の軌道は脅かされています。

この会議の中で何度も耳にしたように、刑の執行や、司法・法制度の後退が各地で急増しています。

米国、コンゴ民主共和国(RDC)、ナイジェリア、ブルキナファソ、そしてイスラエル。今この瞬間も、私たちは現地の状況に思いを馳せています。

そして、現地で活動するパートナーの皆さんのことを。

(※音声の乱れ)

人間の尊厳というものは、かつては決して侵してはならない、当然の権利(普遍的な既得権)とみなされていました。

しかし今やそれは激しい論争的となり、「安全保障」や「アイデンティティ」、さらには「選挙目当ての立身出世(利己主義)」や「秩序の維持」という祭壇の前に、いとも簡単に犠牲にされようとしています。あらゆる場所で。(※約 20 秒間の音声の乱れ・英語の混入)

それが法律へと反映され、そして実際の行動(執行)へと移されているのです。

政府開発援助(ODA)における暴力や恣意的な判断、あるいは、市民社会の活動空間(シビック・スペース)に対するますますあからさな妨害行為。

ここで改めて思い起こしましょう。

死刑を廃止し、人権を守るということは、決して「国家主権の喪失」を意味するものではありません。それは「人間性の獲得(より人間らしくなること)」なのです。

この暗い現状があるからこそ、ここに集った私たち一人ひとりの動員と結束が、かつてないほど強く求められているのです。

2001 年にストラズブールで「第 1 回死刑廃止世界会議」の創設を可能にした、あの原点であり連帯の精神へと、私たちは立ち返らなければなりません。

すべての世界会議は、普遍的な死刑廃止に向けた新たな推進力となります。

決して諦めてはならないこと、私たちの実践やビジョンを進化させ続けなければならないことを、会議は示してくれています。

意見を交わし、対話を信じ、同盟の力を信じることです。

今年、私たちは死刑廃止を目指すレバノン政府の強い意志と、子どもの権利条約第 2 条(または死刑廃止に関する国際条約の選択議定書等)の批准を約束した国々の姿勢を歓迎します。

市民社会として、私たちはこれらの約束が果たされるかを注視し、このダイナミックな動きを伴走し、支えています。

また、今回の「第 10 回世界会議」の開催地として名乗りを上げてくださったモロッコ王国に対し、心より感謝申し上げます。

さらに、資金面で支えてくださったパートナーの皆様にも感謝いたします。

何よりもまず、当初から私たちを温かく迎え、政治的支援を提供してくださった開催国・フランスに感謝します。外務省のすべての部局、そしてすべての準備が最高の形で進むよう、影で尽力してくださったすべてのスタッフの皆様にも思いを馳せています。

同様に、この第 9 回会議の制度的パートナーであるスイス、欧州連合(EU)、その他の機関の皆様にも感謝いたします。

そして最後に、多くの国々から非常に幅広い参加を可能にしてくれたコア・グループ(中核組織)に感謝します。

(※音声の乱れ)

この会議をひとつの「集団的な力」へと高めてくれたすべての人々。

政府代表、死刑廃止世界連盟(WCADP)の同僚たち、国会議員、国際機関、研究者、そして私たちに加わってくれた市民社会のメンバーの皆様。

共にアドボカシー(政策提言・擁護活動)の戦略を強化してくださり、本当にありがとうございました。

人権擁護者を支え、私たちの共通の目的を前進させてくれたことに感謝します。

(※音声の乱れ)

(主催者として)この会議の運営や受け入れにおいて、力を貸してくださったすべての方々に感謝いたします。

ボランティアの皆さん、そして地元の専門高校の生徒の皆さん。

校(リセ・プロフェッショナル)の生徒の皆さん。

そして、司法保護局(PJJ)のメンバーや高等教育機関の関係者の皆様。

(※ここで録音終了)



発言録(録音反訳)電子版はこちらからご覧いただけます。電子版はフルカラーで作成されていますので、図表や写真がカラーでご覧いただけます。

2026年8月12日

報告者

太田宏史	Hiroshi Oota
大槻展子	Nobuko Otsuki
大野鉄平	Teppei Ono
海渡雄一	Yuichi Kaido
高遠あゆ子	Ayuko Takatoh
辻 孝司	Takashi Tsuji
新倉 修	Osamu Niikura
堀 悠子	Yuko Hori